

平成20年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 3月10日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に参加した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第3号 諸般の報告について	5
議案第5号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号）について	6
議案第6号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	15
議案第7号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号）について	16
議案第8号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	18
議案第9号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について	20
議案第10号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について	22
議案第11号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	24
議案第12号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について	25
議案第13号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について	28
議案第14号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について	29
議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	

	て……………	3 0
議案第 1 6 号	出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定 について……………	3 0
議案第 1 7 号	出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	3 0
議案第 1 8 号	出雲崎町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び出雲 崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正す る条例制定について……………	3 6
議案第 1 9 号	出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について……………	3 7
議案第 2 0 号	出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正 する条例制定について……………	3 8
議案第 2 1 号	出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 制定について……………	3 8
議案第 2 2 号	出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制 定について……………	3 8
議案第 2 3 号	出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について……………	3 9
議案第 2 4 号	出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に ついて……………	4 0
議案第 2 5 号	出雲崎町後期高齢者医療に関する条例制定について……………	4 2
議案第 2 6 号	新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規 約変更について……………	4 3
議案第 2 7 号	北国街道妻入り会館の指定管理者の指定について……………	4 3
議案第 2 8 号	平成 2 0 年度出雲崎町一般会計予算について……………	4 5
議案第 2 9 号	平成 2 0 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について……………	4 5
議案第 3 0 号	平成 2 0 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について……………	4 5
議案第 3 1 号	平成 2 0 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について……………	4 5
議案第 3 2 号	平成 2 0 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について……………	4 5
議案第 3 3 号	平成 2 0 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について……………	4 5
議案第 3 4 号	平成 2 0 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について……………	4 5
議案第 3 5 号	平成 2 0 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について……………	4 5
議案第 3 6 号	平成 2 0 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について……………	4 5
議案第 3 7 号	平成 2 0 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について……………	4 5
	予算審査特別委員の選任……………	7 1
	予算審査特別委員会の正副委員長の互選……………	7 2

議案第38号 監査委員の選任について	72
散 会	73

第2日 3月14日（金曜日）

議事日程	75
本日の会議に付した事件	75
出席議員	76
欠席議員	76
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
職務のため議場に出席した者の職氏名	76
開 議	77
一般質問	77
中野勝正議員	77
田中元議員	83
田辺雅巳議員	92
宮下孝幸議員	99
散 会	104

第3日 3月19日（水曜日）

議事日程	105
本日の会議に付した事件	106
出席議員	107
欠席議員	107
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
職務のため議場に出席した者の職氏名	107
開 議	108
議事日程の報告	108
議案第14号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について	108
議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	108
議案第16号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定	

	について……………	1 0 8
議案第 1 7 号	出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1 0 8
議案第 1 8 号	出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1 0 8
議案第 2 0 号	出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1 0 8
請願第 1 号	住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願について……………	1 0 8
請願第 2 号	生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願について……………	1 0 8
議案第 2 7 号	北国街道妻入り会館の指定管理者の指定について……………	1 1 2
議案第 1 9 号	出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について……………	1 1 3
議案第 2 1 号	出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1 1 3
議案第 2 2 号	出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1 1 3
議案第 2 3 号	出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について……………	1 1 3
議案第 2 4 号	出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について……………	1 1 3
議案第 2 5 号	出雲崎町後期高齢者医療に関する条例制定について……………	1 1 3
議案第 2 6 号	新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について……………	1 1 3
陳情第 4 号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について……………	1 1 3
議案第 2 8 号	平成 2 0 年度出雲崎町一般会計予算について……………	1 1 6
議案第 2 9 号	平成 2 0 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について……………	1 1 6
議案第 3 0 号	平成 2 0 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について……………	1 1 6
議案第 3 1 号	平成 2 0 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について……………	1 1 6
議案第 3 2 号	平成 2 0 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について……………	1 1 6
議案第 3 3 号	平成 2 0 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について……………	1 1 6
議案第 3 4 号	平成 2 0 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について……………	1 1 6
議案第 3 5 号	平成 2 0 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について……………	1 1 6
議案第 3 6 号	平成 2 0 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について……………	1 1 6
議案第 3 7 号	平成 2 0 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について……………	1 1 6

発議第 1号	出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	1 1 8
発議第 2号	出雲崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例制定について	1 1 9
発議第 3号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について	1 2 0
所管事務調査報告	(社会産業常任委員会)	1 2 1
議員派遣の件		1 2 2
閉会中の継続審査の件	(社会産業常任委員会)	1 2 2
常任委員会の閉会中所管事務調査の件		1 2 2
議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件		1 2 2
閉 会		1 2 2
署 名		1 2 5

平成20年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 10日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
3月10日	月	本会議第1日目（招集日）
11日	火	休 会（議案調査）
12日	水	予算審査特別委員会
13日	木	予算審査特別委員会
14日	金	本会議第2日目（一般質問）
15日	土	休 会
16日	日	休 会
17日	月	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
18日	火	休 会（議案調査）
19日	水	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(3 月 10 日)

平成20年第2回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年3月10日(月曜日)午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について
- 第4 議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第5 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第6 議案第5号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算(第11号)について
- 第7 議案第6号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第8 議案第7号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第3号)について
- 第9 議案第8号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第10 議案第9号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)について
- 第11 議案第10号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第12 議案第11号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第13 議案第12号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について
- 第14 議案第13号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第15 議案第14号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第16号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第17号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第18号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 第21 議案第20号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第21号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第22号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第23号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第24号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第25号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例制定について
- 第27 議案第26号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 第28 議案第27号 北国街道妻入り会館の指定管理者の指定について
- 第29 議案第28号 平成20年度出雲崎町一般会計予算について
- 第30 議案第29号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第31 議案第30号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
- 第32 議案第31号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第33 議案第32号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第34 議案第33号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第35 議案第34号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第36 議案第35号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第37 議案第36号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第38 議案第37号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第39 議案第38号 監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成20年第2回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、3月5日に委員会を開催し、今定例会の議会運営に関し、お手元にお配りしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、中野勝正議員及び7番、宮下孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの10日間に決定しました。

◎議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元にお配りいたしましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によ

り、お手元にお配りいたしました請願文書表及び陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第3号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県町村議会議長会定期総会について報告します。去る2月15日に県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしましたとおり、報告5件が承認され、平成20年度一般会計予算など議案4件が可決されました。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。去る2月19日に開催された2月定例会の会議結果について、中野勝正議員から報告がありました。

中野勝正議員の発言を許します。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） 去る2月の19日の日に新潟県自治会館本館3階の301会議室におきまして、新潟県後期高齢者医療広域連合の会議がありましたので、報告させていただきます。

皆様のお手元に配付してある内容等でございますが、若干補足させていただきます。議案第2号におきまして平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計について質疑がありました。共通経費負担金における均等割の負担割合についてあったわけでございます。反対討論が同じようになりまして、以上の結果、原案可決されました。

それから、議案第3号においては平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について質疑等があった内容でございます。1つは、保険料の減免について、1つは一部負担金の減免基準について、1つは電算システム経費について、1つは後期高齢者の健康診断について、1つは保険料の滞納による納付相談等医療費適正化推進事業についてという中で質疑が行われました。反対討論としては、その内容等を踏まえて反対があったわけでございますが、以上の結果、原案可決されたわけでございます。

あとの議案第1号、それから議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号については全員異議なく原案可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川正弘） 次に、議員派遣の結果について報告します。

去る2月21日から22日に行った議員派遣について、宮下孝幸議員から報告がありました。

宮下孝幸議員の発言を許します。

7番、宮下孝幸議員。

○7番（宮下孝幸） それでは、私のほうから議員派遣の件につき若干の補足説明をいたします。

先月2月であります、21日、22日の2日間にわたり私ども議会議員10名と農業委員5名の参加

で長野県のほうに視察に行つてまいりました。視察先の1つであります阿智村は、当町と同様、いわゆる平成の大合併にくみせず、最終的には自立の道を選択した自治体であります。可能な限りの時限で自立を継続するため、官民の垣根を取り払い、まさに主権在民を絵にかいたような発想で奇抜なアイデアを駆使し、全村民一体となって取り組みを行つておられました。議員と自治会の位置づけ、あるいはまたその役割など、今後における課題や懸念も残るところではあります。同じく当面の自立を選択をいたしました当町にとりまして大変参考となる研修であったことを補足としてつけ加えておきます。詳しくは派遣内容を報告書としてまとめ、皆様のお手元に届けていただきますので、どうぞそちらをご覧ください。

また、このたびの視察研修は、議会だよりも掲載をいたし、広く町民の皆様にもご報告をいたす予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上、7番から補足説明を終わります。

○議長（中川正弘） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第5号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（中川正弘） 日程第6、議案第5号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

平成19年度の当初予算は30億1,100万円でスタートいたしました。途中、中越沖地震に見舞われ、その対応を含め、10回の補正により15億円強の予算を追加してまいりました。

このたびの予算補正は年度末を控えての事業完了、または執行見込みによります予算整理、また地震による行事等の中止に伴う減額が主なものとなっております。

歳出から各款ごとに主なものを申し上げますと、1款議会費につきましては研修先の変更による研修旅費の減であります。

2款総務費では、現在庁舎2階の会議室を災害関係の事務室として使用しておりますが、災害関連事業の20年度への繰り越しがあり、事業の精算が済むまで会議室としての利用が困難なため、裏にプレハブの会議室を借りておりましたが、この際もともと会議室が少ないことから今回そのまま買い取りたいということで予算計上いたしました。

3款民生費では、執行見込みによる減額が主なものとなっておりますが、1項社会福祉費、2目障害者福祉費で、障害者自立支援審査会の審査件数の増加に伴う負担金の追加、旧法の障害者施設入所者の入れかわりによる扶助費の追加、5目老人福祉費では利用者の増加に伴う福祉タクシー利用料助成の追加、また老人医療費の伸びに伴う老保会計への繰出金の追加を計上いたしました。10目

後期高齢者医療広域連合事業費におきましては、保険料凍結に伴う徴収管理システムの電算改修費を追加いたしました。2項児童福祉費におきましては、保育園の入園者の増加、保育単価の変更に伴う委託料を追加いたしました。

4款衛生費では、2項清掃費、3目し尿処理費、新規事業として個人が設置する合併処理浄化槽に対する補助を計上いたしました。

6款農林水産業費につきましては、2項林業費で町民有林造林事業補助金を追加計上いたしました。

7款商工費、8款土木費につきましては、精算・見込みに伴うもので減額となっております。

9款消費費では、常備消防費の消防事務委託料の追加を計上いたしました。そのほかは執行見込みによる減額となっております。

10款教育費につきましても、精算、執行見込みによる減額補正となっております。

11款公債費では、長期債利子を減額しました。

12款災害復旧事業費では、事務費の一部組み替え、そのほかは精算と執行見込みによる減額となっております。

次に、歳入では、地方消費税の留保分を全額計上し、地震災害の激甚指定による補助率増嵩に伴う国庫支出金の追加と町債の減額、また事業費の確定、執行見込みに伴う分担金、県支出金等の補正、宅造会計繰入金と財源調整による財政調整基金繰入金の減額計上をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額2億6,324万9,000円を減額をし、予算総額を43億173万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計につきまして若干の補足説明をさせていただきます。

まず、補正予算事項別明細書の歳出からお願いいたします。345ページをお願いいたします。歳出、議会費、また総務費につきましては今ほど町長のとおりでございますので、省略、省かせていただきます。

346ページをお願いいたします。上から2段目、公有財産購入費でスーパーハウスの購入でございます。先ほどの町長の説明のとおりでございますが、金額的には2年分のリース料というふうなことで、この際購入をさせてもらおうかというふうな部分で、昨年8月からリースをしておるものがございますが、繰り越し事業等で20年度もやはり上の会議室自体を事務室として利用してございますので、外の裏のプレハブ、スーパーハウスが必要というふうなことで、この際購入というふうなもので今回のせてございます。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費でございます。財源更正というふうなことでマイナス55万

7,000円になってございますが、これはパスポートの準備費というふうなことで、4月1日から本町で行うようになりますが、これは県からの事務委任交付金が充当されておりましたが、20年度で交付されるというようなことで今回財源更正をさせていただきまして、一般財源で持ち出すというふうなことになってございます。

続いて、347ページ、選挙費でございますが、ポスター掲示関係、これは町長選と町議補選で掲示を兼用したというふうなことで今回減額というふうなことになっております。

民生費につきましては、今ほどの町長の説明のとおりでございます。

次のページ、348ページをお願いいたします。国民健康保険事務費、これにつきましては時間外勤務手当を追加してございます。

続いて、349ページでございます。後期高齢者医療広域連合事務費、ここで徴収管理システムの改修委託料をのせてございますが、これにつきましては保険料の凍結に係るシステムの改修というふうなことで、100%国費補助というふうなことで歳入のほうにのせてございます。

続きまして、350ページをお願いいたします。児童措置費につきましては町長の説明のとおりでございますが、次の児童福祉施設費についてでございます。施設修繕料追加というふうなことで、これは川西児童遊園のブランコの塗装、3連鉄棒の塗装というふうなことでのせてございます。

続いて、351ページ、災害救助費でございますが、これは中越沖地震の応急修理費の減というふうなことで、半壊につきまして、実際今回減額の部分は実際半壊を100棟ぐらい見込んでおりましたが、これは歳入にも連動してございますが、所得関係で8割程度の執行というふうなことで今回減額となっております。

4款衛生費につきましては、これは一番下の保健師設置費でございます。育児休暇に入っている保健師が2人現在おりますので、無給というふうなことになりますので、今回減額してございます。

続きまして、352ページをお願いいたします。清掃費の塵芥処理費、ここで廃棄物関係の減額になっておりますが、エコパークで処理の部分、本町につきましては立地町村というふうなことで25%引きというふうなことになってエコパークのほうの便宜がございまして、処理料について減額というふうなものでございます。

あと委託料の一般ごみ収集運搬委託料の追加、これは3月25日、臨時の収集粗大ごみをというふうなことで今回追加させてもらっております。し尿処理費につきましては、合併処理浄化槽の助成金、これは3分の1で柿木1件でございますが、これは町長の説明のとおりでございます。

353ページ、農林水産業費、農業費、続きまして林業費、354ページ、これにつきましては省略させていただきます。

355ページの水産業費をお願いいたします。水産業振興費で水産物共同荷捌所耐震調査委託料減、これは地震によりまして、耐震調査は今のものというか、既存のものというふうなことで当初予算で上げてございましたが、地震のため解体となるためというふうなことで耐震調査の委託料は丸

々減額というふうなことでございます。

あと商工費につきましては、各種イベント等への参加というようなことで職員手当を追加してございます。

356ページ、これは夕風の橋入札後の工事費減というふうなことでございます。

356ページ、土木費につきましては工事請負費、これは災害のため、地震のため次年度へというふうなことで今回減額となっております。

続きまして、358ページをお願いいたします。住宅費でございます。この部分につきましては、特に12月に制度化いたしました地震対策の被災住宅復興資金預託金というような部分で、今のところ2件の預託になるのではないかなと思いますが、残りの部分を1度減額というふうなことでございます。あと住宅建設費の財源更正につきましては、公営住宅の実施設計分が国庫補助の対象になったというふうなことで財源更正で国庫支出金を上げてございます。

消防費につきましては、説明を省かせていただきます。

359ページ、教育費の小学校費について、学校管理費の防火シャッター工事でございます。これは、シャッターの製品を変更いたして工事費が浮いたというか、減額をさせていただきました。

続きまして、360ページをお願いいたします。社会教育総務費につきましては、これは地震によりまして東京芸大が昨年度は来町できなかったというふうなことで、その関係費の減額でございます。

361ページをお願いいたします。道路橋りょう災害復旧費でございます。これは、臨時職員を計上してございますが、繰り越し事業というふうなことで20年度に繰り越しております。その分でここで一旦臨時職員分を計上いたしまして、20年度で施行というふうなことで予定してございます。

続いて、362、363、災害関係につきましては事業の精算、また執行見込みというふうなことでございます。説明は省かせていただきます。

365ページをお願いいたします。ここではその他公共施設で防火水槽の部分、歳出は減額になっておりますが、実は地方債の部分で財源更正しておりまして、これは役場の裏の駐車場分の起債をここで追加してございます。当初あくまで原形復旧という建前でございまして、起債の部分、駐車場をちょっと10台ぐらい追加しようというふうなことで、実際被災前と被災後では駐車場のスペースが変わりますので、その部分を起債を落としておりましたが、実際詳しく精査いたしましたら720万円ぐらい起債が追加できるというようなことで今回財源更正で上げてございます。

次に、歳入で335ページをお願いいたします。地方消費税交付金、これは町長の説明のとおりでございます。

13款の分担金及び負担金も事業の精算に伴うものというふうなことでございます。

続きまして、336ページ、使用料及び手数料、町営住宅使用料減、これは中越地震によりまして被災者の入居、また一時的な空きというふうな部分で使用料減額となっております。

15款の国庫支出金の民生費国庫負担金、この辺の関係は特に保育所の運営費負担金追加というよ

うなことで、これは歳出で保育所の委託料が増えてございます。その分に連動したもので追加になってございます。

それと337ページ、災害復旧費国庫負担金、これにつきまして4,896万9,000円となつてございますが、これは公共土木債で激甚の補助率増嵩というふうなことで、今まで66.7のものが88.1に補助率が増嵩になった分でございます。

国庫補助金の民生費国庫補助金でございますが、これは高齢者医療制度円滑導入事業費補助金というふうなことで、これは歳出の後期高齢者保険料の凍結分というようなことで、その部分がここで補助金で入つてございます。歳出の後期高齢者の徴収システムの電算改修分でございます。

続いて、土木費国庫補助金、これにつきましては既設の公営住宅災害復旧事業補助金、これは土木費で上げておりましたが、実際5目の災害復旧費国庫補助金のほうに組み替えさせていただいております。組み替えた中でちょっと減額というふうなことになってございます。あと公営住宅の建設費補助金、それと地域住宅交付金、これにつきましては19年度で実施いたしました実施設計関係での補助というふうなことで、公営住宅の建設費につきましては3分の2補助、地域住宅交付金につきましては45%補助というふうなことで歳入を受け入れてございます。

続きまして、338ページをお願いいたします。民生費の8節災害救助費負担金1,766万円、これは歳出に連動いたしまして県費分の減というふうなことでございます。

それと339ページ、災害救助費補助金というふうなことで、これは応急修理関係の補助金の減というふうなことで、県費分の減というふうなことでございます。

それと339ページ災害復旧費県補助金、農業用施設災害復旧費補助金でございます。これにつきましては、65%の補助率が97.7%まで補助率増嵩したというふうな部分で、その部分が追加でございます。林道施設につきましては、50%の補助が89.8%になったというふうなことでございます。農地関係は、50%が93.1%にというふうな部分の補助率増嵩分でのせてございます。

続きまして、340ページでございます。財産売払収入、これにつきましては土地の売買につきまして、これは大門の出雲崎郵便局の中での法定外公共物、水路の部分ですが、郵政局のほうに売つたというふうな部分でございます。あと物品の売払収入、これは除雪ドーザーを入れかえましたが、前の除雪ドーザーを売却できたというふうなことでございます。

341ページ繰入金、これは住宅用地造成事業特別会計繰入金、これははてまり団地の売却に伴う一般会計への繰り入れというふうなことでございます。

あと基金繰入金についてでございます。12月末現在で地震対応関係で全体で財政調整基金からの繰り入れは3億6,100万円でございますが、今回1億4,000万円ぐらい繰り入れを減いたしまして、3月末では2億2,100万円というふうなことになります。今の時点での財政調整基金の残高につきましては、11億5,500万円ぐらいというふうなことになってございます。

続いて、342ページでございます。雑入の実費徴収金、行旅死亡人火葬諸費実費徴収金、これにつ

きましては昨年の9月、久田で男性の方が亡くなって海に上がったというふうなことで、身元がわかりまして、火葬関係の経費、群馬県の方でしたが、実費でいただいたというふうなことでございます。

雑入のほう、原子力発電立地給付金減、これは本年度の当初予算で天領の里を指定管理に移行というようなことで、実際原子力立地給付金につきまして私どもの一般会計で見えておりましたが、指定管理者のほうに直接入るというふうなことで、今回減額というふうなことでございます。あと町営住宅災害見舞金、これにつきましては全国公営住宅共済のほうから地震の見舞金というようなことで入ってございます。

343ページ、これは町債の事業費に合わせた町債での補正でございます。実際の実績におきまして町債を調整してございます。344ページをお願いいたします。一番下の歳入欠かん債でございますが、歳入欠かん、これは地震の減免等によるものでございます。それと災害対策債、これは廃棄物の処理の関係、国費事業でやっておりましたが、その分の町の一般財源分、これは起債がきくというふうなことで、特別交付税で元利償還金は今後とも措置というふうなことで、歳入欠陥債につきましては57%、災害対策債につきましては75%後年度元利償還金で一応交付税で処理されるというふうなものでございます。失礼しました。災害対策債につきましても、57%ずつでございます。それが後年度処理されるというふうなものでございます。

それでは、330ページでございます。お願いします。これは、第2表、地方債の補正でございます。歳入の地方債の補正、それが第2表というふうなことで地方債補正の表となつてございます。関係するものでございます。

続いて、332ページ、これは第3表、繰越明許費についてでございます。この中で地震関係で19年度から20年度へ繰り越すものというふうなことでお願いをしてございます。4款衛生費の災害の廃棄物の処理関係、これが地震関係でございまして、6款の農林水産業費、水産物共同荷捌所関係、それと14款の災害復旧費の道路橋りょう現年災害復旧、あと同じく14款の役場のこの裏の駐車場の災害復旧工事、これが地震関係で19年度へ繰り越しさせていただくというふうなものでございます。あと地震以外では藤巻のかんがい排水事業、夕風の橋の改修事業というふうなことで、金額は20年度へ繰り越す上限額というふうなことでございます。

最後になりますが、366ページをお願いいたします。これは、給与費の明細書でございます。これにつきましては、歳出の予算で計上したものの明細書というふうなことで整理をさせてもらっております。

367ページ、これは地方債の調書というふうなことで歳入の第2表の地方債、それを調書として全体を整理したものでございます。

以上、補足説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） まず、歳出の351ページ、災害救助費の件でちょっとお聞きしたいのですが、災害救助費2,150万何がしということで減額になっております。今説明で半壊が100棟でありまして、そのうち2割の方が所得制限で当てはまらなると、それで8割が対応で、この金額を差し引いて減額したという報告なのですが、これ間違いなく半壊以上の方々には全部行き渡っているというふうに解釈していいのでしょうか。そこだけとりあえずまず1回ちょっと質問したいと思います。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それは、連絡等をしたり、窓口等に来られてもちゃんと説明をしておりますし、間違いございません。

以上です。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） これ当初見込みがそれよりも多かったと思うのですが、これ2,000万という減額をするほどそんなに、補正予算は私賛成したほうなのですが、出ると思っていなかったものですか、そこら辺どう解釈していいのか判断にちょっと困るのですが、この点についてどういうふうに思っているのか、こんなに予算を組む必要がなかったのではないかというふうに私は思っているのですが、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 先ほど総務課長の予算の説明でもありましたように、所得割の関係で50万円しか使えなかった方もおられましたので、その辺のあたりを精査しまして以上のようなことですので、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） よろしいですか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 2,000万円というのは相当の金額です。50万円の申請だけしかなかったというふうな話もちょうとありますけれども、2,000万円という金額、ちょっとやそこらの金額ではないのです。普通だと全壊だと400万円かそこら辺出るし、そこら辺も含めて2,100万円という数字、ちょっと多く見積もり過ぎていたのではないかというふうに思っているのですが、その分をほかに回せるという部分というのは出てくると思っているのです。その点で、最後にしますが、それで補正予算との関係でちょっと聞かせてもらいたいのです。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） これは、災害ですので、どこまでが予期できる部分なのかちょっとわかりませんが、多少やっぱり足りないということ、不足を来すということではなくて、これは一応半壊以上が該当になっておりますし、全壊の方でも修理をしてそこに住まれる方もよろしいわけですし、ただ応急仮設住宅に入られるとちょっとそれは使えないということもありますし、先ほども説明し

ましたように所得の制限等々もかかってきますので、こういう結果になったと。ただ、ほかの柏崎市さんの状況なんか聞いてみますと、まだこの段階では補正をしないということも聞いておりますけれども、私どものところはこの19年度で一応全部精算ができるのではないかなど。ただ、不測の事態に備えて若干確保させていただいていますけれども、一応この年度末で精算ができるのではないかなど思っております。一応申請件数のほうは113件ありまして、今工事のほうは112件完了しております。1件だけちょっとまだ工事の都合で、工事の兼ね合いで終わっておりませんけれども、じきに年度いっぱいには完了する予定ですので、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 341ページでございますが、総務課長のほうで説明がありましたように基金繰入金金が1億4,000万円減になっているのですが、先ほど説明された内容ですが、大きな金額が減になる要素をおわかりでしたらもう少し詳しく聞かせていただければお願いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 今回の補正予算は、ご覧のとおりほとんど内容的には歳出減額補正というようなことでございます。それとあわせまして、繰入金の中で特別会計繰入金、これは住宅用地造成事業特別会計繰入金、これは追加でございますが、実際は歳入として一般会計へ入ってくるというものでございます。そんな中でのやりくりの中で最終的には1億4,000万円不用になったというふうなことで補正減というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） その内容でわかるわけでございますが、大きな内容等で何かをやるように計画されていたのですが、都合によってそれができなくなったと、それで繰越明許等に回ったとか、いろいろそういうような細かいのをもうちょっと聞かせていただければありがたいのですが。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 全体的には何かをやるのをというふうな部分では、特に建設の関係の土木費のほうで道路改良事業、これにつきまして大きく次年度に回している部分がございます。これは、繰り越しというような形ではなくて減額をしている部分でございます。道路橋りょう改良費で道路新設改良費で3,900万円減額をしてございます。ただし、地方債を当初から充てておりまして、起債自体も工事費を上回る形で、ほかの部分を含んでおりますが、減額になっております。ですので、工事が減ったからと一概に財源が、歳入も減っておりますので、当てはまるわけではないというふうなことで、全体的な流れの中での減額かと思いますが、特にちょっと追加させていただきますと、先ほど申し上げましたように見ていないものを歳入のほうで見れたというふうな部分で、町債の部分で、344ページでございますが、歳入欠かん債、これにつきまして先ほど申し上げました地震関係での町税関係での歳入部分の補てんするもの、あと廃棄物関係で私ども補助残については単独費で

見ておりましたが、これも起債がきくというふうな部分で、ここで2,600万円新たに起債を起こしているというふうな部分で歳入が増えているというふうな部分でございます。ただ、歳出のほうで特に次年度回しというふうな部分、個々に小さいものもあるかも知れませんが、大きなもので次年度回しというような部分では特にはございません。繰り越しているものにつきましても、これは当該19年度で予算をつけたものを繰り越すわけでございますので、一旦減額して翌年度回しというふうなものは大きなものでは道路関係ではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 歳入のほうの342ページ、指定管理者納付金減、これはシダックスの関係だとは思いますが、要は当初の予算よりも営業金額が少ないためにこれだけの減額になったというふうに解釈してよろしいですか。この金額について、ちょっと詳しく説明いただきたいのですが。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） そのとおりでございます。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

号) について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第6号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では本年4月から施行となります医療制度改革に伴い、1款の総務管理費での前期高齢者1割負担凍結に伴うシステム改修費を追加し、2款保険給付費、3款老人保健拠出金ともに実績見込みにより計上し、7款では精算による運営準備基金の利子積み立てを計上いたしました。

歳入では、歳出予算の財源として国庫支出金、財産収入等を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額29万2,000円を追加し、予算総額を6億2,978万9,000円とするものであります。

なお、この補正予算につきましては、去る2月28日、国民健康保険運営協議会を開催し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第6号につきまして310ページの歳出から説明させていただきます。

1款総務費の一般管理費では、13節で資格業務電算委託料で65歳から74歳の前期高齢者において2割負担に法改正されたものを20年4月から3月までの1年間1割負担に凍結するためのシステム改修費6万3,000円です。残りは、町長の説明のとおりですので、お願いいたします。

次に、308ページの歳入ですが、中ほどの国庫補助金でシステム改修費6万3,000円を減額計上しております。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第7号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正の主なものは、歳出では2款医療諸費で医療給付費及び医療費支給費を実績見込みに基づきそれぞれ追加計上いたしました。

歳入では、医療費国庫負担金が次年度精算となるためにその分を減額し、歳出予算の財源として支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加計上いたしました。

これによりまして歳出歳入にそれぞれ補正額5,109万円を追加し、予算総額を7億9,926万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第7号につきまして、318ページ、歳出から説明させていただきます。

2款の医療諸費、1項1目医療給付費ですが、特に11月診療分の医療費が大幅に伸びたことにより、実績見込みで4,834万2,000円を追加計上させていただきました。

2目の医療費支給費も現物給付で実績見込みによる追加です。

次に、歳入ですが、316ページをご覧ください。1款の支払基金交付金、1項1目医療費交付金ですが、負担割合により1,608万9,000円、その下の2款1項1目医療費国庫負担金は、変更交付申請をしてありますが、次年度で精算ということで1,113万8,000円を減額させていただいております。

3款の医療費県負担金は負担金割合により281万円、その下の4款一般会計繰入金ですが、国の次年度精算分も含めまして医療費負担分で4,340万7,000円を計上しております。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今ほどの説明で318ページの給付費の追加でございますが、これは個人情報等もあるので、余り詳しくは説明できないかわかりませんが、11月から急に医療が上がってきた原因何かは調べてございますか。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 老人保健のほうは特に調べてはいないのですが、12月の議会でお話ししましたように、国民健康保険でも同じ状態だったのですけれども、本当にやっぱり多くの人ということではなくて、ある一定の限られた方なのです。その方たちの高額の方が急速に伸びたということなのですけれども、お願いします。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） ちまたで話しているのだと、それ透析の問題のほうですか。そこらまで答えられますか。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） ちょっと中身までは精査してきませんでしたので、お願いいたします。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第8号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正の主なものは、歳出では年度末を控え、実績見込みの中で2款保険給付費の介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、高額介護サービス等費及び特定入所者介護サービス等費において、当初見込みに対して伸びが少なかったことから減額するものであります。

また、4款基金積立金におきましては、平成20年度における国県費等の返還金の財源に充てるための繰り越し財源として減額するものであります。

これに伴いまして、歳入では国県支出金、支払基金交付金及び繰入金について減額するものであります。

これによりまして歳入歳出からそれぞれ6,466万1,000円を減額し、予算総額を5億4,317万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） それでは、議案第8号につきまして、326ページ、歳出からご説明をさせていただきます。

2款の保険給付費、1項介護サービス費等諸費、1目介護サービス給付費、それから次の2項1目の介護予防サービス給付費、めくっていただきまして327ページ、4項の高額介護サービス等費、それから5項の特定入所者介護サービス等費でございますが、町長の提案理由のとおり実績見込み等の中で減額をするものでございます。

次に、めくっていただきまして328ページ、4款基金積立金でございますが、先ほどの町長の提案理由のご説明のとおり、国県費等の返還金財源に充てるため減額するものでございます。

これに伴います歳入でございますが、323ページをご覧いただきたいと思います。3款の国庫支出金、1目介護給付費負担金でございますが、給付費見込みの減額に伴い、国の法定負担分を減額するものでございます。

以降4款の支払基金交付金、5款の県支出金、めくっていただきまして324ページ、7款の一般会計繰入金までそれぞれの法定負担分を減額するものでございます。

2項1目の介護給付費準備基金繰入金でございますが、これは介護給付費の不足に対応するための基金ということでございます。給付費全体が伸びていないことから、給付費の支払いに対します歳入不足が見込まれないため減額をするものでございます。

次のページの9款諸収入につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 今の説明の中で実績見込みということで減になったわけでございますが、何か工夫されたというか、今後もそういうふうな減になる要素、それとも今後は増える要素等のおわかりでしたら聞かせてください。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） ただいまの中野議員さんのご質問でございますけれども、例えば保険給付費の関係、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費でございますが、こちらのほうは介護認定を受けておられる方のサービス給付費でございます。今現在介護認定者の方は294人ほどおられます。その中でサービスを利用されておられる方が240人くらいということでございます。

次の2項1目の介護予防サービス給付費につきましても、要支援者の方が対象のものでございますけれども、こちらのほうは今現在69人ほどおられます。それから、サービスを利用されている方は40人くらいでございます。こういった中で、今後の状況でございますけれども、ほぼサービスを必要とされる方はサービスを受けておられるかと思ひます。これは、前に一般質問等、これは平成18年当時の一般質問ではなかったかと思ひますが、そのころの一般質問の中で未利用者の割合が国と比べてどうなのかということちょっと比較したものをご答弁申し上げましたけれども、当町ではサービスの平均利用率が約55から6割となっております。全国平均が45%程度というふうな状況の中でございますので、こういった形でほぼ今後も推移していくのではなかろうかなというふうに思ひます。

それから、認定を受けているのだけれども、先ほどの人数のとおり、数字のとおりサービスを受けておられない方もございますけれども、この辺の理由につきましてはいつでもサービスが利用で

きるようにとりあえず認定を受けておきたいという方もございます。それから、住宅改修、自分の自身のサービスということではなくて住宅改修を受けたいということでサービス認定を受けておられる方もございます。あるいは、入院をされておられる方もございます。そういったことから利用されていない方の理由も出てくるわけでございますけれども、今後の見込みにつきましては、先ほどのとおり、うちの町につきましては全国平均を上回るサービスの利用はされておられるということの状況はご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
について

○議長（中川正弘） 日程第10、議案第9号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、地震災害からの復旧を最優先に対応してまいりましたことから、歳出で当初予定しておりました浄水場整備工事を取りやめたほか、水道管移設工事の精算見込みによる減額をいたしました。

また、追加する予算の主なものといたしましては、運営準備基金積立金として、公債費で過去に借り入れた簡易水道事業債のうち借り入れ利率の高いもの1件を繰り上げて償還する費用を計上いたしました。

次に、歳入では簡易水道使用料、前年度繰越金を追加したほか、一般会計繰入金、基金繰入金、町補償工事費及び町債を減額いたしました。

これによりまして歳入歳出からそれぞれ補正額1,902万3,000円を減額し、予算総額を2億7,634万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、338ページをご覧ください。1款1目の委託料は、精算額が確定いたしましたものですし、27節の公課費は消費税の納付額に不足が生じたので、追加させていただくものでございます。

2目運営準備基金526万4,000円を追加させていただきました。2款につきましては、精算見込みに伴う減額でございます。

次のページ、3款1目配管布設整備費の15節でございますが、水質モニター設置工事につきましては精算による減額でございます。管路工事と次の2目浄水場整備工事につきましては、地震災害の復旧工事を優先した中で老朽管の布設がえや浄水場の施設改修整備工事の施工を取りやめましたことによる減額でございます。

4款の長期債元金追加でございますけれども、起債償還の金利に係る負担の軽減を図ることから、国の基準によりまして利率7%を超える借り入れにつきましては、1件でございますが、総務大臣の承認が得られましたので、繰上償還を行う費用を追加させていただきました。

次のページ、6款、簡易水道施設災害復旧工事につきましては、精算による減額でございます。

戻りまして、335ページ、歳入でございます。3款、4款は実績による追加でございます。

336ページ、5款2目基金繰入金は、歳出で工事を取りやめましたことによる減額と繰上償還の財源に充てるための追加でございます。

7款諸収入、町補償工事費として農業集落排水と公共下水道の災害復旧工事に伴う水道管移設工事費の減額でございます。

8款町債ですが、工事の取りやめによる減額と簡易水道施設災害復旧工事の額が確定いたしましたことによる減額になっております。

9 款国庫支出金は、災害査定の決定に対する補助率50%で修正をさせていただきました金額です。次に、332ページをご覧ください。まず、第2表、地方債補正でございますが、簡易水道事業債の限度額を2,400万円から1,820万円に減額変更させていただき、簡易水道施設災害復旧債につきましても1,080万円から630万円に減額変更をさせていただきました。

第3表、繰越明許費でございますが、公共下水道、農業集落排水の災害復旧工事に伴います水道管移設工事費のうち7,900万円を繰り越しさせていただきたいものでございます。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（中川正弘） 日程第11、議案第10号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は地震災害による浄化槽の災害復旧が完了したことによる工事請負費の減額のほか、年度末を控えての精算見込によります予算整理を行いました。これによりまして歳入歳出からそれぞれ補正額1,840万円を減額し、予算総額を6,610万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出、348ページをご覧ください。2款浄化槽費の11節は、精算見込みによる減額でございます。12節は、本来1年に1回実施する法定検査と、それから汚泥の汲取り費用でございますけれども、浄化槽の被災によりまして検査や汲取りなどができなくなったことによります減額でございます。

5款災害復旧費につきましては、浄化槽の災害復旧が完了いたしましたので、精算による減額でございます。

次に、歳入でございますけれども、347ページをご覧ください。5款の国庫支出金でございますが、災害査定により決定いたしました金額に補正をいたしました。

6款町債につきましては、歳出の工事請負費が減額になりますので、減額をさせていただくものでございます。

これによりまして345ページの第2表、地方債補正でございますが、浄化槽災害復旧債を1,620万円減額させていただくことにより補正後の限度額が2,580万円となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第11号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、地震災害の復旧工事が進み、精算見込額を把握した中で工事請負費、水道管移設補償料などを減額するほか、通常事業部分においては年度末を控えての精算見込みによります予算整理を行いました。これによりまして歳入歳出からそれぞれ補正額5,850万円を減額し、予算総額を5億5,600万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出、359ページをご覧ください。1款総務費、2款集落排水施設費、360ページに移りまして2項施設管理費につきましては精算見込みによります予算整理でございます。

5款災害復旧費の4節、7節につきましては、事務費に充てる費用を追加計上いたしました。13節の委託料は、災害査定や実施設計の作成業務が終了し、額が確定したことによります減額になります。15節、22節につきましては、精算見込みによる減額でございます。

戻りまして、356ページ、歳入でございますけれども、1款分担金、2款使用料は実績、あるいは精算見込みによるものでございます。

3款県支出金でございますが、まず減額となる部分につきましては災害復旧の国庫補助率が通常の50%から80%にかさ上げになりましたことから、逆に県の補助率が12.5%から10%に減額されたことによるものと、それから歳出で申し上げましたとおり工事費補償料が減額することで補助の対象額が減額になりますことから1,400万円の減額でございます。それから、次に新たに認められた増額部分でございますが、災害査定のために執行した委託料に対する県補助金として災害査定の決定額の約1.3%相当額が認められたものでございます。

4款、6款につきましても精算見込みによるものでございます。

358ページ、7款国庫支出金は今ほど申し上げましたとおり補助率が80%にかき上げされたことによる追加でございます。

8款町債につきましても、国庫補助金が増額されたことによりますこと、それから歳出の工事費、補償費が減額になりましたことから総体的に減額させていただくものです。これによりまして354ページの第2表、地方債補正でございますが、農業集落排水施設災害復旧債を1億1,800万円減額させていただくことにより補正後の限度額が6,900万円となります。

次に、第3款繰越明許費でございますが、災害復旧事業の年度内完了が困難となっておりますので、工事請負費、水道管移設補償料、それから工事雑費を含めまして8,840万円を繰り越しさせていただきたいものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
について

○議長（中川正弘） 日程第13、議案第12号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第

5号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、久田浄化センターの防食塗装工事費の減額と地震災害の復旧工事が進み、精算見込額を把握した中で工事請負費、水道管移設補償料などの減額をするほか、事業執行に必要な事務費関係の追加計上をいたしました。これによりまして歳入歳出からそれぞれ補正額3,681万8,000円を減額し、予算総額を6億1,640万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出、371ページをご覧ください。2款15節工事請負費減は、久田浄化センターの防食塗装工事精算見込みによるものでございます。

次の372ページ、5款災害復旧費につきましては今ほどの町長の説明のとおりでございます。

歳入でございます。368ページをご覧ください。3款国庫支出金の追加につきましては、災害復旧に係ります国庫負担率が通常の66.7%から88.2%にかさ上げされたことによるものでございますし、370ページの7款町債の減額につきましては、この国庫負担金が追加されたことによります減額でございます。

これによりまして366ページの第2表、地方債補正でございますけれども、公共下水道施設災害復旧債を7,300万円減額させていただくことによりまして補正後の限度額4,400万円とさせていただきました。

次に、第3表、繰越明許費でございますが、2款事業費の防食塗装事業につきましては、2月に国の事業配分をいただき、工事を発注しております中で年度内の完成が困難となり、工事請負費と事務雑費を合わせて繰り越しさせていただきたいものでございます。また、5款災害復旧費につきましても年度内の完成が困難となっておりますので、工事請負費、水道管移設補償料、事務雑費を含めて繰り越しをさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） ひとつ地方債の関係だけ教えてください。

特別会計いろいろ関係あるのですが、利率の高いものの償還について、簡水であったわけですが、下水に関してはそんな高いものはないと見ていいですか。

○議長（中川正弘） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 起債によります財政負担を軽減するために利率の高いものから繰り上げて償還するという事なのですが、ちょっと財政の細かいところまでは不承知でございますので、申しわけございませんが、例えば簡水の場合ですと、歳入に対して歳入歳出のバランスからいいますと毎年基金の積み立てができるということで、言ってみれば黒字的な会計でございますので、そういった繰り上げをする余力があるというふうに判断できますけれども、残念ながら下水道関連の会計につきましては、通常の元利償還についても一般会計からの繰り入れに依存しているところが大変高いものですから、そういった部分では利率の高いものを暗に返したいと考えても、その前に黒字というか、適正な会計がどうなのかということも判断の材料になると思います。この繰上償還につきましては、一応国のほうの基準の審査を受けて許可を受けたものについて繰り上げができるということですので、利率の高いものは確かに中には含まれておるようなのですが、それだけでは繰り上げの許可にはならないかと、そんなふうに考えております。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） 理想的には高いものは返して、なるべく安いのを借りたほうが一番いいわけです。下水に関しては1億4,700万円ほど減ったわけですから、それはうまく運営されておると見ておりますが、今後またいろいろ出てくると思いますので、できるだけその辺も目を光らせていただいて、増えないように配慮いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第14、議案第13号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、てまり団地、川西団地の分譲販売が好調に進んだことから、歳出では販売広告に係る費用を減額したほか、販売収入の一部を一般会計に繰り出す費用を新たに計上いたしました。また、歳入では土地売払収入、前年度繰越金などを追加いたしました。

これによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額3,256万7,000円を追加し、予算総額を4,276万7,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、379ページをご覧ください。主なものといたしまして12節役務費でございますが、宅地分譲の新聞広告掲載、住宅情報紙の折り込みチラシ、あるいはインターネット掲載などを行いましたけれども、順調に分譲が進みましたので、販売PRを縮小したことによりまして減額でございます。

次の380ページ、一般会計繰出金につきましては、今年度てまり団地で12区画、川西団地で2区画の分譲販売がありましたことによりまして余剰分でございます。

戻りまして、歳入、378ページでございますが、繰越金の604万円の追加につきましては昨年度3月の予算補正の後にてまり団地1区画が販売されたことによりまして314万4,000円の収入、それから造成工事費、PR経費などの精算残という内容でございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

それでは、ここで少々休憩いたします。

（午前10時49分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎議案第14号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第15、議案第14号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明申し上げます。

平成20年度から75歳以上の方々につきましては後期高齢者医療制度がスタートします。保険料の賦課徴収につきまして、町民課で担当するものであります。

また、同じくスタートする特定健康診査制度につきましては、国保、社保などの保険者自らが実施主体となって特定検診を、また特定保健指導を行うこととなります。このため保険者として国保の運営部署と検診、保健指導の部署が密接に結びつくことになり、一体の部署で後期高齢者医療制度とあわせて対応することにより、より連携を図ることが可能となりますので、4月からは特定健診、保健指導、後期高齢者医療制度の運営、老人保健事業を保健福祉課で担当するための改正であ

ります。

また、住民サービスの効率、課の事務量のバランスを考えまして、今までの保健福祉課が担当しておりました環境衛生事務につきましては町民課で担当するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足をさせていただきます。

町民課におきましては、後期高齢者医療の賦課徴収を介護保険料と同様に税務係が担当いたします。また、現在の町民係が従来の窓口事務と環境衛生事務を担当するというふうなことになります。また、保健福祉課におきましては今までの保健指導係をなくしまして新たに保険健康係を設置いたしまして、国保、特定健診、保健指導、老保、後期高齢者医療事務を担当するというふうなものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

議案第16号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議案第17号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

○議長（中川正弘） 日程第16、議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第17、議案第16号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第18、議案第17号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号から17号につきまして、関連いたしますので、一括ご説明を申し上げます。

平成19年5月16日、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整

備として、育児短時間勤務の制度を設けることなどを目的に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、昨年8月1日から施行されております。

このたびの議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の主な改正内容は、職場において育児と仕事を実際に働きながら両立できる短時間勤務制度の新たな導入ということで、小学校就学前までの子を養育する場合に1日当たり4時間、または5時間の勤務、あるいは週3日、または2日半の勤務形態から選択し、育児と仕事が両立できる制度の導入のためのものです。また、育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、育児休業期間の2分の1に相当する期間を勤務したものと期間算入の調整ができましたが、このたびの改正により100%まで算入することができる条例改正を行うものであります。また、以上の改正内容に関連しまして、育児休業、育児短時間勤務ができない職員、給与条例への特例、部分休業の承認についての改正を行うものであります。

次に、議案第16号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。育児短時間勤務制度の導入に伴う、1週間当たりの勤務時間の規定と再任用短時間職員の定義の改正、また地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による短時間勤務職員の代替としまして、定数に含まない任期つき短時間勤務職員を採用することができるようになっておりますが、この職員の1週間当たりの勤務時間を規定するものであり、またこれらの新しい制度に関連して勤務時間外の勤務、年次有給休暇等を規定するための改正を行うものであります。

次に、議案第17号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業等に関する条例、また職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、関係する根拠条文の整理のための改正を行うものであります。

以上、一括してご説明いたしました、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、職員の育児を支援する制度といたしまして、このたびの法律改正の部分を含めまして3つございます。簡単に説明いたしますと、まず育児休業でございます。子供が3歳になるまで完全に仕事を休むというふうな、休業するというふうなことができる制度であります。これにつきましては、この3月期を見ますと私どもの町は3人の職員が実は育児休業に入っております。4月から2人というふうなことになります。

次に、部分休業制度という制度がございます。子供の小学校就学前まで必要に応じまして1日2時間を限度として休業を行うことができる制度というふうなことで、これは勤めながら育児ができるというふうな制度でございます。

次に、今回新たな制度というふうなことで育児短時間勤務制度というものが導入されます。これも子供の小学校就学前まででございます、1日4時間の勤務、または5時間の勤務、それを5日

間というふうなことで設定することもできますし、週3日例えば8時間勤務をする、また週2日半というふうな勤務の形態、このように勤務形態を事前に決めてそのような形で勤めることができる制度というふうなものでございます。

なお、給料に関しましては、育児休業につきましては無給でございます。部分休業に関しては部分休業時間分が減額となると。新制度の短時間勤務については、勤務形態に応じて勤務時間による支給というふうなことで、3つの制度がございますが、このたび新たなものとして育児短時間勤務というふうな制度でございます。

逆にまた短時間勤務で休む時間、これを代替というふうなことで、先ほど町長の提案理由のとおり任期つき、休んでいる期間ということです。任期つき短時間勤務職員という臨時的職員を置くことができるというふうな制度になってございます。

議案第15号でございますが、これは職員の育児休業条例の改正からというふうなことで、これは大もとの地方公務員の育児休業等に関する法律の改正で、新しい制度が導入されたというふうなことで関連いたします本町の条例全体に条番号、文言の整理というふうなことが多くなっております。特に改正議案の第8条につきましては、育児休業後の職務の復帰において、これも先ほどの町長の説明のとおりでございますが、休業期間は今までは2分の1の職歴加算というふうになっておりましたが、今後は最高100%まで見ることができるというようなことで、復帰後もまた保障されるというふうな制度になってございます。

あと11条関係では育児短時間勤務に関係するもので、1週間の今ほどの勤務形態を本町の条例の中で規定を新設したものでございます。

続いて、議案第16号、これにつきましては勤務時間、休暇等に関するものの一部改正でございますが、短時間勤務制度の導入に伴いまして育児休業の条例の改正に関連しているものでございます。この第16号の改正の第12条につきましては、1週間当たりの育児短時間勤務を行う短時間勤務の職員の勤務時間の規定を定めているものでございます。

第3条、4条につきましては、育児短時間勤務の週休日、また勤務時間を規定する改正でありまして、特に第8条につきましては育児短時間勤務職員に宿日直勤務、また時間外勤務を命ずることができる場合の要件というふうなことで、公務運営上著しい支障がある場合でなければ命令することができないというふうなことでございます。

第12条につきましては、育児短時間勤務職員等の年次有給休暇、これも勤務に応じてというふうな付与日数を規定してございます。

続いて、第17号の職員の給与条例の一部改正、これにつきましては先ほどの町長の説明のとおり、短時間勤務の導入に伴いまして勤務時間の条例が改正されます。それとまた連動いたしまして給与条例で各条番号、文言の整理というふうな部分で連動してございます。内容的に複雑な改正となっておりますが、制度的には新しい制度が導入されたものでございます。議会資料で全体の制度の概

要についてお示ししてございますので、また参考にしていただければと思います。

よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） これちょっと見ていると目がちかちかして、ちょっとなかなかよくわからないものですから、ちょっとお聞きしたいと思っているのですが、職員から見た場合、この条例はいいものなのか悪いものなのか。単刀直入にちょっとお聞きしたいと思っていますが。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） まず、今回の条例改正、趣旨といたしましては子供を持つ子育ての職員が子育てと働くことを容易にするというふうな流れの中でのものがございますので、子育ての方法としても3つの方法というふうなことで、自分の子育ての中で方法を選んで選択していけるというふうなことでございます。特に今回の追加につきましては、働きながら子育てをしたいというふうな部分を強く前面に出したものでございますので、1週間に2日、3日働くと。ただし、迷惑というか、すみません、その部分職員がいなくなるというふうなことがありますので、かわりに短期の臨時的な職員を代替で採用することができるよというふうな、そういう部分にまで今回は突っ込んだ改正というふうなことで、働きながら勤めるというふうなことで特に意思を持っていらっしゃる方は今回の制度というのはいいい制度になっているのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） ここにも何か賃金でちょっとよくわかりませんが、100%保障されるみたいになりと聞いたのですが、賃金面からいってはどうなのですか。もし休んだ場合賃金はカットされるのかどうか、それは全額保障されるのか、そこら辺も含めて財政的な面でちょっとお聞きしたい。

それと悪いところがあるのかどうか、そこら辺も。今ちょっと浮かばなかったらまた後でいいですが、とりあえず悪いところがあったらちょっと聞かせていただきたいと思っているのですが。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 賃金面というか、長い年月で勤める年数、職歴を見た場合、今まで育児休業の場合ですと、育児休業でも今とられている方がいらっしゃいますけれども、出てこられても要は休んでいる間2分の1しか勤めたことに職歴を認められないというふうなことでございますが、今回はこの新しい短時間制度につきましては100%を認めることができるというふうなことで、長い目で見れば大変いい制度ではないかと思います。ただし、賃金面につきましては、これは当然1週間の中で40時間の勤務ではございませんので、その中で例えば20時間となりますとそれに見合う分の率がかかって賃金支給というふうなことになるかと思えます。

この制度がいいか悪いかというのは、すみません、私どもの町自体でまだ新しく今回の条例でお

願いするものでして、実際動き始めてまだ利用する方がいるかいないかもちょっとわかりませんが、内容的には先ほど申しましたように幾つかの選択の中で自分にどれが一番いいのかというふうな選択する余地が広がったというようなことからしますと、いい制度ではないかなというふうには私は思います。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今の関連なのですが、逆に言いますと職員にはある程度認められた権利はあるのですが、ただ今おっしゃった中で部分休業したりなんかした場合において、例えばさっきおっしゃった1週間に2日しか出てこないとか3日出てくるとかということになりますと、その方はその出たときは自分の平常の仕事はできるのでしょうか、休んでいるときはほかの人が代替しなければならぬと。それで、臨職を頼むというようなことになった場合に、逆に言うと職場内の行政の流れとして何かひっかかるような感じがするが、その辺は大丈夫なのでしょうか。それは、やってみなければわからないと言えばそれまでなのですが、その辺の考え方でお考えのことはありますか。今度逆に仕事をしているほうの立場として、その辺はどうですか。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 今ほどの臨時的な代替の方のものは、これは全国的な制度の中で私は申し上げたものでございまして、休んでいる間またかわりの方が勤めればというふうなことで、一般的といえば一般的かもわかりません。ただし、現実的に私ども既に育児休業をとっている職員が今おります。その中で、これは育児休業ですので、丸々ずっと休んでいるわけですので、それに対応するような形でどういうふうなまた人員の補充が必要かなといいますと、その方が休んでいる間は丸々臨時的にお願いして、かわって仕事をお願いしているというのが現状でございます。実際今後このような方、利用される方もいらっしゃるかと思います。ただ、その時点で休んでいる間だけというふうなので制度では認められておりますけれども、また別な意味合いでそれを全部休んでいる期間だけではなくて全部を補助するというふうな今までの採用の仕方も考えられるのかなと思います。その職種職種でやっぱり考えていかなければいけないのではないかなと思います。機械的な作業で代替というふうなことは考えられますが、やはり特殊な部分ではその人が休んで、いない間だけ、その日だけ入れかわって仕事ができるという部分は、すべてがそうかというやっぱりそうではないような気もいたします。そのケース、ケースで考えなければいけないのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今のお話聞いていますと、結局自分の権利で休んでいて、来ても1週間に2日しか出てこないとなると、逆の立場で、休み中に出てきたのだというようなことになると仕事の継

続性については行政で何か戸惑いが出るような気がするのですが、その辺はどうなのでしょう。逆に言えば、今言うように1日置きに出てくるというのだったらまだいいのだけれども、5日のうち2日ぐらいしか出ないということになると3日あるわけです。その辺の仕事の流れや何かで何か問題は出ませんか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） いろいろ功罪相半ばすると思うのですが、今やっぱり国も県も少子化対策についてどうするかというようなことで、子育ての条件を緩和してできるだけ大勢の子供さんを産んでもらいたいということですので、やはり今田中議員さんがおっしゃるようないろいろな問題点はあると思います。やはり国の方針、私たちもそうなのですが、そういう今の大綱、最も基本的な、大事な課題ですので、少々のハンディとかいろいろ問題があるのは、それはやっぱりクリアしていかなければ、これはやっぱり今国が、あるいは地方が大きな取り組みをしているわけですので、そういう細かいことについては、いろいろ今田中議員さんのおっしゃることはあると思いますが、これはやっぱり雇用する側、勤める人側それぞれが努力しながら、その方針に従ってできるだけスムーズに、遺漏のないように、仕事の停滞がないように進めるということ、いいか悪いかというのは、これは今後我々行政側の立場、あるいはお勤めの方と一緒に相まってやっていくというよりないのではないのでしょうか。いいから、悪いからこれをどうするというわけにいかないと思うのです。そういう点をご理解いただいて、私はやっぱり法律が成立した以上はこれに沿ってやるというのが基本ではないかと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 今の課長答弁の中で育児休業等に関する中では休んだ場合は無給というようなお話をされていますが、民間企業でいった場合は保障が何がしある、最低6割ぐらいはあるようになっているかなというふうに思いますが、当町は今町長は答弁の中で少子化等の中でやるべきことはやろう、そういうふうな中ではそういう思いやりみたいなのが含まれるのか難しいのか、その辺の答弁ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今中野議員さんのご質問のように、そういうことに対してもさらに配慮してできるだけハンディのないようにというご意見だと思うのですが、法律はそのようになっておりますので、そういう点はやはり子供さんが大きくなる期間のある程度認めてあるわけでございますし、また出ておいでになった後にもこういうような優遇、できるだけ育児がしやすいような状況を整えておりますので、若干その方々に対しては経済的な面では少しのあれは出ようと思うのですが、やはり一応これは町が今定められた法律、それに基づいて、準則にして提案しておりますので、それ以上に町がどういう配慮をするかというのは今ここでは申し上げられない。今後の問題として、これを施行されて実際にまたいろいろな形態の中で進められると思うのですが、さらに配慮が必要と

なればまたそれなりのことが追認されてくるのではなかろうかと思しますので、今ご提案申し上げているような状況の中でひとまずご理解いただいて、あとは運用の中でまた考えられるべきものは考えていくということになるのではないかと思いますので、そのようにひとつまたご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 済みません。今見ていた書類の中で、ページ数の34なのですが、旧と新、これ入れ違いで解釈していいですね。34ページは、旧、新になっているのは新、旧の逆ですね、これ。

○議長（中川正弘） 議会資料ですか。

○9番（田中 元） ええ、議会資料。第2回の資料です。旧、新、新、旧、これ逆ですね。それだけ確認したい。

○総務課長（山田正志） 申しわけありません。34ページの新、旧という表示、あと36ページの新、旧という表示、これにつきまして、申しわけありません、入れかわって、内容的には間違えないのですが、タイトルが逆になっております。ご訂正お願いいたします。申しわけありません。

○議長（中川正弘） 議会資料集の中の新、旧という字句の訂正をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

議案第15号、議案第16号及び議案第17号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第18号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第19、議案第18号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明申し上げます。

先月の全員協議会でも申し上げましたとおり、昨年の中越沖地震で本町は大きな被害を受けております。このことに対しまして、私の政治姿勢ということで3人の特別職の月額給料を一定期間削減するというものでございます。4月からの1年間の町長給料月額20%、100分の20の削減、また副町長、教育長につきましては4月からの3カ月間、5%、100分の5の削減を行う条例改正を関連条例として一括改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

〔「ございません」の声あり〕

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第18号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第20、議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険税は、相互扶助の精神に基づいて適正な賦課により被保険者の負担の公平性を確保するために、応能応益原則のもとに標準割合が地方税法、国民健康保険施行令に規定されておりました。この2本立てを崩さないように市町村の実情に応じて行うことになっております。しかし、医療制度改革により、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行になり、市町村合併等、社会情勢も著しく変化してきております。

改正内容では、本町におきましては所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で保険税を賦課しておりますが、この情勢等の変化に応じて負担の公平性から資産割をなくして所得割、均等割、平等割の3方式に改正するものであります。

改正内容につきましては、去る2月28日の国民健康保険運営協議会で審議され、ご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第19号についてご説明いたします。

町長の説明のとおりなのですが、資料37ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第3条第2項の傍線の該当部分と資産割額を規定しています第5条を削除するという事で、町長の説明のとおり制度改正や市町村合併の影響等で必然的に3方式になるところもありますし、制度改正等でこの機会にという市町村等もあります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第20号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第21、議案第20号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正の内容は、出雲崎町奨学金貸与基金の基本額を3,000万円から4,500万円に増額し、将来にわたり基金の運用貸付事業を可能にしていくものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第21号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第22号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第22、議案第21号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第23、議案第22号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第21号及び議案第22号につきまして、後期高齢者

医療制度に関連いたしますので、一括ご説明申し上げます。

平成20年4月1日から75歳以上の方が受ける医療について、後期高齢者医療制度へ移行することにより老人保健法の改正が行われ、高齢者の医療の確保に関する法律となることに伴い、関連条項等の整理、文言の修正などを行うとともに、あわせて各条例、助成の範囲の規定中の一部負担金の額を金額表記し、条文の整理などそれぞれの条例におきましての所要の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） それでは、議案第21号及び22号につきまして若干補足説明をさせていただきます。

このたびの改正理由、改正内容等につきましては、今ほどの町長の提案理由のとおりでございますが、改正に伴う条項等の整理及び文言の修正、整理等につきましては県の各実施要領の一部改正を受け、整理、修正を行ったものでございます。

また、各改正条例、助成の範囲の規定中、一部負担金について金額を表記するなど条文の整理を行ったところでございますが、一部負担金額等の取り扱いについては従前のとおりであり、変更はないものでございます。

なお、各条例とも資料として新旧対照表をつけてございます。よろしくをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号及び議案第22号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第23号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第24、議案第23号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、健康保険法等の一部改正に基づいて保健事業に特定健康診査等を行うことを規定し、文言の見直しを含めた一部改正をするものであります。また、葬祭費につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合の支給額に準じて今までの10万円を5万円に一部改正をするものであります。

改正内容につきましては、去る2月28日の国民健康保険運営協議会で審議され、ご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第23号についてご説明いたします。

資料49ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第4条第4号につきましては、第1号から第3号に倣って文言を簡潔にしたということで、内容は変わりません。

次のページですが、第7条、葬祭費ですが、町長の説明のとおり10万円の支給を5万円ということですし、第2項は重複できない旨を新たに規定したということです。

また、第9条は特定健康診査等を規定し、第4号から次のページの第8号までをまとめて新たに第4号としたものです。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、お金のことしか言わないで申しわけないのですが、7条で葬祭費、10万円を5万円に減らすということなのですが、理由あたりをちょっと、理由、それをちょっと聞かせていただきたいのですが。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 先ほど町長の提案理由の説明の中でも新潟県後期高齢者医療広域連合の支給額に準じてということでご説明がありましたが、全くほとんどの市町村が、31町村の中で2市町村だけ違いますけれども、あとは全部5万円に今回この4月からということになっておりますし、それと75歳以上が5万円で国保に加入しています74歳までの人が今までどおりというのも何かちょっと差がありますし、この際準じて一律5万円ということで提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

議案第23号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第24号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第25、議案第24号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明を申し上げます。

現在65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、平成16年度、17年度に公的年金等控除の最低保障額の引き下げと高齢者の非課税限度額の廃止、いわゆる老年者控除の廃止が行われたことにより、住民税が非課税から課税される1号被保険者の保険料の急激な上昇を抑制するため、平成18年度、19年度の第3期介護保険事業計画期間中の介護保険料につきましては、本来の額より低い額とする激変緩和の措置が講じられております。

平成20年度の保険料につきましては、本来の額に戻すということが基本でございますが、厚生労働省では各保険者の判断での対応としているところから、町といたしましては緩和措置終了後の影響など高齢者の方々の負担増を考慮し、現在の保険料額に据え置く激変緩和の措置を引き続き継続するため、このたび所要の一部改正を提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） それでは、議案第24号につきましてただいまの町長の提案理由の説明、また2月の19日に開催をされました議会全員協議会でご説明を申し上げたとおりでございますが、若干補足説明をさせていただきます。

それでは、改正条例のほうをご覧いただきたいと思います。第4条、平成20年度における保険料率の特例でございますが、第1号から次のページの第7号まで規定をしてございます。

第1号につきましては、税制改正により非課税世帯から課税世帯となり、保険料段階が第1段階から第4段階に上がる場合の特例で、保険料を従前の第1段階の額、2万3,200円に据え置く措置を規定してございます。

第2号につきましては、保険料段階第2段階から第4段階に上がる場合の特例で、従前の第2段階の額、2万3,200円に据え置く措置でございます。

第3号につきましては、保険料段階第3段階から第4段階に上がる場合の特例で、従前の第3段階の額、2万3,200円に据え置く措置でございます。

それから、第5号につきましては保険料段階第2段階から第5段階に上がる場合の特例で、従前の第2段階の額、2万3,200円に据え置く措置でございます。

めくっていただきまして、第6号につきましては保険料段階第3段階から第5段階に上がる場合の特例で、従前の第3段階の額、3万4,800円に据え置く措置ということで規定してございます。

最後になりますが、第7号につきましては保険料段階第4段階から第5段階に上がる場合の特例

で、従前の第4段階の額、4万6,400円に据え置く措置ということで、今現在お支払いをいただいている額を平成20年度の徴収をさせていただき、額を据え置くということの内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第24号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第25号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第26、議案第25号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療の確保に関する法律に基づきまして、平成19年3月1日に新潟県後期高齢者医療広域連合が設立され、広域連合の規約第4条に広域連合の処理する事務、市町村の処理する事務が規定されております。後期高齢者医療制度の本年4月1日の施行に伴って、広域連合の11月の臨時議会で新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が可決、制定されております。これによりまして、広域連合を組織する市町村においても医療に関する市町村条例を制定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第25号について説明をいたします。

条例をご覧いただきたいと思います。第1条は、町が行う後期高齢者医療の事務についてです。

第2条は、町において行う事務は保険料の徴収並びに次に掲げる事務を行うものとするということで、次の第1号から第10号までの事務で窓口事務等をいいます。

めくっていただきまして、第3条は保険料を徴収すべき被保険者は次の第1号から第4号を規定していますし、第4条は通常徴収に係る保険料の納期です。

次のページですが、第5条は保険料の督促手数料、第6条は延滞金を規定しております。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第25号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第26号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について

○議長（中川正弘） 日程第27、議案第26号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第26号につきましてご説明を申し上げます。

本年4月1日付で村上岩船地域の5市町村が廃置分合することに伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数は35団体から31団体に減少し、それに伴い、広域連合の規約に規定されている議員定数を35人から31人に変更するものであります。また、広域連合の運営に関する重要事項を審議するため、新たに関係市町村の長で構成する市町村長協議会を設置することに伴い、規約にその設置規定を加えるものであります。

これらのことから市町村の合併の特例等に関する法律第13条第1項及び地方自治法第291条の3第1項の規定による規約変更について、関係市町村の協議を経て県知事への許可申請を行うに当たり、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会に規約変更の議決をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第26号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第27号 北国街道妻入り会館の指定管理者の指定について

○議長（中川正弘） 日程第28、議案第27号 北国街道妻入り会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって除斥となりますので、中野勝正議員の退場を求めます。

〔中野勝正議員退場〕

○議長（中川正弘） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第27号につきましてご説明を申し上げます。

平成18年12月に指定管理者への移行を可能にする北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例を制定し、施設の維持管理を行ってまいりました。1年間の管理の中で指定管理者制度への移行を検討しながら諸手続を進めてまいりましたが、施設の実質的な管理を行っております特定非営利法人ねっとわーくさぷらいを指定管理者に指定するものであります。

指定の期間につきましては、本年4月1日から3年間とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） ねっとわーくさぷらいさん、中越さんが請け負うということらしいのですが、いわゆる妻入り会館というと尼瀬のほうです。井鼻の消防会館ですか、あれも井鼻の住民の方というふうな形になっているのですが、その尼瀬のほうの方々にはお願いはしてあって、断られてねっとわーくさぷらいさんをお願いしたのかどうか。まず、地元の意見というのが必要ではないかと思っていたのですが、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思っておりますが。

○議長（中川正弘） 教育課長。

○教育課長（田中秀和） もともと妻入り会館を管理するに当たりまして直営でやっておりました。それで、たまたまそういったねっとわーくさぷらいさんのほうでお手伝いできないかということで形態的には町の直営という形で管理しておりまして、ずっとやっておりました。それで、指定管理者制度の導入ということで、いずれはこの妻入り会館を指定管理しなければだめだということで、指定管理者制度を履行できるような条例改正をしましてそういった管理者を探しておったところでございます。そういう中におきまして、いろいろ尼瀬ですとか、そういった妻入りの関係している団体等にこういった会館の維持管理ができないかというようなことでお話をしておりました。それで、実際この施設は土曜日、日曜日にも閉館しないで開いたまま観光客ですとか、そういった町民の福利厚生のためといいますか、そういった面もありましてずっと開いておる施設でございますので、そういう面におきまして関係した団体等に声をかけましたけれども、なかなか難しいという面もありまして、今までそういったお手伝いしておりましたねっとわーくさぷらいさんのほうにこのたび指定管理者制度ということで正式にお願いして、そういった団体のほうから計画等が上がってまいりまして、これでいいのではないかなということでこの4月1日から正式に指定管理にするということで上程したものでございますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

議案第27号は、総務文教常任委員会に付託します。

〔中野勝正議員着席〕

○議長（中川正弘） ここで暫時休憩します。

(午前 11時53分)

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎議案第28号 平成20年度出雲崎町一般会計予算について

議案第29号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第30号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計予算について

議案第31号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第35号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第36号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第37号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（中川正弘） 日程第29、議案第28号 平成20年度出雲崎町一般会計予算について、日程第30、議案第29号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第31、議案第30号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、日程第32、議案第31号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第33、議案第32号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第34、議案第33号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第35、議案第34号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第36、議案第35号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第37、議案第36号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第38、議案第37号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案10件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成20年度当初予算の審議に当たり、町長から平成20年度の施政方針について所信表明の通告がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林則幸） 平成20年度の一般会計並びに9特別会計をご審議いただくに当たりまして、こ

の提案の基本的な考え方、また今後の施策に対する方針を述べさせていただきます。

初めに、本日、ここに平成20年3月町議会定例会を迎え、新年度予算を始めとする諸議案をご審議いただくに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方を述べさせていただきます、また最重点施策等もあわせてお伝えをし、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

さて、去る1月に執行されました町長選挙では12年ぶりの選挙戦となり、町民の皆さんから予想以上のご支援をいただき、当選の栄に浴することができましたことをまず感謝申し上げます。5期20年を終え、6期目を迎えるに当たり、改めて初心に帰り、誠実と謙虚という言葉を中心に刻み、選挙中に町民の皆さんからいただいた多くの声に耳を傾け、さらに選挙期間中にお示しをしました各種施策の着実な実行を進めてまいりたいと考えております。

過ぎし年は、中越大震災の記憶もまだ癒えぬうちに、7月16日中越沖地震の発生によりまして、住宅を中心として甚大な被害に見舞われました。改めて被災をされました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、食品偽造・年金問題と不信と不安が渦巻く1年であり、年が明けてましても食に対する安全に不安を抱くような事件が繰り返されております。

国では昨年7月に実施されました参議院選挙では与党が敗れ、福田内閣のもと、いわゆるねじれ国会と呼ばれる中で、国民生活に直結する重要な法案の審議も滞っておりますが、去る2月6日には、災害復旧や原油高騰対策などを盛り込んだ、平成19年度補正予算が成立をしており、国民生活への影響も少なくなるものと考えております。

平成20年度の国家予算原案は、一般会計対前年度比0.2%増の83兆613億円が示され、年度内成立を目指して議論が進められておることはご承知のとおりであります。

中でも、地方交付税につきましては、都市と地方の税収格差是正のための特別枠として新設されました「地方再生対策費」や住民税の「ふるさと納税」制度の創設によりまして、3年ぶりの増額が見込まれております。

また、県の平成20年度予算案では対前年度比0.5%増の1兆1,827億円となりまして、3年ぶりの増加となっております。

7.13水害・中越地震関連は減少する一方、知事は最重要課題としての取り組みに、中越沖地震災害からの復旧・復興を掲げ、生活・生業再建や公共施設復旧などを優先的に取り組むため、災害関連予算を前年度より約15%増としております。

また、昨年に引き続き、県人口減少による少子化対策や医師確保などの医療・福祉分野の充実、交流人口増や観光振興対策など、事業の選択と集中を強調されております。

総務省は自治体財政健全化法に基づきまして、自治体の財政をチェックする4つの指標数値基準を決め、都道府県・市町村に通知したところであります。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」

「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標であります。財政破綻を招かないために、早期健全化基準や財政再生基準数値を設けて財政をチェックし、自治体の破綻を未然に防ぐことを求めています。

この基準に基づきまして、平成19年度決算における財政指標を平成20年内に公表しまして、1年の猶予を経て数値に該当する自治体は健全化等の計画策定を行わなければならないとされております。

このような中で、本町の主な財政事情は、いずれも平成19年度末の見込みの数値であります。町債残高33億4,931万円、財政調整基金が11億5,515万円、積立基金残高会計では、16億8,800万円となっております。

今回の地震災害による復旧のために、平成20年度は財政調整基金からの繰り入れを2億1,400万円ほど見込んでおります。経常収支比率は平成18年度は82.9%ですが、県内市町村平均の88.4%を下回っております。さらに、実質公債費比率は11.0%で前年度より1.8ポイント下回っております。

今後、平成19年度決算がまとめられた段階で、この財政健全化法に当てはめ、皆さんにもご提示してまいりたいと考えております。

また、町民税の個人所得割が減額するなど、引き続き厳しい財政環境の中ではありますが、行財政スリム化プログラムに基づきまして、着実な財政運営を行い、限られた財源の中で行政効果の最大化が図られ、災害からの復旧・復興につなげてまいります。

今ほども申し上げましたが、スリム化プログラムの推進により、徹底したスリム化・効率化を図ったため、経費の削減効果が現れておりますが、災害復旧に伴う緊急的な財政支出の増加はやむを得ないとしたしましても、安定的な財政基盤を確立することによりまして、福祉・産業振興・教育など町民のニーズにこたえられる施策の展開が可能となってまいります。

次に、平成20年度予算編成の最重点施策につきまして申し述べさせていただきます。

新年度予算編成につきましては、昨年11月に議会の皆さんと意見交換をさせていただいた9項目を基本に、さらに、先ほども申し上げましたが、町民の皆様にお示しした施策の着実な実行であると考えております。特に以下の4点を掲げましたので、よろしくまたご審議を賜りたいというふうに思っております。

初めに、中越沖地震災害からの早期復旧・復興につきましてでございます。

仮設住宅入居者の生活再建を第一に進めることを最優先として考え、被災者公営住宅4棟、一般公営住宅5棟の計9棟を年内に建設し、住宅に被害を受けられ、住宅再建を断念された皆さんが一刻も早く普段着の生活に戻ることができるよう、また、公営住宅への入居を希望されている方全員の希望がかなえられるようにいたします。

次に、地震風評被害からの脱却のため、復興イベントの開催につきまして、今回の災害を機に本町では他の市町村にないと思われる贈り物が多数出現いたしました。海底古木や北前船のいかりな

どであります、これらを有効活用し、この災害をばねに、本町の元気のよさを全国に発信していかなければなりません。

地震の風評被害に負けることなく、苦しんだ観光の活性化に向け、復興イベントも大々的に開催をいたします。その第1弾といたしまして、5月24日、既にテレビ・新聞などで報道されておりますが、天領の里夕風の橋リニューアルにあわせまして、「出雲崎マリンビューウエディング」と題した結婚式を行い、町外の若いカップルからこの町に定住していただくことを計画しております。また、8月上旬には今日本海出雲崎を歌い込んだ「海雪」でデビューして話題となっておりますジェロさんを初め、民謡歌手、あるいはまた県警の音楽隊等々を招聘いたしまして多彩な夏の大イベントを計画していきたいと思っております。これによりまして元気があって光り輝く町づくりを実践できるものと考えてもおります。

次に、災害に強い町づくりを目指したいと思っております。

これまで、地震や水害に見舞われた本町では、災害に強い町づくりを推進する必要があります。

町内各地に消火栓、あるいはまた防火水槽などの水利の確保・拡大を図っておりますが、新たに深町団地内に防火水槽を設置いたします。さらに、全国瞬時警報システムとの連携を図るため、現在設置をされています防災行政無線の改修を行い、各種警報の町民への周知を図ります。

また、自主防災組織につきましては、本県の組織率は48.2%と全国平均を21.7ポイント下回る結果が出ており、本町の組織率はゼロ%と報告されています。しかし、名称としての組織はなくとも3回にわたる災害の教訓から各集落・町内には囑託員の皆さんを中心とした任意の組織が存在していることは承知いたしておりますし、災害時の避難で支援を必要とする要援護者名簿も町民の皆さんのご理解を得た上で作成をしております。今後は、これらの組織を集落・町内の皆さんのご協力を得ながら、正式な自主防災組織としての立ち上げを年次計画で行い、災害に強い町づくりを強力に推進をまいります。

最後に、インフラ整備の実施についてでございますが、昨年の中越沖地震によりまして実施を見送ってございました町道改良事業につきましては、上中条米田中山線・立石稲川線・六郎女線・乙茂藤巻神条線の4路線の2車線拡幅工事を進め、安全安心な道路の整備を実施をまいります。

続いて、平成20年度の主要施策の概要につきましてでございますが、まず健やかで支え合う福祉の町づくりについてでございます。

- 精神障害者医療費助成事業助成金の上限額を8,000円に拡大し、制度の拡充を図ります。
- 寝たきり老人等介護手当支援事業につきまして、要介護4・5の介護度の高い方のサービス利用者の月額支援を1万円に、サービス未利用者の月額支援を1万5,000円に拡充し、自宅介護者の支援を行ってまいります。
- 高齢者や障がい者など一般交通機関の利用困難な方に対しまして、移送用車両及び福祉タクシー利用料金の助成や人工透析者の通院費、障害者自動車燃料費の助成など、外出支援サービス事

業を今後とも積極的に行ってまいります。

- 保護者が勤労などにより学校の放課後、家庭において保育ができない小学校低学年児童等のために、放課後児童保育事業も継続し、児童の健全育成を図ってまいります。
- 保育料につきましては、国の徴収基準額に対し、引き続き軽減措置を実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。
- 育児相談機能の強化を図るため2カ月児訪問を引き続き実施し、出産後の母親に対する早期メンタルサポートを行い、育児不安の軽減と健全な子育て環境を支援をいたします。
- 4月から75歳以上の高齢者等を対象に後期高齢者医療制度が導入され、広域連合による運営が始まりますが、医療費保険の健全な運営が図られるように進めてまいります。
- 第3期出雲崎町介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を継続的に実施し、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生活できるよう支援してまいります。
- 新規事業といたしまして、長岡地域における大人の平日夜間診療事業である夜間救急診療体制の整備を図ります。
- 4月からごみの有料化が実施されますし、今後ともごみ減量化と不法投棄の防止に努め、環境に配慮した町づくりを進めてまいります。

次に、美しく暮らしやすい快適な町づくりについてでございます。

- 国道整備につきましては、国道352号の米田から海岸に通じる道路の現地の踏査が行われました。法線につきましても今後積極的に進められると思われませんが、引き続き抜本改良事業の促進を働きかけてまいります。
- 国の補助事業である海岸地区街なみ環境整備事業につきましては、新年度で6年目に入りますが、引き続き道路の景観舗装工事を実施してまいります。
- 県道出雲崎石地線の継続事業の促進や県道寺泊西山線のバリアフリー歩道整備につきましても、継続して県に働きかけてまいります。
- 簡易水道事業は浄水場整備工事といたしまして、神条1号ポンプほかの設備の増設と改修を行い、今後とも安定をした給水能力の維持と施設の適正管理に努めるとともに、2カ所の浄水場に太陽光発電システム設備を行います。
- 下水道等生活排水処理施設につきましては、今後とも施設の適正管理を行うとともに、未水洗化世帯の解消にも努めてまいります。
- 過去の大災害を教訓として、今後とも防災訓練などによる防災意識の向上にも努めます。
- 長岡線のバスにつきましては、昨年10月から全便日赤病院経由に変更されたことから黒字路線に転換いたしました。地震による影響から柏崎方面への利用者と町内路線の利用者が依然減少しております。中学生や高齢者の交通弱者の足を確保するため、関係機関と連携協力をしながら、路線の維持を図ってまいります。

○ 新規事業といたしましては、平成23年7月から地上波デジタル放送への完全移行となります。そのため現在ご使用の受信装置での受信状況を確認いただくための助成を実施することといたしました。あわせて、深町団地での同放送対応のための改修工事を実施し、情報格差が生じないようにいたします。

次に、活力あふれる産業の町づくりについてでございます。

- 品目横断的経営安定対策が昨年から始まりましたが、米価下落による対応や小規模農家への切り捨て批判などにより、制度改正が行われましたが、今後も農家とJAが緊密に連携をとり、またかかわることが必要となることから、行政としてもバックアップしてまいります。
- 2008年産米の生産目標は1,750トンで、昨年より28トン減少いたしました。農家の皆様のご努力により売れる米づくりを推進してまいりましたが、2月に開催された3者会議により決定された配分方針により、各農家の皆様への配分が行われます。今後は、さらに出雲崎産コシヒカリのブランド化を進め、仮称「汐風米」の生産を初め、販売拡大を図り、全力で高品質・良食味米の生産をお願いするものであります。
- 農用地利用集積促進につきましては、意欲ある中核農家や認定農業者等の担い手育成と農地流動化によるさらなる農地集積を図るため、引き続き強力に推進してまいります。
- 農業生産体制の確立を図るため、今後も集落営農を推進し、農業生産法人等を育成するため、農業機械・施設の導入等への支援を進め、生産組合の育成強化に努めてまいります。
- 県営中山間地域総合整備事業として薬師堂地区に続き、六郎女地区（神条吉川沢田大門地区）の新年度新規採択に向け、県と最終の詰めの作業を行っておりますが、今後整備事業の推進が図られるものと考えます。
- 漁業経営安定のため、漁獲共済事業に対する補助を継続するとともに、漁船の出港・帰港時の安全確保対策として、地域水産物供給基盤整備事業による南沖防波堤整備の促進や、民生の安定を図るため尼瀬地区の海岸保全施設整備事業の促進を引き続き強く要望してまいります。
- 中越沖地震により大きな被害を受けた、出雲崎漁港の水産物荷捌き所の再建を図り、中越地域の漁業の拠点である出雲崎漁港の位置づけを強化いたします。
- 観光立町の顔である海岸線の美化を保つため、引き続き県とタイアップしながら海岸清掃を行い、良好な海岸環境の保全に努めてまいります。
- 本町の表玄関である駅前地区は、地震により廃業を余儀なくされた商店もありますが、商工会との連携を図りながら、地域のにぎわいを取り戻してまいります。
- 観光の拠点である天領の里の運営については、指定管理者との連携を図ってまいります。特に時代館設備のリニューアルを初め、石油記念公園内の自走さく孔機の展示建屋の修繕を行い、観光行政を推進いたします。
- 北国街道妻入り会館につきましては、4月から指定管理者制度導入を予定しております。管理

者指定につきましては今議会に上程してありますが、天領の里一帯の観光施設として、有効利用されるように努めます。

- 本町を訪れる観光客は災害により激減をいたしました。長岡と柏崎に囲まれた中で、海の出雲崎が埋没することのないよう、さらなる観光行政の充実を図るとともに、情報発信を行ってまいります。

次に、感性豊かな教育の町づくりについてでございますが、子供や子供を取り巻く環境の変化等により、望ましい教育のあり方が検討され、学校教育法など教育3法の改正がなされました。その中で、教員免許更新制など教員の信頼の再構築や教育委員会の責任の明確化、体制の充実整備もあわせて進められてきました。公教育における学校経営の基本は確かな学力と豊かな心、たくましい身体バランスのとれた子供の育成であり、本町におきましてもその実現に向け、一層充実した教育を推進いたします。

- 小学校の通学バス運行事業につきましては、安全な通学確保のため、引き続き町所有バスと委託バスを使用し、実施してまいるほか、学校の総合学習やクラブ活動等にも有効活用を図ってまいります。
- 中学校教室などの床改修工事を行うことで、教育環境の向上を図ってまいります。
- 奨学金貸与事業につきましては、将来の町の宝である子供たちに対して引き続き貸し付けを行い、家庭への教育費負担軽減を図るほか、事業運営の適正化を進めるため選考基準に基づきながら実施をいたしてまいります。
- 公民館活動といたしましては、良寛や歴史資源を活用した成人講座、町民文化教室と生涯学習講座を計画し、社会教育団体との支援連携を深めてまいります。
- 世界の異文化との共存や国際協力が求められていることから、新規事業といたしまして、外国人による指導活用により、保育園児と成人を対象とした英会話教室を開催いたします。
- 小中学校の児童・生徒を対象にした教育講演会を引き続き開催し、子供たちの情操教育の向上を図ってまいります。
- 町民体育館のブラインドが作動不良を起こし、機能を果たしていないことから、その代替策として、暗幕を設置することでスポーツ環境の向上を図ってまいります。
最後に、住民と一体となって進める町づくりについてでございますが、下校時の子供連れ去り事件等に対応するため、不審者情報の共有と子ども110番の家の活用を図り、引き続き大切な子供たちを地域全体で守ってまいります。
- 町ホームページの逐次更新による最新情報の提供を行うとともに、携帯電話へのメール配信サービスを開始し、地域振興と住民サービスの向上に努めてまいります。
- 地域の特性を生かした地域づくり活動を進める団体に対しましても、引き続き地域づくり推進事業補助金を交付し、地域活動の活性化を図ってまいります。

○ 合併問題につきましては、今後10年を目途に導入するとされる道州制の動きを注視しながら、将来に悔いを残さないベストの選択を求められておりますが、さらに、町の現状や財政事情などあらゆる情報を町民の皆さんにお伝えし、皆様方の判断を求めてまいりたいというふうに考えております。

○ 今後も、スリム化プログラム・新行政改革大綱及び定員適正化計画に基づきまして、行政の簡素化・合理化に努めながら、財政運営の健全化を図ってまいらなければなりません。震災からの復旧・復興に向けての、私の政治姿勢を明確にするため、新年度から1年間の町長報酬20%削減を今議会に上程いたしておりますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

次に、新年度予算の全体総括といたしまして、以上、申しあげました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、地震からの復旧・復興を進めながら、喫緊の課題・特色ある主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計では、31億5,300万円、前年比4.7%増を計上いたしました。

特別会計では、

国民健康保険事業、5億6,770万円、前年度比0.6%増。

老人保健、7,630万円、前年度比89.7%減。

介護保険事業、5億900万円、前年度比7.2%減。

後期高齢者医療、7,200万円、前年度比皆増。

簡易水道事業、1億5,100万円、前年度比16.3%減。

特定地域生活排水処理事業、2,000万円、前年度比11.1%増。

農業集落排水事業、1億8,120万円、前年度比9.4%増。

下水道事業、2億9,030万円、前年度比11.9%減。

住宅用地造成事業、670万円 前年度比34.3%減。

以上、特別会計の合計では、新規会計もありますが、前年度比で26.7%減の18億7,420万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比9.7%減の50億2,720万円となっております。

最後、結びでございますが、すべてが大きく変化し、スピードを加速しております。さまざまな課題を瞬時に判断し、誤りなき意思決定が求められている中で、他の市町村と伍し、競い合う足腰の強いしたたかさを持ち、本町の知名度を高め、内にある多くの皆さんの声を聞きながら、町民各位の願いや痛みを自らのものとし、血の通った行政を進めるために、時にはリーダーシップを発揮しながら、渾身の力で町政運営を進めてまいりますので、議会並びに町民各位の皆様のご協力をお願いを申し上げまして施政方針といたします。

○議長（中川正弘） ただいまの所信表明により、議案第28号から議案第37号まで議案10件の提出者の説明とします。

次に、補足説明がありましたら順次これを許します。

最初に、議案第28号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、議案第28号、一般会計予算からお願いをいたします。

今ほどの町長の平成20年度施政方針のとおりでございますが、議会資料といたしまして用意してございますが、当初予算案の概要について基本的な考え方、規模、前年度比較、推移、分類指標、また主な事業など概要をお示ししてございますので、参考をお願いいたします。

それでは、一般会計予算、予算書歳出のほうからお願いいたします。35ページからお願いをいたします。議会費につきましては、19年度とほぼ同様でございますので、省略をさせていただきます。

35ページ、総務費でございます。一般管理費の給料関係でございますが、議案第18号でお願いしております町長、副町長の月額給料の削減の影響というようなことで昨年より減額となっております。また、一般職員分につきましては新採用1名分を総務費のほうで現在見ておりますので、昨年より一般職の分が増えております。

続きまして、36ページをお願いいたします。中ほどの交際費でございます。町長交際費につきましては、前年度より10万円減額してございます。

それと37ページ中ほどをお願いいたします。投資及び出資金でございます。地方公営企業等金融機構出資金というふうなことで、20年度初めて出てくるものでございますが、現在の地方公営企業が完全民営化というふうなことで国費が引き揚げられるかわりに各地方自治体から出資をするというふうなことで、今借りているものについてはそのまま継続するというふうなことになりますが、各市町村の、また県でのそれぞれの出資ということで、本町は50万円の出資というふうなことになってございます。

続いて、文書広報費から39ページの出張所費までにつきましては、経常的な内容となっておりますので、説明は省かせていただきます。

41ページをご覧いただきたいと思います。企画費の19節の負担部分でございます。中ほどから上の町地方バス路線運行費補助金、これにつきましては町単独事業でございまして、大寺線、駅前線につきまして継続というふうな部分でございます。それと地方バス路線維持費補助金、これは国庫補助事業となっております、長岡線につきましては20年度については黒字見込みというふうなことで補助金は国費も該当いたしておりませんが、柏崎線につきまして、いかんせん地震の影響等もございまして、60万5,000円の本町分の割り当ての補助というふうなことで予定してございます。地域づくり推進事業補助金、これは宝くじのコミュニティー助成でございまして、20年度につきましては乙茂集落から出ておりましたお面、獅子、太鼓等が採択になってございますので、今回のせてございます。それと地上波デジタル、これは先ほど施政方針のとおりでございます。それと出雲崎高等学校創立60周年記念事業補助金、これは新規でございまして、10月25日に予定されております

もので、補助金として計上してございます。

交通安全対策費でございます。需用費の中の消耗品が昨年度より増えております。これにつきましては、チャイルドシートを現在いろいろお貸してございますが、最長8年経過しているものもでございます。当然通常5年というふうな中で年数経過してございますので、今80台使用しておりますが、40台を入れかえたいというふうなことで今回予算でのせてございます。

続きまして、42ページ、防犯対策、基金関係は説明を省かさせていただきます。

43ページ、徴税費でございます。税務総務費の一番下でございます。償還金利子及び割引料、通常の予算ですと100万円の税還付金及び還付加算金となっておりますが、20年度につきましては税源移譲による変動による経過措置分というふうなことで、1,000万円というふうなことで計上してございます。

続きまして、44ページは省かさせていただきます、45ページ、戸籍住民基本台帳費でございます。これは、人件費のほうが実は増えてございます。育児休業に入っている職員が4月から復帰するというふうなことで、昨年に比べて1名分が増になっているというふうなことでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。選挙関係でございます。出雲崎町農業委員会一般選挙費というふうなことで、20年7月改選というふうなことで農業委員会委員の選挙費を今年は計上してございます。

続きまして、48ページ、新潟海区漁業調整委員会委員一般選挙費というようなことで、本年の8月改選の部分のもの、それと新潟県知事選挙費、これは本年の10月改選のものというふうなことで選挙費を計上してございます。

続きまして、民生費のほうに入らせていただきたいと思います。51ページをお願いいたします。一般職員給3人というようなことでございますが、去年は2人の対応としておりまして、本年は3人というふうなことで人件費のほうが増えてございます。

続いて、52ページをお願いいたします。中ほどの19節負担金補助及び交付金の一番下でございます。新潟県中越沖地震被災者生活再建支援金500万円というふうなことで計上してございますが、19年度で終わらない分、20年度での震災分を見込んでいるというふうなことでこのたび計上してございます。

2目の障害者福祉費関係につきましては、これは障害者自立支援法関係の主な費目を計上してございますので、省かさせていただきます。

続きまして、54ページをお願いいたします。3目国民健康保険事務費でございます。ここにつきましては、28節の繰出金、これが昨年度に比べまして大分落ちてございます。これにつきましては、75歳以上の後期高齢者分が国民健康保険、ここから抜けるというふうなことで繰出金が減額となっております。

国民年金事務費は、省略させていただきます。

続いて、56ページをお願いいたします。56ページの下から2つ目の老人保健特別会計繰出金でございます。これにつきましては、後期高齢者への移行というふうなことで、昨年に比べ1割ぐらいになっているというふうなことで、昨年度は6,100万円の繰り出しでございますが、今回は673万円というふうなことで、後期高齢者医療への繰り出しというふうなことになりますので、今回は減っているというふうなことでございます。

老人措置費関係、保健福祉総合センター費、介護保険、保健福祉事業関係は省略させていただきます。

58ページ、後期高齢者医療費をお願いいたします。これにつきましては、新設の目というふうなことでございまして、広域連合への負担金、医療費給付の負担金、これは広域連合に対してのものですが、あと後期高齢者医療特別会計への繰出金というふうなことで、3本立てでこの目ができてございます。新設でございます。

次の児童福祉費関係につきましては例年同様、また児童措置費につきましても内容的にはほぼ同様でございますので、省かさせていただきます。

60ページをお願いいたします。委託料の保育園関係の保育実施委託料でございます。前年に比べて増えております。入園者が増えているというふうな部分で委託料が増額となっておりますが、あわせて歳入のほうの補助金等も増額となっております。保育料の軽減につきましては、議会資料で用意してございますので、またご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、61ページ、災害救助費でございます。委託料のところで応急仮設住宅維持管理委託料、応急仮設住宅総点検業務委託料というふうなことで今回新たに計上してございます。実は、相手先は管理委託料のほうについては県プレハブ協会でございまして、毎月のクレームに対応するというふうな部分で、財源的には復興基金から入ってくるのですが、間接的にプレハブ協会に委託をしているというふうなことでございます。また、雪解けの春の総点検というふうなことで、これが総点検業務の委託料の下の方になります。これは大和ハウスが点検をすることになっておりますが、そこに委託料としてお支払いするというふうな部分ですが、最終的には復興基金のほうから本町のほうに入ってくるというふうなものでございます。

続きまして、衛生費でございますが、63ページをご覧いただきたいと思っております。63ページの下から3段目、扶助費でございます。乳児医療、また幼児等の医療、町子育て支援というふうな部分のことでございます。平成19年度から新規にまた拡充した子育て事業でございます。ただ、19年度に比べまして1件当たりの医療費単価が上がってきているというふうな状況の中で本年度は扶助費全体が上がっているというふうなものでございます。

予防費につきましては省略させていただきます。

続きまして、64ページ、保健師設置費でございます。育児休業の2人の保健師がおりますので、その分人件費が減っているというふうな部分でございます。

続いて、健康増進費でございます。これは、今までですと老人保健費というふうな部分になってございましたが、この部分で基本健診等18歳以上の方々の基本健診を昨年までは対応しているというふうなことでございますが、本年度は健康増進費というふうなことで目名が変わりまして、ここで対象とするのは39歳以下の特定健診、また75歳以上の後期高齢者医療の特定健診というふうな部分がここに該当してきております。65ページ、13節の委託料の部分で特定健診と、一番下から2番目に後期高齢者の特定健診委託料というふうな部分でのってきてございます。

それと備品の購入でございますが、軽自動車というふうなことで保健師が対応している車ですが、古くなっておりますので、本年更新したいというふうなことで今回のせてございます。また、介護保険会計でも同様に1台をのせてございます。

続きまして、66ページでございます。環境衛生費、ここでは一番下の斎場事務委託料についてでございます。昨年より増えておりますが、これは2月19日の全員協議会でも説明させていただきましたが、斎場の改修分を含んでいるというふうな部分でございます。

67ページ、繰出金、特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金、この繰出金につきましては4分の3補助の県の廃棄物交付金を充当してございます。

続いて、68ページ関係、清掃費の中の塵芥処理費についてでございます。ここでは、20年4月からのごみの有料化に伴う新規委託料というふうなことで、指定袋等製作と配達管理委託料というふうなことでこのたび新規の費目がのってございます。また、ごみ収集手数料、収納事務委託料というふうなことでのってございます。

続いて、労働費につきましては前年とほぼ同額でございますので、説明は省かさせていただきます。

農林水産業費、この中の農業委員会費につきましては説明を省かさせていただきます。

農業総務費も同様でございます。農業振興費、71ページでございます。一番下の備品購入費でございます。本町は、トラックを1台現在持っていますが、17年目というふうなことで大分傷んでおります。ということで新しいトラックをとというようなことで今回新規にのせてございます。

続きまして、72ページ、中ほどから上の町農業共済水稲防除費助成事業補助金というふうなことで昨年より増えてございます。これにつきましては、ラジコンヘリのオペレーター養成2人分というふうな部分で補助をのせてございます。

それと、73ページでございます。上から3つ目の細節でございますが、町米価下落等影響緩和緊急対策資金利子助成金というふうなことで、これにつきましては19年産米の米価の下がった部分につきます借り入れられた方の利子補給というふうなことで、経営安定資金というふうなことで利子補給を上げてございます。1名が対象というふうなことでございます。

畜産業費は、省かさせていただきます。

農地費につきましては、74ページをお願いいたします。主に中山間地域の仕事が農地費の中で最

近は入っておりますが、本年は中山間の関係の六郎女地区は生態系の関係 1 本でございますが、中山間地域の六郎女地区につきましては20年度の採択予定というふうなことで現在目指しているところでございます。実際採択になりますと、測量設計、換地等のそういうふうな部分が今後出てくるというふうなことでございます。

農業集落排水事業、これにつきましても県の産業廃棄物交付金を充当してございます。

改善センター費は、省かさせていただきます。

続いて、林業費でございますが、76ページの林業振興費をお願いいたします。中ほどの需用費の一番最後の林道等修繕料が昨年より多くなっております。地震後の後処理というふうなことで20年度予算に修繕料を追加で計上してございます。

それと77ページ、下から2つ目になりますが、町単林地崩壊防止事業補助金というふうなことで、これも地震の被害による後処理というふうなことで町単部分で計上してございます。

78ページ、水産業費、水産振興費をお願いいたします。水産振興費の一番下の細節でございます。仮水産物共同荷捌所の解体、撤去、冷凍庫外構等修繕事業補助金というふうなことで、中越沖地震の対応のものでございます。19年度から繰り越して20年度で実施するもの、また20年度予算で計上して実施するものというふうなことで2つのものになっております。

漁港費につきましては、説明を省かさせていただきます。

続いて、商工費でございます。商工費で減額が大きくなっておりますが、これは昨年天領の職員、調理員さんの3人分を当初で見えておりましたが、学校の給食費というふうなことで動いておりますので、人件費3人が減っておるというふうなことでこのたび減っているものでございます。

続きまして、80ページ、観光費をお願いいたします。観光費につきましては、施政方針の中であったとおりでございます。新規として夕風の橋マリンビューウエディング関係の予算を計上してございます。

また、需用費の消耗品につきましては、名入れ風船、風船等を19年度でほとんど使用したというふうなことで、印刷購入というふうな部分で上げてございます。

それと81ページの一番下から3つでございます。海底古木、また錨の保存処理というふうな部分で、これも施政方針のとおり外部に委託して特殊な処理、加工をして残していくというふうなものでございます。

続きまして、82ページをお願いいたします。15節の工事請負費でございます。井鼻の海水浴場の電源設備設置工事でございます。東毛が撤退するというふうな部分で、今まで東毛の外灯の部分をお借りしていたものでございますが、今後の動向がわからないというふうなことで、新たに一応電源設備を設置して海水浴場の監視員のところへ引き込むというような形で予定してございます。

それと、19節負担金につきましては、施政方針のとおり震災復興イベントの運営費負担金というふうなことで10月を予定してございます。また、風評被害対策重点、拡充というふうなことで町観

光協会の活動補助金を増額してございます。それと83ページの一番上、全国良寛会長岡大会実行委員会補助金というふうなことで、6月7日、全国良寛会長岡大会が開催されるというふうな部分で、そこへの補助金、また前ページの一番下、良寛生誕記念250周年記念実行委員会補助金というふうなことで、平成20年度が250周年記念であるというふうなことで、そこへの補助金を新規計上してございます。

それと天領の里管理費につきましては、時代館の設備改修工事というふうなことで照明、また演出ソフト、船関係につきまして改修を行いたいというふうなことで、これは財源的には公共施設維持補修基金、また天領の里運営基金を充当いたしまして改修を予定してございます。

続きまして、84ページ、土木費についてでございます。土木総務費につきましては、これは減額となっておりますが、一般職員給、今回住宅費で住宅建設費を新しく目をつくりましたので、そちらへ職員2人を動かしてございます。

道路橋梁総務費につきましては、省略をさせていただきます。

続いて、87ページをお願いいたします。委託料、道路新設改良費でございます。委託料、工事請負、公有財産購入費というふうな部分で、地震により中止した部分を再執行というふうなことで、過疎債の事業として実施をしたいというふうなことでございます。

あと負担金の県道路事業負担金につきましては、寺西線の川西地区のバリアフリー、また県道出雲崎石地線の部分、あとその他の部分での県道路事業負担金をのせてございます。

続いて、88ページ、河川費につきましては説明を省かせていただきます。

89ページ、下水道費につきまして、これは下水道関係は元利償還金が最近減ってきておりまして、ただ繰出金には県の廃棄物交付金を充当してございます。

住宅費は、省かせていただきます。

次に、90ページ、街なみ環境整備費についてでございます。19年度から事業的には実施してまいりましたが、街なみ整備助成金というふうな部分での仕事を本年度も2年目というふうなことで計上してございます。

それと3目の住宅復興費、これにつきましては中越沖地震で被災者住宅復興資金というふうなことの預託金で計上してございます。

それと新たな目の設置でございます。住宅建設費というふうなことで、災害公営住宅4棟、一般公営住宅5棟というふうなことで91ページの工事請負、公有財産、あと補償関係にのってございます。あと委託料関係でのってございます。この概要につきましては、議会資料として53、54ページに配置図を提出してございますので、参考をお願いいたします。

続きまして、92ページ、消防費につきましてでございます。常備消防費は、大きく本年度減額になっております。昨年まで柏崎との一部事務組合結成時、消防士の職員の退職負担金を精算というふうなことで3年間に分けて3,800万円ずつ柏崎市に負担してございましたが、19年度で終了いたしま

したので、20年度は通常の常備消防費の委託料分というふうなことでございます。

消防施設費、これは93ページ、工事請負でございます。施政方針のとおり深町団地内に防火水槽1基を予定してございます。40立方級というふうなことで予定してございます。

続きまして、94ページ、防災対策費についてでございます。工事請負費で、これはJ—ALERT（ジェーアラート）というふうに言いますが、消防庁から衛星回線を利用して町の防災行政無線を自動起動いたしまして、地震、また気象関係、津波関係、そういう部分を迅速に防災無線を使って流すというふうなシステムを構築するものでございます。

95ページに入りまして、教育費でございます。教育委員会費は、省略させていただきます。

事務局費で96ページでございます。一番下の繰出金で1,500万円、これにつきましては議案第20号で基本額の増額を提案しているところでございますので、よろしく願いいたします。

あと97ページ、上から2つ目、委託料でございます。教育講演会委託料というふうなことで、19年10月に野口さんで講演を行っておりますが、本年度もまた別な方で継続するというふうなことで盛り込んでございます。

教職員住宅費は省略させていただきます。小学校費で99ページをお願いいたします。小学校費自体が大きく減額になっております。これは、19年度中、出雲崎小学校の校舎の耐震補強工事を予算で盛ってございましたので、18、19で継続した部分が終了いたしましたので、予算額が小さくなっているというふうなものでございますが、プールの補修、受水槽のポンプ改修工事等を計上してございます。

続きまして、小学校費の中で教育振興、学校給食費は省かさせていただきます。

102ページをお願いいたします。通学バス運行業務費でございます。これにつきましても例年のとおりでございますが、通学バス運行業務につきましても、電源の交付金を充当してございます。

続いて、中学校費でございますが、105ページの工事請負費をお願いいたします。105ページの一番上になってございます。教室等の床改修工事でございます。あと放送室の壁改修、学校用地法面改修工事というふうな部分で、20年度はちょっと大きな事業でございますが、これも電源の交付金を充当してございます。

教育振興費、学校給食費も省かさせていただきます。

続いて、飛びまして110ページをお願いいたします。下の2つ目の委託料でございます。その中の一番下でございますが、英会話教室実施委託料というふうなことで、これも施政方針にございますが、新規で成人、また保育園の園児を対象に英会話教室を実施したいというふうな部分でございます。

111ページ、図書館費につきましては省かさせていただきます。

113ページでございます。北国街道妻入り会館管理費、これは指定管理というふうなことで委託料の中で、これは議案第27号をお願いしておりますが、指定管理料を新たに計上してございます。

続きまして、115ページをお願いいたします。体育施設費でございます。115ページの工事請負費でございます。これも金額は大きくなっておりますが、町民体育館のブラインドから暗幕に変更しての工事というふうなことで今回のせてございます。これも電源の交付金を充当してございます。

115ページの災害復旧費関係でございますが、農業用施設災害復旧費、次の農地災害復旧費、これにつきましても地震の残しの事業の分で計上してあるものでございます。

116ページの公共土木施設災害復旧事業費、これは町単独分でございます。これも同様に地震の残しの仕事というようなもので計上してございます。

公債費、117ページでございます。公債費につきましては、臨時財政対策債の償還、過疎債の償還の部分が最近ちょっと増えてきておりますので、今回増額となっております。

次に、118ページ、諸支出金は変わりございませんし、14款の予備費につきましても19年同様の500万円でございます。

以上で歳出の事項別明細書を説明終わらせていただきまして、次に10ページの歳入から説明をお願いいたします。10ページ、歳入、まず町税でございます。町税の町民税、個人でございます。前年に比べて大きく減額となっております。地震による雑損控除の影響、また税制改正によります住宅の一部控除分の影響というふうな部分で影響が今回出ているというふうなものでございます。

固定資産税につきましては若干落ちております。償却資産分が落ちてきていると。エコパークの関係がほとんどかと思いますが、その分が落ちてきているというふうな部分でございます。

軽自動車税は、軽4輪乗用が増えてきているというふうなことで若干増えているというふうなものでございます。

続きまして、12ページ、町たばこ税、今の流れの中で若干の減少にとどまっているというふうなものでございます。

2款の地方譲与税から9款の地方特別交付金、これにつきましては19年度の実績の中で20年度を見込んでおりますので、説明は省略させていただきます。

15ページをお願いいたします。10款地方交付税についてでございます。国レベルでの平成20年度地方財政計画、これにつきましては地方交付税につきましては出口ベースで1.3%の増でございます。実際19年度の本町の普通交付税につきましては、留保分につきましては1億8,800万円程度19年度はございます。そんな中で20年度の交付税を見積もった中で地方再生分で純増で5,000万円増額というふうな部分になるというふうなこと、それからいたしますと昨年に比べて普通分につきましてはプラス1億円というふうなことで、本年度は12億4,000万円、特別分は6,000万円そのままにしてございますので、12億4,000万円というふうなことで普通分を見積もってございます。昨年より1億円増というふうなことで見積もってございます。

16ページ、交通安全対策特別交付金、これは省かささせていただきます。

それと12款の電源立地地域対策交付金、これは20年度増えておりますが、19年度につきましては

水道会計でこの交付金を使って、水質モニターの工事を行っておりますので、一般会計にまた20年度戻すというふうなことで、一般会計での事業がございますので、昨年に比べ2,000万円増えているというふうなものでございます。

それで、13、分担金につきましては、これは昨年に比べ落ちているのは中山間地薬師堂地区の分担金が減になっているというようなことで減ってございます。

負担金につきましては、これは保育料の負担金が大部分というふうなことになりますので、保育料につきましては昨年とほぼ同額というふうな部分になってございます。

18ページ、使用料及び手数料、これも昨年とほぼ同額でございますので、説明は省かせていただきます。

19ページでございます。中ほどから上の衛生手数料でごみ処理手数料というので今回新規にのってございます。ごみの有料化に伴う手数料ということで今回新規にのってございます。

19ページの国庫支出金につきましては、省かせていただきます。

20ページ、国庫補助金についてでございます。住宅費補助金についてでございます。街並環境、これは通常の2分の1助成のものでございますが、災害公営の4棟分、災害公営住宅整備事業費補助金、これは3分の2補助で今回のってございます。一般公営につきましては、地域住宅交付金というふうなことで5棟分、これは45%補助というふうなことで今回のってございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。22ページの上から3段目、保険基盤安定拠出金というふうなことで、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金、これは低所得者保険料の軽減分というふうなことで今回のってございます。

あと県補助金、22ページの下から2つ目でございますが、新潟県中越沖地震被災者生活再建事業補助金というふうなことで、3款の民生費の生活再建支援金の財源となるもので、県費の3分の2がのってございます。

あと23ページの衛生費県補助金につきまして、この衛生費県補助金の下から2つでございますが、県乳児医療と県子供の医療と。これは、町でやっております制度で、県単部分の該当する部分を受け入れというふうなものでございます。

続きまして、24ページ、これは選挙関係で海区と県知事の委託金を今回見てございます。

25ページの県貸付金、財産収入につきましては省かせていただきます。

27ページ、寄附金をお願いいたします。公債費寄附金でございます。これは、町道南沢中田線で廃棄物処分場への工事でございますが、起債事業でやりましたが、処分場専用の道路というふうなことで事業団のほうから寄附金で受け入れて、起債事業の部分の元利償還金を受け入れている部分でございます。これは、平成25年度まで続くというふうなことでございます。

続きまして、28ページでございます。基金繰入金でございます。一番上の財政調整基金繰入金でございます。19年度の当初におきましては、1億8,500万円の繰り入れを予定してございましたが、

20年度当初におきましてはプラス2,900万円の2億1,400万円の財政調整基金の繰り入れというふうなことでございます。このままでいきますと、途中での補正もあるかと思いますが、今の時点で20年度末の残高、9億4,500万円ぐらいになるのではないかなというふうなことになります。

それと公共用施設維持補修基金の繰り入れというふうなことで、天領の里の改修に繰り入れというふうなことでございます。天領の里事業運営基金繰入金も同様でございます。改修事業に繰り入れる部分でございます。

30ページをお願いいたします。被災住宅復興資金貸付金元利収入というふうなことで、これは預託金というふうなことで歳出と連動しておりますが、一たん預託で受け入れてまた預託をするというふうな部分、入ってくる部分でございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。上から3段目でございます。雑入でございますが、先ほどの歳出でご説明申し上げました乙茂のコミュニティー事業の部分に係るもので、宝くじの部分の受け入れの部分でございます。

33ページ、町債についてでございます。この22款町債につきましては、それぞれ歳出に連動いたしまして国県補助の整理をいたしまして、過充当とならないように計上してございます。

また、7ページの第2表、地方債についてでございます。限度額、方法、利率を定めてございまずので、よろしくをお願いいたします。

次に、119ページをお願いいたします。この119ページにつきましては、歳出の各款に計上されております常勤、また非常勤の特別職、給与関係の明細となっております。議案第18号でお願いしております町長、副町長の給料の削減の影響で差引額が減となっております。また、120ページは非常勤の特別職の内訳というふうになってございます。121ページは、教育長を含めました職員の給与費の明細となっております。4月1日、採用2人というふうなことで予定してございます。その分がございまして、一般会計職員は66人というふうになってございます。その影響によりまして給与費が増額となっております。122ページ以降は、関連する表でございます。

あと129ページは債務負担行為の調書でございます。

131ページは、地方債の調書となっております。

以上、長くなりましたが、一般会計の補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川正弘） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時40分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

○議長（中川正弘） 次に、議案第29号及び議案第30号について補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第29号 平成20年度国民健康保険事業特別会計につきましてご説明させていただきます。

制度改正により予算内容も変わっておりますが、18ページの歳出からご覧いただきたいと思えます。1款総務費の1項1目一般管理費の減額分は、13節の委託料の資格業務電算委託料の法改正分が前年に比べ減っている点です。

次のページ、2項1目賦課徴収費、13節委託料の中で国保税の特別徴収関係システム分120万5,000円が新規に増えております。

次に、20ページの2款1項の保険給付費ですが、現行の退職医療制度が廃止になり、26年度までの間、65歳未満が65歳に達するまでの経過措置はありますが、廃止になったことで退職被保険者の予算は減額し、逆に一般被保険者は大幅に増額となっており、1目の一般被保険者療養給付費は前年度比で76.2%増で2億9,154万8,000円となっております。

次に、その下の2項高額療養費も同様に一般分が大幅に増額です。

22ページの出産一時金は前年より3件増の120万円を計上し、その下の5項葬祭費ですが、75歳以上が抜けますので、件数も落としまして50件分で250万円を計上しました。

その下の3款後期高齢者支援金等は新規予算で、支払基金に納付ですが、1目で5,737万9,000円計上しましたが、この部分が特定健診、特定保健指導の数値目標が達成されない場合加算、減算されることとなります。

次のページ、4款1項1目前期高齢者納付金も新規です。

その下の5款老人保健拠出金の1目は、19年3月診療と精算分で、前年度比大幅減の1,162万2,000円です。

25ページ、6款の介護納付金は実績で、支払基金に納付です。

その下、7款1項1目共同事業拠出金は、説明欄の上が1件80万円以上、下が1件30万円以上の高額の医療費について実績に基づいて計上させてもらっております。

次のページ、8款1項1目特定健康診査等事業費の新規予算です。13節では、特定健康診査等委託料を40歳から74歳分、182万2,000円を計上し、その下の保健指導は積極的支援分です。

次の27ページ、2項2目疾病予防費、13節委託料ですが、人間ドック、脳ドック委託料です。対象を30歳から69歳を制度改正の関係で74歳まで延長しました。補助額は変わりませんが、これも保険税、それから受診率に影響しますので、今後実績等を見ながら検討が必要です。

次に、30ページ、予備費ですが、療養給付費の3%が基本ですが、制度改正による不確定要素と保険税とのかかわりもありますので、少な目の0.9%を計上させていただきました。その他給付費や

他の支出もできるだけ抑え目にしております。

次に、歳入ですが、8ページをご覧くださいと思います。歳出に対して国県の補助金や町の負担分等を差し引いたものが保険税になるわけですが、75歳以上が後期高齢者医療制度に移行し、被保険者も減少しますが、現行の退職者医療制度が廃止になり、退職分がやはり大幅に減額になり、あわせて法改正により高齢者支援分が新たに課税になります。高齢者支援金分につきましては条例改正が必要です。2月の全員協議会でご説明しましたとおり、地方税法等の一部改正が今国会審議中ですので、会期中間に合えば追加で出させていただきますし、事務処理等できれば専決でお願いしたいと考えております。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分ですが、前年度より被保険者が549人少ない1,321人で試算しております。1人当たり平均調定額は4万6,449円、予算額も6,074万5,000円で、ともに減額となっております。

2節の介護納付金分は、40歳から64歳の方ですが、被保険者数が若干増えて、1人当たりも若干ですが、上がっております。

5節の後期高齢者支援分は、新規で予算額は2,406万1,000円、1人当たりで1万8,398円です。退職分の予算は、現行制度廃止でマイナス72%の733万1,000円を計上させていただいております。

次に、10ページの3款1項1目特定健康診査負担金は40歳から64歳までの方で、1人1,000円の270人分を見ております。65歳以上は無料です。

11ページ、5款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金ですが、一般被保険者の法定負担分は34%を計上させてもらっています。

3目の特定健康診査等負担金は、新規で国が定額の3分の1の負担です。

その下、2項1目財政調整交付金ですが、負担割合によるものですし、めくっていただきまして6款療養給付費等交付金は退職者分で前年度比65%減額です。

7款の前期高齢者交付金は、保険者間の医療負担の不均衡を調整するためということで、新規で1億3,436万1,000円を計上しました。

その下の8款県支出金、県財政調整交付金も負担割合によるものです。

次に、13ページ、2項1目高額医療費共同事業負担金は、歳出の共同事業拠出金の4分の1が県負担となっておりますし、9款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金は718万6,000円、負担割合により2分の1を歳入で見えております。

その下の保険財政共同安定化事業交付金6,108万1,000円は、歳出分がそのまま国保連合会から入ってきます。

次に、14ページ、11款の繰入金ですが、1項1目一般会計繰入金2,852万8,000円ですが、1節の保険安定繰入金は税の軽減分と保険者支援分で、負担割合に応じてこれが町の負担分です。2節から4節は、実績に応じて計上しております。

その下の2項基金繰入金ですが、制度改正により不確定要素が多く、保険税とのかかわりもありますので、926万9,000円を繰り入れさせていただきたいということです。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明でございます。

次に、議案第30号 平成20年度老人保健特別会計予算のご説明をいたします。この特別会計は、基本的に本年3月診療分と精算分の予算を計上しております。大幅な減額予算となっておりますが、これにかわるものとして後期高齢者医療特別会計に移行ということで特別会計をまた新たに設置しております。

それでは、41ページの歳出からご覧いただきたいと思います。1款総務費で129万9,000円減額の62万円の計上です。

めくっていただいて2款医療諸費ですが、前年度比89.8%減額の7,506万4,000円の計上です。

次に、歳入ですが、38ページをご覧いただきたいと思います。この制度は、国、地方公共団体、保険者が共同で財源負担をし、費用負担表に基づいてのものです。1款の支払基金交付金、その下の2款の国庫支出金、3款県支出金、それからその下の4款一般会計繰入金673万円ですが、事務費負担分は別として、医療費負担分は町は県と同率で、これが町負担分です。

以上です。

○議長（中川正弘） 続きます。議案第31号について補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） それでは、議案第31号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、59ページの歳出からご説明を申し上げます。

歳出の1款総務費、1目一般管理費でございますが、主な増額内容は13節の委託料で後期高齢者医療制度創設に伴い、介護保険の電算システムについても対応が必要なことから、後期高齢者対応システム等保守委託料の新規計上及び18節の備品購入費で介護認定調査や介護予防事業関係に使用するため、軽自動車を新規に購入させていただきたいということで増額でございます。

それから、めくっていただきまして次の60ページになります。2項の徴収費につきましては、12節で郵便料の増額をさせていただいております。2目につきましては、項目予算でございます。

次に、3項の介護認定審査会費、1目認定調査等費でございますが、介護保険の認定につきましては新規認定や要支援から要介護認定などへの区分変更につきましては、6カ月更新が基本でございますけれども、症状が固まってまいりますと12カ月、あるいは24カ月まで更新期間が延長されます。最近の認定状況を見ますと12カ月、あるいは24カ月更新が約6割と多くなってきておるところから、7節の賃金、訪問調査員賃金などを減額するものでございます。

次に、61ページ、2目の認定審査会共同設置負担金でございますが、本年度と比較いたしまして若干の増額でございます。負担金の算出につきましては、長岡市との共同設置の中でこれを審査件数割合としてございます。当町の審査件数は本年度と同様、約360件程度を予定しております。長岡

市につきましては、本年度より1,100件ほど少ない1万3,320件が予定をされております。全体の審査件数に比較いたしまして当町の審査件数割合が本年度の当初より0.1%ほど上昇することになりますので、その分増額となるものでございます。ちなみに、長岡市が97.4%の件数割合、出雲崎町が2.6%という審査件数割合で当初の負担金を計算してございます。

次の4項の趣旨普及費につきましては、介護保険啓発用のパンフレットの作成ということで印刷製本費について若干の増額でございます。

次に、5項の計画策定委員会費でございますが、委員報酬は同額でございます。需用費につきましては、平成21年度から23年度までの第4期の介護保険事業計画等を20年度中に策定することになりますので、策定に係る印刷製本費を新規に計上してございます。

次に、めくっていただきまして62ページ、2款の保険給付費、1目介護サービス給付費でございますが、これは要介護1以上の方が対象の給付費でございます。現在要介護認定者の方は294人ほどおられます。この中で主な減額要因は、本年度の実績見込みから1件当たりの費用額、件数見込み等を算定した中で、説明欄の一番上、居宅介護サービス給付費及び説明欄3番目の施設介護サービス給付費の減が主たるものでございます。それから、説明欄下から2番目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、やすらぎの里さんのグループホーム、かめさんの家分を見込んだものでございます。

次に、63ページ、2項の介護予防サービス費等諸費、これは要支援者の方が対象の給付費でございます。現在対象者の方は69人ほどおられますが、本年度の実績見込みの中で計上させていただきました。主な減額項目は、説明欄の一番上、介護予防サービス給付費と、ちょうど中ほどになりまされども、介護予防サービス計画給付費が主な減となっております。

次に、3項その他諸費でございますが、1目審査支払手数料につきましては当年度と同額でございます。

それから、めくっていただきまして、64ページ、4項の高額介護サービス等費につきましては介護サービス給付費全体が伸びていないこと、あるいは本年度の実績見込み等の中で減額してございます。

次に、5項の特定入所者介護サービス等費でございますが、これにつきましては施設入所者の居住費及び食費の部分の利用料が自己負担とされたことを受けまして、国が定めた平均的な利用料である基準使用額と自己負担限度額との差額分について介護保険から費用補てんを行うというもので、低所得者対策のための補足的給付というものでございます。これも本年度の実績見込みによりまして計上してございます。

65ページの3款、4款につきましては、ご覧のとおりでございます。

次に、めくっていただきまして、66ページ、5款の地域支援事業費でございますが、1目の介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、特定高齢者及びそれに準ずる虚弱高齢者の方を対象と

した事業ということで、7節賃金につきましては特定高齢者のお宅を訪問して介護予防の指導を行うための賃金ということでございます。

それから、13節の委託料、通所型介護予防事業委託料につきましては65歳以上の特定高齢者及び特定高齢者の認定までには至らないけれども、その一歩手前の虚弱高齢者の方を対象にパワーリハビリ器を使用しての介護予防事業ということでございます。3カ月をワンクールとした中で週2回、定員12名程度で事業実施をしておるものでございます。また、新年度からはそれぞれのクールを終了した方を対象にさらにパワーリハの機器を使用して介護予防運動ができるようリピーター用の事業もこの中に組み込んでございます。また、生活機能評価委託料につきましては、平成20年度新規の計上でございます。

次に、2目の介護予防一般高齢者施策事業費でございますが、当年度と比較いたしまして108万6,000円ほどの減となっておりますが、特定高齢者の一歩手前の虚弱高齢者の方の筋力向上トレーニング事業につきまして先ほどご説明をいたしました1目の介護予防の特定高齢者施策事業費の通所型の介護予防事業の中で実施することといたしましたので、その分減額となっております。

それから、13節委託料の地域介護予防活動支援事業委託料でございますが、これにつきましては介護予防運動プログラムの作成及び作成されたプログラムを各団体や個人からご利用いただくためにビデオ、DVD等を作成するなど、介護予防のソフト的な事業を実施するものでございます。

次に、67ページ、2項の1目の包括的支援事業費でございますが、これは一昨年4月から町社会福祉協議会に事業委託した中で実施しております地域包括支援センターの運営費というものでございます。本年度と比較いたしまして341万2,000円ほどの増でございますが、次の項のその他事業費で従前計上しておりました国庫補助の対象にならない部分、いわゆる法定外の部分もこの包括的支援事業費の中に20年度の場合は組み入れましたので増額となっております。

次に、2目の任意事業費につきましては家族介護予防教室、家族介護教室等を実施する委託料でございます。

次に、めくっていただきまして68ページ、6款公債費、項目予算でございます。

それから、7款諸支出金につきましては本年度と同額でございます。

それから、69ページ、2項の延滞金、3項繰出金、次のページ、70ページ、8款予備費につきましてはご覧のとおりでございます。

次に、歳入でございますけれども、51ページをご覧いただきたいと思います。初めに、1款保険料でございますが、これにつきましては特別徴収の方は1,760人、普通徴収の方が110人、収納率98%という見込みの中で算定してございます。なお、本年度と比較いたしますと1号被保の方が若干少なくなっております関係で減額となっております。

次、めくっていただきまして52ページ、3款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負

担金につきましては、歳出の給付費に基づきます国の法定負担分ということで計上させていただいております。

次、2項の国庫補助金、1目調整交付金につきましては、給付費の7%相当分の金額ということで計上でございます。

次、2目の地域支援事業交付金、介護予防事業分でございますが、これにつきましても歳出における地域支援事業の介護予防事業費に対しますところの25%分が交付されるということでの計上でございます。

次に、53ページ、3目、同じく地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業分でございますが、これにつきましても法定負担の40.5%分を計上させていただいております。

次に、4款の支払基金交付金の介護給付費交付金につきましても法定負担分の31%分の計上でございます。

次、2目、地域支援事業支援交付金でございますが、歳出における地域支援事業の介護予防事業費に対しますところの31%の法定負担、次にめくっていただきまして54ページになりますけれども、5款の県支出金、1項1目介護給付費負担金でございますが、こちらのほうは県の法定負担分、30%分の計上でございます。

次、2項の県補助金、1目地域支援事業交付金の中の介護予防事業分につきましては、県の法定負担分の12.5%、同じく2目の地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業分につきましては県の法定負担分20.25%分の計上でございます。

次に、55ページ、7款繰入金、1目介護給付費繰入金でございますが、これは町の法定負担分、12.5%分の計上ということでございます。

それから、次の2目地域支援事業繰入金、介護予防事業分、次の3目包括的支援事業、任意事業分につきましてもそれぞれの歳出に対します町の法定負担分ということで計上させていただいております。負担割合につきましては、2目の介護予防事業分が12.5%、3目の包括的支援事業、任意事業分が20.25%となっております。

それから、4目につきましては事務費分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

次に、めくっていただきまして56ページ、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金でございますが、給付費の支払いに対しまして歳入不足分を基金から繰り入れるということで、ご覧のとおり計上させていただいております。

次に、8款繰越金ほか58ページまではご覧のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 次に、議案第32号について補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第32号 平成20年度後期高齢者医療特別会計のご説明をいたします。

20年度からの新規の特別会計ですが、制度そのものは広域連合の運営ですので、この会計に医療給付費は計上されておられませんし、市町村事務が窓口業務と保険料の徴収ということですので、その関係の予算を計上しております。

79ページ、歳出からご説明いたします。1款総務費は、13節の窓口の端末関係の業務委託料のシステムの保守点検料も含めて233万9,000円の計上です。

その下の2款徴収費でも13節でシステム関係の委託料と、めくっていただいて14節で機器の賃借料を計上しております。

その下の3款後期高齢者医療広域連合納付金で徴収をした保険料4,879万4,000円と保険基盤安定化、県、それから町負担分合わせて1,913万3,000円を納付するというものです。

次に、76ページの歳入です。1款の後期高齢者保険料ですが、広域連合からの通知によりますが、1人当たりは7割、5割、2割の軽減後、県平均は年額5万3,304円ですが、当町は平均で4万2,516円の試算となっております。

77ページ、3款の一般会計繰入金ですが、説明欄で保険基盤安定繰入金についてですが、県の負担金が4分の3で1,435万円、町の負担分が4分の1で478万3,000円、合わせて1,913万3,000円の計上です。

以上です。

○議長（中川正弘） 最後に、議案第33号から議案第37号について補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 議案第33号につきまして補足説明させていただきます。

歳出、93ページをご覧ください。1款総務費につきましてはご覧のとおりでございます。人件費など一般的な管理経費でございます。

次のページ、2款水道管理費では施設の維持管理経費を計上いたしました。

3款1目の配管布設整備費では、海岸地区の民地内埋設管の移設工事などの費用を計上いたしました。また、2目の取水施設整備費では神条の2カ所のポンプ場の機能向上を図るための工事費のほか、環境に配慮した取り組みとして太陽光発電設備の設置工事費を計上いたしました。

4款公債費、5款予備費につきましてはご覧のとおりでございます。

歳入でございますけれども、89ページをご覧ください。1款の分担金及び負担金では、住宅団地入居者などを見込んでおります。

2款使用料及び手数料から6款諸収入につきましてもご覧のとおりでございます。

92ページ、7款町債でございますが、海岸地区の民地埋設管移設工事などに係る経費分を計上い

たしました。これによりまして、86ページの第2表、地方債でございますけれども、限度額2,450万円の起債を起こさせていただくものでございます。

また、給与費明細書、それから地方債の年度末の残高表が98ページ以降でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第34号につきまして補足説明させていただきます。歳出、112ページをご覧ください。1款、2款とも浄化槽の維持管理に必要な費用でございます。

3款公債費では、平成16年災害に係る起債元金の償還が始まったことにより増額となっております。

次のページ、4款予備費につきましてもご覧のとおり計上させていただきました。

歳入でございますが、110ページをご覧ください。記載のとおりでございますけれども、主な歳入財源は1款の使用料及び手数料、2款の繰入金となっております。

また、地方債の年度末残高表につきまして115ページでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、議案第35号につきまして補足説明させていただきます。歳出125ページをご覧ください。1款総務費につきましてはご覧のとおりでございますが、13節の農業集落排水台帳作成業務委託につきましては出雲崎地区、松本地区の処理施設、それからマンホールポンプ施設、これの台帳作成と、地震の災害復旧を行いました箇所につきましては台帳の補正を行いたいということで計上させていただきました。

126ページ、2款集落排水施設費は昨年と同じく個人の申し込みを新規公共ますの取り出しをする場合ということで、30万円を各地区ごとに見込みました。次の2項は、施設管理に係る費用でございます。

3款公債費、4款予備費につきましてもご覧のとおりでございます。

歳入、122ページをご覧ください。1款の分担金及び負担金につきましては、10万円の分担金と公共ますの取り出し工事に係る工事費見込み30万円、合わせて40万円を1カ所としてそれぞれ3地区分を見込みましたほか、団地の分譲による新規加入見込みを見込んで計上いたしました。

2款につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

3款から6款につきましてもご覧のとおりでございます。

給与費明細書が129ページ以降でございますし、地方債の年度末残高表につきましても134ページでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

それから、続きまして議案第36号につきまして補足説明させていただきます。歳出145ページをご覧ください。1款総務費につきましては、ご覧のとおりでございます。人件費など一般的な管理経費でございます。13節の公共下水道台帳作成業務委託につきましては、地震の災害復旧を行った箇所の台帳補正を行う費用でございます。

次のページ、2款事業費、1項の公共下水道事業費でございますけれども、下水道施設に関する地震対策計画策定業務、これを国庫補助事業で実施いたします経費を計上いたしました。次の2項、公共下水道管理費でございますが、処理場の管理、点検、修繕などの費用でございます。

3款、4款につきましてはご覧のとおりでございます。

歳入、141ページをご覧ください。1款、2款につきましては、ほぼ前年度と同額を計上いたしました。

次のページ、3款国庫支出金は、先ほどの歳出のところの地震対策計画策定業務に係る国庫補助金でございます。

4款から6款につきましては、ご覧のとおりでございます。

7款町債につきましては、地震対策計画策定業務に係ります費用に充てるものでございます。これによりまして、138ページの第2表、地方債でございますけれども、限度額300万円の起債を起こさせていただくものでございます。

また、給与費明細書が150ページ以降にございますし、地方債の年度末残高表につきましても155ページをご覧いただきたいと思っております。

最後でございます。議案第37号につきまして補足説明させていただきます。歳出から説明をいたします。164ページをご覧ください。1款1目の住宅団地管理費の15節に深町団地のテレビ共同受信施設をデジタル放送受信対応に改修する費用を計上いたしました。

2目の住宅団地事業費では、団地分譲に係るPR費用として広告料などを計上いたしました。

歳入につきましては、162ページ、163ページに記載のとおりでございますが、歳出に係る主な財源として土地売払収入を計上いたしました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第37号まで議案10件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第37号まで議案10件につきましては、定数9名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9名を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

(午後 3時25分)

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時26分)

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に田中政孝議員、副委員長に中野勝正議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（中川正弘） 議案第28号から議案第37号まで、議案10件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は予算審査特別委員会において行いますので、ご了承ください。

◎議案第38号 監査委員の選任について

○議長（中川正弘） 日程第39、議案第38号 監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第38号につきましてご説明を申し上げます。

現在識見を有する者の監査委員として志田忠護氏を選任しているところですが、本年3月31日をもってその任期が満了することに伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

[「特にございません」の声あり]

○議長（中川正弘） この際、しばらく休憩します。

(午後 3時27分)

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時28分)

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定されました。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

(午後 3時29分)

第 2 号

(3 月 1 4 日)

平成20年第2回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年3月14日(金曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 中 野 勝 正 議員

○議長（中川正弘） 最初に、6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） では、質問の前にこのたび小林町長、5期20年の実績を町民の皆様に訴えながら6選当選、大変おめでとうございます。私は町長が6期目は今まで20年間、町民にお世話になったので、この4年間は最後のご奉公として、町民の皆さんのために全身全霊をささげたいと述べられた、私はその言葉に心が熱くなったわけですが、多くの町民の皆さんもその心に感動があったのではないのでしょうか。

では、一般質問をやらせていただくわけですが、私の場合は一問一答でお願いしたいわけですが、合併問題についてでございますが、町長は合併問題については、今後10年を目安に導入するとされる道州制の動きを注視しながら、将来に悔いを残さないベストの選択を求めています。さらにまた町の現状や財政事情など、あらゆる情報を町民の皆様にお伝えし、皆様の判断を求めてまいりたい。時にはリーダーシップを発揮しながら、渾身の力で町政運営を進めていきたいと強く述べられております。

私はその中で、今年中に町民の皆様判断を求めたいと思うわけですが、町長の考えをお聞きするわけですが、この質問をした私の気持ちとしては、当町としては当面5年間は自立の道を歩きながら、行政改革を行い、この間に何がしの選択をしたいという、そういう経過があるわけですが、もう3年たったわけですが、

そうした中で、現小林町長実績の中で大勝され、6選をかち取られたわけですので、町長の言葉の一言一句、町民は耳を傾けているわけですので、今の町の方向ですと、何か私は中途半端な気がするわけですが、

それといいますのが、このたびの選挙においてたくさんの皆さんと私はお話をさせていただきました。私に町民の皆さんが話しされた内容は、合併については我が町はどのような方向になるのだろうか。そしてまた、合併しないでいけるのならいけるところまでやってほしいね、そういう気持ちがあるねということをお聞きしたわけですが、その辺のことは、町長のリーダーシッ

プの中で私はお聞きしたいということで、この問題に取り組ませていただいたわけでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） それでは、中野議員さんのご質問にお答えをしたいと思うわけでございますが、裁判におきましては、裁判長はまず主文を申し渡しまして、その後においてその理由を述べておられると思いますが、私もこの問題に対しましては、中野議員さんのご質問に対して私の基本的な、総括的なまずご意見を申し述べながら、その理由についてはなぜなのかということをお6点にわたってお答えをしてみたいというふうに考えておるわけでございます。

まず、私はこの問題は、1年、2年、3年のいわゆる期限的なスパンを切って結論を出すというものではないのではないかなというふうに考えています。私はやはり時代を読み、耳をそば立て、感性を磨きながら、中野議員さんあるいはそれぞれ議員の皆さん、町民の皆さんとともどもに、十分にあらゆる角度からこの問題の検証をしながら、将来に悔いの残らない、町民のいわゆる生活拠点、あるいは福祉からすべての面を含めて、その結果がよかったという、誤らぬ選択をしていかなければならないというふうに今考えております。

そのまず第1点は、ご承知のように昨年の6月19日から7月の14日、25会場にわたりまして、合併問題とごみの有料化について、町民各位のご意見を承りました。広報にも載っているわけでございますし、また皆さんからもご出席を賜っておりますが、総括いたしますと今中野議員さんがおっしゃったように、合併は今すぐ結論を出すということは軽々ではないかと。しっかりと、もう少し慎重に対応していくべきではないかというご意見があったと私は考えております。

第2点目、昨年の中越沖地震、それぞれ皆さんのご努力によりまして、ようやく復旧、復興に向けてのめども立ったわけでございます。しかしながら、住宅被害が多かったわけでございますし、さらにまだ仮設でのお暮らしをされている、不自由な生活をしておられる皆さんもたくさんございます。そのような観点からいたしまして、今このような問題に取り組んで、改めてまた民意を問うということも、今の段階ではちょっと無理ではないかなという観点に立って申し上げております。

さらに、私施政方針の中でも申し述べておりますが、特にその前に申し上げたいことは、中越沖地震で被害が大発生をしたわけでございますが、その時点におけるやはり対応、迅速な対応あるいは行き届いたきめ細やかな対応というものがこの小さな町でできたということ、このこと、他の合併した町村の中でも被害が発生をいたしておりますが、その比較対象をいたしますと、合併をしなかったその出雲崎のいわゆる現実、実績というものが改めて評価をされているのではなかろうかというふうに思っているわけでございます。

さらに、もうこの平成20年度の当初予算につきましてもおおむね審議は終わったわけでございますが、その中でも歳入面で計上いたしておりますように、今国もいわゆる地方と都市との格差是正と、地域再生枠というものを設けました。さらにまた、ふるさと納税制度あるいはいわゆる段階補

正の復活という、いろいろな面において地方に対する財政措置が手厚くなってまいったと。この辺に今後どのような動きが出てくるのか。あるいは地域が頑張る、いわゆる頑張る地方応援プログラム、これらについてもそれなりの評価をされ、それなりの財源措置がされておるという観点、これが第4点目でございます。

さらに、これらをいわゆる検証しながら、町の財政状況はどうなるのかと。今中野議員さんがおっしゃったように、確かに平成17年から22年の5年間にわたりまして、行財政スリム化プログラムを進めてまいりました。これは計画どおりに一応進行しております。ただ、職員定数関係におきましては、いろいろな事情がございまして、まだ、若干計画に達しておらないという点はございますが、後はほぼ計画どおり、より以上に成果が進んでおるといようなこと、これが第5点目でございます。

第6点目は、私はこのたびの町長選挙におきまして、私なりのマニフェストといたしまして、それなりの政策を掲げて、町民の判断をいただいたわけでございますが、合併した地域におきましては、役場が遠くなった、行政サービスが低下をした、そのようないわゆる痛みを伴う合併が先行したということによって、今大きな悩みあるいは苦しんでおられる先進地もあるわけでございますので、そういう観点からいたしまして、前段申し上げましたように、またきょうの日報、新聞にも報道をされておりますように、また中野議員さんが言及をされましたところの道州制についても、2017年、これから約9年後にこの道州制を実行したいと。その時点におきましては、道州制を9、10、11、それぞれのスタイルを考えながら、市町村につきましては現在2008年の4月の段階で想定される市町村は1,788でございます。これを800ないし1,000にするというような目標数値が掲げられているわけでございます。若干時間もあるわけでございますし、またその経過をたどるであろうと、きょうの新聞を見ながら想定をいたしております。

さらに、かつての地方分権一括法案、これによりまして合併が急速に進んだわけでございますが、また新たな地方に権限を移譲する第2の地方分権法が成立をするだろう想定をされているわけでございます。これらの諸般の情勢、いろいろのものをかいま見ながら、あるいは分析をいたしますときに、今私前段に申し上げましたように、この合併問題については、あらゆる国の政策はどういう方向に向いていくのか。財政はどう流れてくるのか。それによって、この小さな町のいろいろな面が変化する。どういう形で変化してくるのか、その辺をしっかりとあらゆる情報、数字を分析をしながら申し上げましたように、議会あるいは町民各位のご意見を十二分に承りながら、誤りなきベストの選択をすべきというふうに考えておりますので、今中野議員さんのご質問のように、今年中ということではなくて、慎重に、しかもまたそれらの問題を十分頭に、念頭に入れながら、あらゆる諸問題に取り組みながら、またそれらの方向づけをしていくべきではないかと私は考えておりますので、また中野議員さんのご所見等も伺いながらお答えをしてみたいと思います。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございます。

今町長から6項目において町長の考えをお聞きしたわけですが、一つ一つをお聞きした場合、やはりさすが慎重に物事をやっているなという感じを受けておるわけですが、私その中で慎重も大事、本当に大事ですが、その中でリーダーシップを発揮していただくには、私はこのようにやりたいというふうにやっていただかないと、町民の皆さんが迷うわけですが。

というのは、私ども先般議会と、そして農業委員会合同で長野県の阿智村に行ってきました。阿智村の村長さん、私の町長と同じにばりばりで、本当に血の通った行政をやっている方でした。3期目だそうです。その中で、やはり自分の考え方はこのようにやっているのだと。だから、それをアピールしながら町民の皆さん、あそこは村でしたので、村民の皆さんに考えを述べながら、そしてまた批判は批判として受けとめながらやっていると。その中に私は感動したことがございますが、村民の目線に立つ、また町民の目線に立ってやる役場のものの考え方とちょっとかけ離れたことが、町民と役場の行政とギャップがある。それはなぜギャップがあるかということについて、物すごく討論されているように受けとめました。

その中で、今町長が述べられたように、6つの項目いろいろありました。1つは、去年の25会場において住民懇談会をやり、そのときには合併問題とかごみも、これは当然ありました。そして、そのときにも合併をしないほうがいいという意見の大多数の方がありました。そして、この地震においても、また大きくなれば目の届かない、こういう小さいから何がどうなっているかすぐ瞬時にわかるというようなことで、これもまた私ども小さい町だからできたメリットがあったわけがいます。

そして、20年度の予算におきましても当町は今20年の実績、財政基盤安定路線、財調もあの去年のときは13億5,000万円あって、災害のために4億円崩しましたが、それを2億円何がしを使い切らないで、ことしにまたそれは計上されていると。ですから、財政は安心して町民の皆さんに訴えることができます。そして、マニフェストを町長はおっしゃったように、皆さんの意見を町長十何項目において今回は述べられておりました。それも一つ一つ組み込んでおけば、もっともなことだろうと思います。

ですが、私は町長の今町民が何を望んでいるのだかといいますと、やはり合併をしないでやってほしいねという声が多いわけです。それに答えるのは慎重も大事ですが、ある程度目安、いろいろデータもある、今までの17年間の実績等があるわけですから、それを皆さんにお示しし、また県外でもいいし、また長岡広域でもいいですし、どういうふうになっているから皆さんどうなのですかという1つのニュアンスを出しながら、自分はこう思うというふうなのを、今ですと慎重のほうにしか受け取れないわけです。慎重もそれは大事です。大事ですが、もう一歩前に出ていただかないと、町民の皆さんが迷っているのですよね。

そうであればもう一つ、例えば道州制まで当町は合併しないでやっていくこともできる、また私

の任期中、4年間は合併しないでやると、そういうふうな明確のことを言っていて、だから町民の皆さんも我慢するところは我慢してくださいよと。皆さんにできるだけ不便をかけませんよというようなことを私はお聞きしたいです。

それについて答弁よろしくをお願いします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 重ねての質問、またご意見でございますのでお答えをしますが、私も本当に皆さんのお力添えで6期目を今就任をさせてスタートしたわけでございますが、常に申し上げておりますように、もう失うものはないわけでございますので、大胆に町民のために私なりの判断をすべきものは判断をして、大いに批判をいただくことはいただいきたいと決意を固めております。

それだけに、今おっしゃるような合併問題につきましても、かつて平成17年、平成の大合併が進んだわけでございますが、そのときも各市町村におきましては、市町村長は自分なりの判断を示さず、それぞれ住民の各位のご意見ということでこれは主体をとっておったわけでございますが、私もあのときには町村合併に対する私の考え方と題して、7項目にわたりまして、私は私なりの考えを述べさせていただきました。そして、批判をいただくところは批判をいただきながら、これを粛々と進めるべきという決意のもとに進めたわけでございますが、今中野議員さんもおっしゃったこれらの問題につきましても、私もそれぞれ町民各位のいろいろなご意見、議会の皆さんのご意見もあろうかと思えます。その辺は十分踏まえながら、時にはやっぱり私は私なりの判断を下して、私なりの考え方を申し述べる時期は申し述べていきたいというふうに思っております。

その機が熟してまいりましたら、また皆さん方からもいろいろご意見を承りながら、今おっしゃるような、中野議員さんのおっしゃるような、いわゆるご意見に私なりに理解を示しながら、大胆に進めるところは大胆に進めながら、十分の批判をいただいて、究極は住民総意を結集して、いかなる結論を導き出すかということでございますが、やっぱり指導者としての立場から申し上げますと、そういう決断をするときは決断をして、批判を十分受けるということも大事なことだと私は思っておりますので、機熟してまいりましたならば、そのように行動もしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございます。

3回目になるわけでございますので、今度は私の気持ちの問題をお話しさせていただくわけでございます。私は、なぜこの合併問題を最初質問したかといいますと、私の心理としては、私ども議会も来年町議選があるわけでございます。それにおいて、もし町長のほうでまだ自分の任期中、もしくは道州制まで合併しないというような意思決定がはっきりするのであれば、私たちも議員もその中で論議しながら、今の議員が、定数がこれでいいのか、給料がこれでいいのか、職員の人数がこれでいいのかというふうな議論の中で、来年は全勢力をそこにつぎ込まなければならない時期が

来ているわけでございます。

その中で、今の町長の慎重審議のことを継続で、来年、再来年も行かれていったのであれば、おのずと今の路線しか見えてこないわけでございます。そうすると、今の財政がきちっとしていたとしても、緩みが出てくるわけでございます。そうすれば議員は10人であれば10人でいいのではないかと。給与も今のままでいいのではないかと。職員の給料もいいのではないかとというようなことで、うやむやになる要素がたくさんあるわけだろうというふうに認識しているわけでございます。町民の皆さんの目線に立てば、何をやっているかというふうなのがはっきりわからないと困るのではないかとというような気持ちを持っておりますので、私はこの問題に触れてみたわけでございます。

また、今町長が述べられたように、言うべき時期が来たらお話しするというところでございますので、ぜひともその時期を大きく視野に入れながら、早くその結論を述べていただきながら、それを私ども議会としても真剣に取り組んでいきたいというふうに私は思っております。

続きまして、私は2点目の駅前地区についてということで一問一答をさせていただきます。町長は本町の表玄関である駅前地区は、地震により廃業を余儀なくされた商店もありますが、商工会との連帯を図りながら、地域のにぎわいを取り戻してまいりますと話されておりますが、その政策等、具体的にお聞かせください。

お願いします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） この問題につきましては、中越沖地震発生以来、出雲崎町だけではなくて、今ご指摘のように大変中心街が大きな被害を受けながら、今後の再生に向けてどうするのかと。お互いがそれぞれ暗中模索の中でございますが、それぞれ頑張っておるということでございます。

私も先般2月14日でございますが、商工会の役員あるいはまた青年部の皆さん、そして私、行政側との懇談会を行ったわけでございます。そのときにこの駅前地区のにぎわいをいかに取り戻すかということについてのまたご意見もいただきましたし、私なりに申し上げました。駅前に大きなスーパーとか、そういうものを今考える時期ではない。この後またご質問出てまいります、いわゆる高齢化が進む中で、日常茶飯事の小物等々を近くで買い求められる店がどうしても必要になってくる、そういうような問題とか、あるいはまたちょっと汽車に乗る間のいわゆる憩いの場としての喫茶とか、あるいはまた町のインフォメーション的な、そういうものを備えた共同店舗というものの建設が可能かどうか、検討していかなければならないのではないかと。これを個々の商店主にそれを求めても、現実はなかなか難しいわけでございますので、そんなふうな一石を投じました。

その後、2月の18日でしたか。この復興記念の理事会がございまして、その席上で、私はこの話題を取り上げながら申し上げました。これは行政が主体的にこのような事業を進めますと、復興基金の対象にはならないわけでございますので、いわゆる主体性はあくまでも商工会の振興会とか、あるいは1つの共同組織をつくった中においてこのような問題に取り組むというような流れ、行動

が起きたときには、この復興基金を充てて、いわゆる町の再生、商店街の再生なり、活性化を図るべきだと、私は私なりの意見を述べさせてもらったところでございます。

だから、これはこれを行政がすべてをやるというもう時代は終わっているわけでございますので、いわゆる商工会の団体とか、あるいはまた志を持たれる皆さん、あるいは経営者等々が一体となってこれらの問題に対しまして、自らが責任を持ちながらやっという自立的な、意欲的な行動というものは起きてしかるべきではないか。そういうものに対して、行政としても積極果敢にご支援を申し上げるといことになるのではないかと思いますので、この辺につきましても積極的にまた働きかけをしながら、行政としてもバックアップをしながら、何とかそういう機運が生まれ、またそういう事実が芽生えてくるべくまた頑張っていかなければならないのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございます。

この問題は昔から大変な大きな問題というふうに認識しておりますが、この問題についても、私は先輩議員である川西地区から田中政孝先輩議員等で懇談会、2人で持ったことが、経過があります。これも大変な問題だなという中で、大きなこうしたほうが良いというようなことは本当に考えが浮かばなかったわけでございますが、その中でやはり駅前商店街、また農業関係の皆さんとか、そういう立場立場の方から集まる機会をいただきながら意見をし、そしてまた政策等を町からバックアップできないものかなというようにところで終わったわけでございますが、私はこの地震関係においては、柏崎商工会関係ですか、本町通りが大変な被害になったということで、あれは仮設みたいな建物等を、世話役の方が、県から、復興からそういうふうにしたのかどうか、私はそこまでちょっと調べていないのでわかりませんが、その中でにぎわいを取り戻すように頑張っているというようなことにもなったわけでありましたが、果たしてほかの方がすると、今言ういろんな業者の絡みの中で利害関係が生まれてくる可能性がありますので、大変難しい面があるかと思いますが、今の駅前の地域においては、本当に駅から表へおりたときに、ああ、さびたなという印象しか起きないわけでございますので、その辺やはり行政の力を頼るわけでございますが、私どもも議員の一緒になって頑張っていきたい。

そしてまた、その関係の皆さんのご協力をいただきたいということで、私のお話を閉じさせていただきますが、この問題について私の同僚議員の田中元議員さんのほうから細かくまた質疑等があるわけでございますので、その辺を田中議員さんに譲りまして、私の質問を終わらせていただきます。

◇ 田 中 元 議 員

○議長（中川正弘） 次に、9番、田中元議員。

○9番（田中 元） 今同僚の中野議員から言われましたので、ちょっときつい面もあるのですが、私は今までの一般質問の中でずっとこの農業関係、水産業関係、それにあわせて観光行政を絡めた質問をさせていただきました。総括的な質問になるわけではございますが、一応今までの、それから町長の今回の施政方針演説の中のものからにしまして、次の質問をさせていただきます。

第1産業の活性化ということでまず始めたいと思うわけでございますが、町長の施政方針演説の中に活力ある産業の町づくりについてという題の中からご質問をさせていただきます。特に最初に農業関係なのですが、高価格の米の販売ということなので、これは前々からいろいろな話が何か出ております。正直申し上げまして、国の農業政策に統一性がないということなのです。何回も私こうやって質問させてもらっているのですが、去年の質問で言ったことは町長の返答が得られなくて、二度、三度とやりました。やった結果、ことしは何か町長が答弁できないような、私がお願いしたような政策に変わりつつあります。

ということになると、農家は何を求めているのかわからないわけですよ、正直言って力がありませんから。その辺についてやはり結局今出雲崎の米、コシヒカリを中心した米、今現在平成19年産の米については、まだ価格が決まっておりません。まだ幾らもらえるのかわからない。市場価格で1万7,000円何がしと、こういう入札価格とかありますが、実際はそれはもらえないと。1万5,000円から6,000円どまりかなというような話ですが、実際には去年つくって販売したというか、出荷した米の値段が決まっていないようなこういう状況、これでは農家は何をやっていいのかわからないわけですよ。

町長は地元のコシヒカリを、ブランド性の高い、高品質、高食味の生産を農家にお願いと発言されております。生産者は高品質の米はもう既につくってあるのです。つくってある米を今現在もう既に出荷しているのに値段が決まらない、高価格にならないという状況です。

それで、行政としては、財政補助といいますか、それは物すごくやっているわけですよ。今回の当初予算にもあります。特にはっきり申し上げますと、産業振興費の農業関係だけでも1,700万円ですか。約1,800万円近い投資されております。そのほかに委託料としてなおかつ150万円前後ですか、100万円ちょっとですか、それぐらいの委託料も既に水田に対してはやっておられます。だから、これは十分やっているのです。ですから、私は逆に言うと、こういう助成をしているのですから、行政として逆にもっと全農やJA、強力な話し合いをしたり、指導をして出雲崎の米の高品質、良質の米ということで、指導をして、少しでも高い米が売れて、農家に経営が安定してくるような方法を指導できないのでしょうか。

まずそこから町長のお考えをお聞きします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 私は去る3月8日でございますが、認定者農業者の総会に来賓としてお招きをいただきました。そのとき、全農の幹部の皆さんあるいはJAの幹部の皆さんも同席をされておっ

たわけでございますが、私はそこで私なりの考え方を申し述べさせていただきました。

若干紹介いたしますが、第1弾の田中議員さんが今までの一般質問の中で、品目横断経営安定対策、いわゆる大きな経営面積を持つ農家だけ、貧農、小農切り捨てだというご意見をおっしゃっておったわけでございますが、私もこれは国の制度としてはそうなのだが、私もいわゆるその政策は小農切り捨てにつながるという観点のお答えをしておったわけでございますが、私は随所でそういうことを申し上げておりました。

今田中議員さんがおっしゃるようによろしくその見直しがされまして、特定認定者については、市町村の段階でいわゆる営農の意欲を持つ、しかも認定農家であれば、認めればその品目横断安定対策にも加入できるというふうに変えてまいりました。まさに田中議員さんが主張されたことが、今その形になってまいったわけでございますが、私は当時申し上げたことは、今もう皆さんもご承知のように、中国のギョーザの中毒事件に端を発しまして、いわゆるその食品の安全、安心、安いものではなく、高くともいわゆる安心をして食べられる食物嗜好というものは急速に今浮上してまいったわけでございます。そのことが、いわゆる地元の野菜なり、いわゆる1つの一貫した生産的な、そういう品質が保証されたものを食べなければならないという流れが生まれてまいったわけでございます。

そのような中で、私はやっぱり最近の情勢といたしましては、特にまたこのバイオエタノールの問題、トウモロコシとかそういう、米もそうですが、エネルギーに変換されようとしつつあるということで、これは大変今大きな問題が発生をしているわけでございます。間もなくこの食料争奪戦というようなことにも発展しかねない情勢が生まれつつあると。この中において、だから追い風として受けとめるのではなくて、これをしっかりと受けとめて、お互いがいかに自分の生産した米なり作物に対して、自信を持って消費者にいわゆる受け入れてもらえるような努力をしなければならない。

その点、また我が出雲崎町はコシヒカリの一等米比率は県下でもトップクラスに入っていると。しかも、食味から、そういういろんな面から、大勢の消費者から好まれつつあると。そういう現実を踏まえて、私はやっぱり正直者がばかを見ないように、努力をした人には報いられるようないわゆる販売というものについて、十分ひとつ留意してくれということを私は来賓としてのあいさつで申し上げました。きょうは加藤課長も出ておりましたから、私はそう申し上げたわけです。

これはその後課長からも答弁書をいただいているのですが、これについては私が申し上げたようなことを、この農業委員の皆さん方がJAの本所、組合長にそのようなことを申し入れをしたという事実もございまして。その点、私はやっぱり組合としても、また全農の幹部も出ておりましたので、その後講演があったわけですが、私はその講演を聞いておりません。そういうことも受けとめていろいろお話もされておると思うわけでございますが、私たちもやはりまたこれから汐風米とか、いろいろな意味でブランド製品というものをつくって、揺るぎない出雲崎の米、安全であり、安心で

あり、おいしいのだというものを売り込みながら、いわゆるブランド性を高めていかなければならぬ、努力していかなければならぬというふうに考えておりますので、そういう面につきましては、私どもなおまた努力をしていかなければならない。行政としても、生産者に対するバックアップしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 何度もお願いします。

そこまでなのでしょうか。私はもう一つ突っ込んでもらいたいと思うということなのです。要は、もう既に行政がこれだけ単協の一支店に、これだけの農家のために税金をつぎ込んでいるわけですよ。それでいてやはり私は正直言ってJA自体、支店管轄だと本当に力はないのですが、JA自体がもっと考え方を変えてもらうような指導を、私は逆に行政の方から我々ここまでやっているのだからおまえら何とかしてくれと。住民のため、農業生産者のため頑張るといような言葉を町長、もっと強く出せませんか。その辺はどうなのですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） これまた新聞報道を見ておりますと、07年、去年のいわゆる米の食味ランクと。

この銘柄は全国で124銘柄だそうですね。この中で、特A、これにランクされておるのは全国で17品目。これは魚沼のコシヒカリ、岩船コシヒカリ、中越コシヒカリ、佐渡のコシヒカリ、これが17品目のうちの4つに入っているのですよね。それだけに成果はいわゆる食味なり、そういう保証はされておるのですが、なかなか価格の面、これは魚沼米は別といたしまして、なかなか価格の面が上向いておらないというのが現実なのです。

これもまた3月13日の新聞報道、皆さんも読んでおられると思うのですが、新潟コシヒカリ契約終了と出ておるのです。これを見ますと、2007年産米の新潟コシヒカリは、2月末で契約を全部締結したと。いわゆる6年に比較しますと倍の契約率だったということですね。いわゆる一昨年は米がなかなか売れないということの中で、去年は契約率が倍以上、98%、100%近い成約数になったと、こう新聞伝えているのですよ。

なぜそうなったかといいますと、JA全農にいがたは6年産米で売れ行き残りの反省から、総体価格、小売価格を下げたということによって、この米の契約が、売れ行きは数段上がったと、こう書いているのですが。だから、どういういい米をつくってどうしようとも、消費者のやっぱりニーズにこたえていかなければならない。高ければただ売れるというものではなく、やっぱり全体、総体的の中でそういういわゆるまず売らなければならぬということの中で、価格を下げたことによって契約率が96%になった。そういう現実があるのですので、私もそう思うのです。だから、そういう会合の中で発言をしておる。

しかし、全体的なやっぱり米価格なりあるいは全体の農家を対象にしたときには、やっぱり生産したものを売り切らないと、なかなか本当の生産ができないというようなことにもなるわけでござ

いますので、そういう現実を踏まえた中において出雲崎だけのコシヒカリのある部分だけを特定価格でどうするかということは、これはやっぱり私この前全農の幹部はどういう話をされたかちょっとわかりませんが、あるいはJAの部長も出ておったのですが、その辺がどういうお話をされたかちょっと私も課長にも聞いておらないのですが、そういう全体的な中における米と、いかに売って、いかに農家に早く生産ができるかということとあわせて、そういううまい米つくったものに対しては抜き出して、どれだけ高く一部のもの売れるのかどうか。

これは米の流通機構というものを私は余り勉強しておらないのですが、この辺は今田中議員さんがおっしゃるようにやっぱり十分勉強して、できるだけそういう出雲崎のコシヒカリのよさというものを売り込んで、出雲崎だけのブランド品ができるのかどうか。さらなる努力はしていかなければならない。今までもそれを申し上げているのですが、それがなかなか実現しておらないという流通機構というのが私はあると思うのですね。その辺のネックはいか辺にあるのか。この辺を検討しながら、今議員さんのおっしゃるような趣旨に答えていかなければならないのではなかろうかなというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 町長のおっしゃることよくわかります。ただ、1つだけいえることは、これだけ行政が農業政策に力を入れて税金を投入し、皆さんがうまい米つくっていると、JAに出した米は値段が決まらないと。ただし、自分たちで力のある方は、リスクはしょっていますが、個人販売をされている方はこんな安い米では売っていないのですよ。皆さん2万円何がして売っているわけです。だから、私はそういうシステムにJAが単協として切りかえられる方策があるかないか、私も勉強していないからわかりませんが、そういうようなやり方をして、確かに今回の当初予算で名前も仮称ではありますが、汐風米というような出雲崎に合った名前でも何とかパフォーマンスをやろうと。それで売れるようにしようということになります。そうすると次の方に入っていくわけですので、一応そういうようなことの中を考えながら、やはりもう少し行政に、私は町長が先ほども4年間やれば捨てるものは何もないというような強い発言をおっしゃっていますので、その辺の行政指導はあってしかるべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次にまいります。逆に今度漁協の問題なのです。町長は施政方針の中で、漁協の拠点である出雲崎港の位置づけを強化、大切にするというふうにおっしゃっています。しかし、私はやっぱり地元の魚産業としての第一歩の姿勢、やはり直売所もどうしてもこれは必要だと思います。

それと、この前も申し上げましたが、価格を上げるためには2次加工、簡単な2次加工をやるようなことも必要だと思うのです。もう一度漁協と行政と一体してそういうことを考えることはできませんか。

その辺はどうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） これもまた去る20日でございますが、漁業協同組合の閉組式がございまして、これまた私来賓としてお招きをいただきました。議長さんと中野議員さんがご出席をされたわけでございますが、私はそのあいさつの中で申し上げました。いわゆる今漁業は大変厳しい状況にございます。いわゆるもう20年も漁船の数はどんどん、どんどん減っておる。漁業従事者も減っておる。しかも、本来なれば10年、十四、五年でいわゆる船を更新しなければならない、その船を更新する力もない。いわゆる老船化しておるといふ厳しい現実があるわけです。

そういう中に、出雲崎漁協もいわゆる新潟漁協に合併をされたわけでございますので、これは今出雲崎支所となったわけですが、この実態を考えますと、私がいさつで申し上げましたように、漁船の数はどんどん、どんどん減っておる。しかも、従事者も減っており、高齢化しておるといふような現実からいたしますと、確かにとった魚を付加価値をつけて高く売るといふことは最もベストなのですが、果たしてそれに対応できる人的要員なり、そういう取り組みができるのかどうかというものを現実的に考えますと、かつて私たちもまだ元気のいい当時、何回も300万円、400万円という予算を計上しながらも、議会の皆さんに申しわけなかったのですが、2回も事業者の皆さんのご同意を得られなくて流してしまったという経緯もございます。

そういう努力をした時点でそうであったわけでございますので、今の現実からしますと、漁業者にそういうことを求めるということ自体が非常に難しくなってきたなと思っております。それを補足、カバーするのが今出雲崎商工会、地産地消といいますか、そういう中で売れ残った、売れ残ったというのは失礼なのですが、価格にならない魚を、これはもう品質からあるいは栄養価値があるわけですよ。しかし、そのものを加工して子供さんたちに食べていただく、全くすばらしい私なことだと思っておりますよ。

だから、そういう意味の補完が、直売というよりも、そういういわゆる今健康食品嗜好が高まっているわけでございますので、漁協さんと売れない魚等について町民の皆さんから若干のご協力をいただいて、家庭で加工して食べてもらって、いわゆる骨太の、1つ健康な体をつくってもらおうというようなことができるのかできないのか。

直売所というものは、これは先ほどの米と同じですが、流通機構からいたしましてもいい魚だけは自分たちが売って、売れない魚を仲買人から買ってもらうたって、これは到底市場として成立ができません。そういうジレンマがあるのです。だから、そういう面をどう解決していかなければならないのか。大きな多岐にわたっての問題を包含しております。

そういうことで、直売所を私は今漁業者に、かつての事例からいたしましても、持ちかけてもなかなかご理解いただけぬのではないかなと思っておりますので、方向を変えて、何かとった魚を全部、安く売れないようなものは何とか町民挙げてひとつ協力できるのかできないかというようなことを逆に検討していった方がいいのではないかなというふうには思っております。この直売所については努力するということはちょっと私の言葉から、今の段階ではちょっと漁協側には申し入れて

きないような現実ではないかと、これは私の所見です。

また、皆さんは皆さんの、田中議員は議員さんの判断があらうと思いますので、またお聞かせいただければ、またその選択の道があるとするならば、私たちも努力していかなければならぬと思っていますので、またそのようにご理解いただきながら、ご意見も承りたいと思っています。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 当然そういうお答えが返ってくるのではないかと考えていました。ですが、正直言って町長が20年前からこのことについて何回かおやりになっているというお話は承っておりますので存じておりますが、逆に言いますと漁業者の体質が変わってきていると私は思います、逆に言うと。ということは、そのころの年代と今の年代は大分年をとっていますけれども、人間、船主の方がかわっていますので、やはりもう一回アタックするチャンスがあつてしかるべきではないかなというふうに私は考えております。

やはり現にあそこで毎日競りがあるときには、わざわざよそからその魚が欲しくて、一般の消費者の方もお買いになってきている方もいらっしゃいます。ですが、売り買いができるのであれば、私はやはり利害の一致になると思います。今町長がおっしゃるように、売れない魚が仲買、売れる魚だけ自分でということではなくて、直販ということになればやはりそれはありますけれども、総合的な品ぞろえをしなければだめなので、当然私はその辺のリスクは背負わなければだめだと思いますが、やはり出雲崎の魚を出雲崎の人が好きなように買えるような状況ができるのが本来の姿だと私は思っています。

ですから、それなりに私もこれからまた考えてみたいと思いますし、努力もしたいとは思いますが、その辺はまた行政でやはり水産業費も相当の投入をしております。今回の地震による災害復興であれだけのお金を投資しておるわけですから、やはりそれなりに漁業者の方も自分たちの漁港を守ってみたいということの中で、考え方も広がっていただかないと困ると私は思っています。

そういう意味も込めて最後の質問に入ります。先ほど中野議員のほうからバトンタッチされたような格好なのですが、駅前周辺の活性化なのです。ということで、結局私が申し上げたいのは、今いうコシヒカリのほうの汐風米と水産物、水産、貝、全部入るわけですが、魚介類、海草とか全部入るわけですが、それとあわせまして、それと今農協でやっている青空市場、それは今できなくなるとまた大変お難儀しているわけですが、そういうような生鮮食品、農家の。そういうものを一堂に会する建物をやはり今JAのあそこ、跡地がなくなって、本当に駅から見るとがらがらになりました。正直言って、本間医院さんが解体してから始まって、地震で正面の小林屋さんがお店を閉めたということの中で、1軒置きに空き家になっているわけですが、やはりそこに1つ考えられないか。

それともう一つは、その建物については駅前のほうの方から、駅前の集会所というよりも、あの地域全体の会合施設として、確かに中央公民館に大きな建物あるわけですが、アクセスの関係で

できればという話もありますので、2階のほうをそういうものの集会所のようなものにするとか、何かイベントできるようなものにしてにぎわいを取り戻すというような活性化で、結局JA、それから商工会、民間人、行政、それから特に民間も意思のある人が集まって、そういうプロジェクト立てるような行政指導というものはできないものなのですか。

その辺は町長どうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほどの質問にも重複するわけですが、確かに今食品に対しては直売所、これは全国各地、今までと違ったにぎわいと相当の成果を上げているということが新聞報道されています。なかなか私も田中議員さんおっしゃるようなそういう意味の日常茶飯事で、簡単にちよっと毎日の台所を潤すような食品とか、魚とか、そういうものが売れるところがあれば、これはやっぱり私は今もうベストだと思うのですが。漁業者がどうするのではなくて、そういうような、そういう小店舗ができればいいなというふうに思っておりますし、その辺は田中議員おっしゃるような大きな跡地を、農協さんが本所を解体された、あそこが約3,000平米近い土地がいております。それらとリンクしてどういうことができるのか。

農協さん側が、JA側がどのようなお考えかであの土地を活用されようとしているのか。その辺の考え方あるいは私が先ほど申し上げました、そういう商工業者の中で、融資的なもので、若干でもそういう取り組みをしようかというような方々があられるならば、そういうものも踏まえてやっていくべきではないかなというように思っているわけですが、また集会所というようにお話もごさいますが、この集会所につきましては、それなりの集会所もあるのですが、きょう傍聴者の皆さんの中でもそういう文化サークル等で、ひとつそういう施設がほしいというようなご意見もあるやに聞いております。

そういうこともございますので、そういうものも含めて私はやっぱりこれから、先ほど来から申し上げているのですが、駅前地区のそのにぎわいを取り戻すためには、行政側だけではこれはとてもできるわけではございませんので、今田中議員さんのご提案もあるよう、商工会、あるいは商店主、あるいはJA、あるいはまた民間人、行政一体となって、どういうことが一番ベストなのかということをやはり検討する時期に入っているかなと思っておりますよ。JA側もあの跡地については、間もなく考え方を示されてくるのではないかと私は今思っているのです。

今のところはまだJA側は理事会にも何も提案をされておらないというように聞いておるわけですが、その辺が具体化してまいりますれば、それなりの対応もまたしていかなければならぬのではなからうかなというふうに思っておりますが、私は今のところ考えておるのは、うしおさんとかあるいは小林さんの跡地あたりを何とか、とりあえず活用できないかなというようなことを申し上げているのですが、今度はJAの3反、この辺の活用になってまいりますと、相当投資もし、またそれなりの先行きを見通さないとなかなかできないことだろうと私は思うのです。

その辺を含めてまた十分検討してまいりたいというふうには思っています。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） あと5分ほどだと思うので、最後にしたいとは思いますが、今の町長、思っていますではなくて、私の言うのは逆に中心になって今漁協、JA、それから行政、それに商工会絡めて、こういう人たちがあの活性化について、漁協は正直言って海岸ですけれども、いわゆる自分たちのものも考えながら、一体となってどうするかというような、プロジェクトチームのようなものを立ち上げるようなお考えございませんか。

その辺でやっぱり行政がこれだけ農業、漁業、それからあえて言えば商工会まで支援しているわけですから、引っ張って何とかそういうプロジェクトチームを立ち上げて考えるということはお話できませんか。その辺はどうでしょうか。

それだけ最後にお聞きします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 私も63年に町長に皆さんのお力で当選をさせてもらって、まず手をつけたことは町おこし委員会というのをつくりました。これは私はやっぱりその後のいろいろの意味のハード的なものあるいはソフト的なものを進めてまいりましたが、非常にその皆さんのご提言が生きたと私は思っているのですよ。今こういう1つの時代の大きな節目、流れが変わろうといたしておりますので、これは私の今の考えですが、単に農業とかあるいはまた漁業だけにかかわらず、町全体的な、総合的に判断をして農業の位置づけ、商業の位置づけあるいは福祉の位置づけ等々について、基本的にもう少し深める必要があるのではないかと。

仮称ですが、チームの集まりというような組織を立ち上げて、一応としてはやっぱりこれからの、先ほどの中野議員さんのご質問もございましたが、いろんな情勢の変化は急テンポで進展してまいりますので、やっぱり物言わぬ町民の中でも知恵ものはたくさんあると思うのです。そういう皆さんを急募をして、やっぱりそういう1つの行政としてのあり方とあるいは行政のあり方、すべての観点で広くまたご意見を聞く必要があるのではないかなと私は考えているのですよ。その辺はまた議会の皆さんともよく相談をさせていただいてやっていきたいと思うのですが、近視眼的に、部分的にはだめです。やっぱり総合的に判断をしてその位置づけをしっかりと、それが点となり、線となり、面となるということを考えていかないと、物事はうまくいかないのですよ。そういうふうな考え方に立って、また皆さんのご意見も伺ってまいりたいというふうには思っています。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 最後です。

今町長のお話わかりましたが、私の気持ちとしてはやはりそういうような、今町長のおっしゃったような考え方の中から、あそこはやっぱり町のシンボルですから、やはり農水産業、商業、全部含めた総合的なものでやっていただければ活性化するし、また皆さんがお寄りいただければにぎわ

うわけでございますので、それによってやはり先ほどの同僚の中野議員の質問ではないのですが、合併問題にも物すごくそういうものがみんな絡まってくると思います。

ですから、そういうことを考えながらやはり、できれば組織というものを検討する時期に来ているし、本来ならばそういう組織を立ち上げて検討していく時期ではないかと思っておりますので、できる限りお忙しいとは思いますが、行政のほうで頑張ってください、引っ張り込んでいただいでにぎわいを見せるような組織づくりを始めていただければと思います。

終わります。

○議長（中川正弘）　ここでしばらく休憩いたします。

（午前10時30分）

○議長（中川正弘）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◇ 田 辺 雅 巳 議 員

○議長（中川正弘）　次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳）　私は町長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、特に町民の生活に直結する財政問題で町長に所見をお伺いしたいと思います。生活が大変との町民の声が切々と語ってくれます。労働者派遣法にも見られるように、正規雇用でなく、非正規雇用が多く、全体的に賃金を低く抑えられ、まさしく人間らしい雇用の破壊であります。

小泉、安倍政権が進めた新自由主義の暴走のもとで、貧困と格差が劇的に拡大、中小零細企業、農漁業も大変、その根本原因は言葉だけの、企業が栄えればめぐりめぐって家計に波及し、生活がよくなるという大企業中心主義であります。働いても我が生活楽にならずで、生活が大変となる声になっているわけであります。

現在の社会保険庁の年金問題初め59兆円の総額ありきで無駄な道路をつくる道路特定財源など、国の施策によって、国、地方で多額の借金をつくり、後は野となれ山となれであります。そのしわ寄せが国民に痛みを押しつけることになっております。これまた生活が大変となります。

我が出雲崎町は今後後期高齢者に見られるように、高齢者が死ぬと言われる、そういうふうな町民に負担増の場合に対して、住民の福祉増進を図っていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘）　町長。

○町長（小林則幸）　田辺議員さんのご質問にお答えをしておりますが、どのように住民福祉の増進を図っていくのかということでございますが、これは既に3月の定例会初日に表明いたしました施政方針施策の概要の中で、健やかで支え合う福祉の町づくりを掲げまして、各種の政策を進めてまいるところでございます。例えば福祉タクシー制度につきましても、昨年度よりもより拡充して

充実をしてまいるのでございますし、また高齢者とか障害をお持ちの方々、いわゆる交通弱者の皆さんの多くは助成制度を利用されるように配慮をしていくところでございます。

また、子育てに関しましても、子供の医療費助成、これは中学校卒業時までと拡大しておりますが、新潟県内はもちろん全国でもトップクラスにしているのではないかと。もう田辺議員さんもご承知のとおりでございます。

また、新年度におきましても、精神障害者医療費の助成を拡充いたしまして、寝たきり老人の介護手当支給等の拡充などにつきましても、20年度の予算の中に提案をさせていただいているところでございます。これからも老若男女を問わず、町民の皆さんの最大幸福と自らの町に誇りを持てる、小さくともきらりと光るまちづくりと。その中で、その責任を果たしてまいり所存でございますし、住民の福祉の増進というものにも十分留意をしてまいり所存でございます。

また、ごみの有料化につきましても、19年第4回の6月定例会の田辺議員さんの一般質問の中で、国県の有料化の状況、そしてごみ有料化について基本的な考え方を4点申し述べさせていただいておりますが、改めて申し上げますならば、ごみの焼却施設、処分場の延命化、これがまた町民皆さんの財政負担や町もそうですが、町民皆さんの個人の負担増にもつながるということでございますので、それを抑制すると。

ごみ処理費用の公平化ということでございますが、ごみの減量化に対しましても、いろいろの機械器具を購入されるなら、公平感の解消と……。

〔何事か声あり〕

○町長（小林則幸） これ2番目か。3番目か。ああそうか。失礼しました。

私のそれでは政治姿勢について、住民福祉の増進を図ってまいるというところで一区切りをつけさせていただきます。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 確かに町長が施政方針演説の中でいろいろ述べておられます。私は町長頑張ったなというのは介護保険、介護手当増額ですね。そういう点では私も納得をしております。

町長が施政方針演説などで改めて初心に戻り、誠実と謙虚という言葉に胸を刻み、頑張っていきたいというふうな、私は言葉じりをとらえるのが好きなものですから、言われて全くだなというふうに思っています。その中で、また結びとして、町民各位の願いや痛みを自らのものとし、血の通った行政を進めたいというふうに結んでおられます。そのように私も頑張っていきたいと思っておりますが、町長もぜひとも進めていっていただきたいというふうに思っております。

しかし、今度2番目のほうに入りますが、財政について町の借金、町債残高33億5,000万円、これをどのように返済していくのか、歳入歳出に分けてお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、先般の予算審査特別委員会でも申し述べておるところで

ございますが、また私は以前からもう常に申し上げておりますように、財政運営の基本は入るを量りて出ざるを制するというものがあくまでも基本でございます。

収入額を計算してから支出の計画を立てると。これが大原則でありますので、本町におきましても特に地方交付税が年々増加傾向にあった時代と、平成一けたの時代もありますが、下水道事業あるいは天領の里、文化スポーツふれあいの広場、保健福祉総合センターあるいは下水道関係等々、数億円以上の大型建設事業を進めてまいりましたが、今となりましてはどの施設も本町にとっては必要な施設となっております。早い時期の取り組みだったために、下水道事業も償還期のピークを超えておるわけでございますし、また他の施設につきましても繰上償還等を含め、償還は既に終わっております。時代の流れの中で見きわめも財政運営の中で重要なことと思います。

特に現在下水道事業に取り組んでおられる市町村におきましては、将来的な財政負担が心配されておるところでございますが、ここ近年の本町の当初予算の傾向を整理してみますと、平成10年におきましては約37億5,000万円、15年が36億2,600万円、19年が30億1,100万円、20年が31億5,300万円、予算規模につきましてはこの10年間、5億円強の減額になっておりますが、今後もハード事業もおおむね終わっておりますので、30億円前後で推移するものと思われまゝ。ここで、起債につきましては、建設事業についてのみのことでございますが、住民福祉の向上につきましてはソフト面のみ、主に経常的な施策、これだけでは不十分でありますので、ハード面との両面で施策が必要となってまいると思います。

このハード面におきましても、今までとにかく財政規模にあつて予算執行が必要だと思つていただいておりますが、ここ近年の本町の起債残高、ちょっと申し上げますと、平成10年度末は36億100万円、15年が28億1,500万円、18年末が30億3,000万円、19年度末が33億5,000万円、19年度につきましては災害復旧事業のいわゆる影響で前年に比べて増えておりますが、10年スパンでいいますと着実に起債残高は減少してまいっておるということでございます。

歳入面からいたしましても、地方税の交付税措置につきましてでございますが、起債収入において率が異なりますが、国が将来の元利償還金を交付税措置してくれる制度になっておりますので、これも起債区分から申しますと、過疎対策事業債、これは元利償還の70%を交付税措置でやっただけ。また、補助災害復旧事業債につきましても、元利償還金の95%を普通交付税で措置をすれば。一般単独、一般公共事業債につきましては、35%から、場合によっては100%交付税措置をすれば。あるいは臨時財政対策債につきましては、元利償還金100%を交付税で見るということになっております。平成19年度末で33億5,000万円の起債残高のうち、今後将来とともに交付税で措置される元利償還金は約26億円あるわけですね。実質的に町が負担する元利償還金は7億5,000万円、3割程度であるということをご承知おき願いたいというふうに思っております。

また、自主財源の少ない町税収入約4億円、財政力指数は0.25、本町におきましてはこのような有利な形で事業実施できることが一番の得策だというふうに考えております。したがって、起債償

還の歳入財源につきましては、交付税の大きい措置のあるものを起債とするということが基本でありますし、交付税措置のないものにつきましては、極力そういう借金はしないというふうに考えています。

続いて、歳出についてでございますが、今後の起債事業につきましては、先ほど申し上げましたように箱物等の大型事業の予定は組んでありませんが、生活基盤の整備といたしまして、道路整備、これは今後も継続してまいると。起債事業として有利な起債を利用して、さらに町道整備によりまして普通交付税の中に算定をされる事業としておるものであります。平成18年度から地方債の借入れも県の許可から協議制に移っておりますが、これも市町村の自主性、自らの責任においてということにより、より一層の迅速な判断だと先見性が必要だというふうに思っています。

さらに本町の財政的な評価についてでございますが、財政の弾力性を見る経常収支比率、これについては常に申し上げておりますが、82.9%。現在の35市町村の中では上から5番目によいほうでありますし、実質公債比率につきましては、申し上げておりますように、18%以上が黄色の要注意ということでございますが、現在町は11%で、県下ではいいほうから3番目ということです。起債制限比率14%以上は危険なのですが、現在町は5.1%、35市町村のうちいいほうから5番目、すべてが県下35市町村のうち上位にランクをしているということが現状でございます。身の丈に合った予算編成、予算執行の心がけ、これが現在の状況にあると思います。

また、本町が特に利用しております過疎債につきましては、根拠法令となる現在の過疎振興時限立法が21年度で終了いたしますが、現在国におきましてもポスト過疎法というものについても現に既に指導をしておりますので、私もこの過疎協議会の会長というようなことでもしておりますので、新たな制度の創設を強く今強力に中央あるいは県にも働きかけておるといようなわけでございます。このような状況下で限られた財源の中で、地方債制度を熟知し、国県補助金の事業等を有効に活用しながら、また併用してうまく起債を使っていくことは特に必要なことではないかと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思っておるわけです。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 初めて私が聞く金額が出ました。町債残高33億円ではなくて、実質的に町が負担するのは7億5,000万円ということで、なかなか私もこれについて財産をちょっと聞こうと思ってはいたのですが、ほとんどこの資料というのは町債残高33億円、いつもは30億円とか、そういうの出ていますが、初めて町の借入れ、7億5,000万円というのは初めて聞きました。

そうすると、基金がありますが、19年12月末現在高ということで16億円ですか、ありますね。それで、具体的に歳入面についてどういうふうに増やしていくのか。歳出のほうは町長が言った借金しないで有効活用していくということを言われて、歳入面についてあと具体的にちょっと聞かせていただけないかと思っているのですが。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 歳入面につきましては、先ほどの質問にもお答えをしているわけでございますが、非常にいわゆる都市と農村部といたしましうか、中央と地方の格差是正ということに対する配慮がなされてまいっておるわけでございますので、地方交付税等につきましては、今までより以上にやはり所要額が確保されるものというふうに私は判断をいたしております。

このようなことでございますので、かつてのように交付税が大幅に減らされるというような状況はまず考えられない。申し上げますように地方再生枠とか、あるいはふるさと納税とか、あるいはまた段階補正の復活等々を考慮しますと、歳入面については心配なくある程度順調に進むのではないかなというふうに思っておるのですが、田辺議員さんがこの後どういう質問されるか私はわかりませんが、質問要旨によりますと道路特定財源はこうだというようなことをおっしゃっているのですが、仮にこれが成立しないと、これは確かにガソリンはリッター25円ぐらい下がるのでしょうが、町としてはこれは大変な大きな歳入欠陥を及ぼす影響がたくさんございます。

ご承知のようにこの特定道路財源の中における国と地方の歳入面といたしますと、地方だって2兆600億円、これが入ってくるのですよ。新潟県は246億円ですか、もしこれがなくなると246億円のいわゆる歳入減になるということです。うちの町もこれがなくなりますと、これはまたちょっとやっぱり大きいのですよ。地方道路譲与税とか、あるいはまた自動車従量税、あるいは自動車取得税、これらについても当初予算で計上しておりますが、これが入ってこない可能性もある。さらに道路等につきましても、補助金交付金というものは大幅に減ってくると。これはもう危機的状況ですよ。だから、私たちとしては、また当議会といたしましても、特定道路財源の確保ということで、国等にも要望書を出しているわけですが、この辺についても田辺議員さんからもご理解いただいて、これはまたちょっと大きな変動がまいりますので、ひとつまたお力添えをいただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 今一般道路特定財源出ましたが、これは一般会計からのいわゆる駆け引きということになるかと思いますが、そんな心配する必要はございません。とにかく歳入について、地方交付税確保される見通しということなのですが、そうではなくて、いわゆるどのぐらい税収を上げるのか、その点について具体的にちょっとお伺いしたいと。

国の地方交付税が確保されなければ国に文句言うとか、どういうふうにするかはちょっとわかりませんが、過疎債を大いにいっぱい使うとかそういうのがありますが、借金のところの兼ね合いもあります。そこら辺で町でどういうふうに入収を増やしていくのか。そこら辺をちょっと聞かせていただきたいのですが。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど財政力指数0.25と、こう申し上げているのですが、これは率直に申し上げまして、いわゆる出雲崎町の担税能力というのは県下でも低いほうだという数字なのです。だ

から、交付税なりいろいろの歳入面に依存するほうが出雲崎は大きい。だから、まずこれがベースになるのです。しかし、その中における町税自主財源の確保というものについては、最善の努力していかなければならない。何をするかということになってまいりますと、今回の地震災害でも相当被害がこうむっておりますので、固定資産税なりそういうものについては、ちょっと低くなるわけでございますし、また住民税等にも影響してまいります。そういう中にどういう努力をしなければならぬかということは、私たちが常に議会の皆さんのご理解もいただいているのですが、やっぱりうちが建ち、人が住み、そういう面の固定資産なりあるいは購買能力なり、あるいはそこに入って働いてもらっている人たちの住民税なり、いろいろな面の努力も方々の力をかりなければならぬということで、そういうことに努力してまいります。

さらに、この私は議会を終わって最終日には、いわゆるふるさと納税について皆様方に特にお願いをしたいと思います。これは町を挙げて私なりの考え等を申し上げますと、今ここでは申し上げますませんが、私の考え方もございます。その辺をひとつ町長の責任ではなくて、議会と町民ともどもになってそういう面に力を入れることによって、歳入面でもまた明るい新しい道筋は見えてくると、私は思っています。そういう面の隗より始めよで、少しでもできるところから手をつけて、政策的にまた努力をしながら、自主財源のいわゆる分野を確保していくということはこれからの努力だと思いますし、さらに申し上げる有利な起債とかいろいろな面、あらゆる知恵と汗をかいて、やっぱりこの町のすべき事業をするための歳入の確保というものを進めていかなければならぬというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 人が住み、購買力を高めるということが基本になっていると思います。私もそう思います。そういう点では、人が増えなければ話はならぬというふうに一面では思っています。この件については、私でも持論はちょっとあるのですが、基本的には企業をどう働きかけるかと。いわゆる企業をどう持ってくるかということも1つ考えられるのですが、その点については町長答えられなかったので、時間の関係上次の質問にいきたいと思います。

3番目、ごみ有料化で町民の負担が増えることになりましたが、今後町民に負担増を働きかけずにすることが大切だと思っているのですが、負担増をさせることはあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） ごみ有料化について、これはちょっとお答えしなければならない。ごみ有料化についての。

〔「もういいです」の声あり〕

○町長（小林則幸） いいのですか。ああ、そうですか。

それではお答えをしてみたいと思うのですが、要するにお互いそうなのですが、それぞれの

家計を考えましても、ある程度の支出、費用負担をしながら、将来にわたってどれだけの、いわゆる今の例えば100円をかけたという形の中に、将来において100円をかけたより以上のいわゆる負担増が増えないような方策は何であるかということを考えていかなければいけない。目先の今負担すること、そのことが将来にわたってプラスになる要因をまさぐりながら、その方向で進めていかなければならない。100円出して、なおかつ300円、500円とこのものが負担増につながるとするならば、これは考えなければならない。100円を出すことによって、将来において500円出すものが100円で済むという考え方です。そういう考え方で家計なり、お互いの経済もそうですし、町だってそうなのですよ。そういうものを進めることを町民の皆さんにご理解いただいて、今当面のご負担をいただく、結果的には負担が軽減をされるというものを、目先の単なる現象をとらえて高いとか負担がかかるとかいうことはやってはならない。そういう先々を読み切った中において、今ここで負担をいただくことが将来的にプラスになる。家計の助けになるのだということのを常に考えながらやっていかなければならない。そのものは町民の皆さんからご負担いただく。そのことによって、将来的にはまたそれ以上の還元なり、プラスアルファが生まれてくるのだということをやっていかなければならぬと、私そう思っています。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） プラスになるようにという大まかな話だったのですが、これから今ごみ有料化されますが、負担かかりますが、町長はプラスになるという話っぷりだと思うのですが、私が聞いているのは今後住民の負担増、今スリム化プログラムとか、そういうのがありますが、その中での住民負担があるのかどうか、考えておられるのかどうか。それをちょっと聞きたいのですが。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 個々個別の問題に対して、この問題については現状維持、これ以上に負担は軽減をされるのかという、そういう個々個別の問題は、これはちょっと私はここで差し控えなければならない。情勢の変化なり、法のいわゆる定めなりというものが出てまいりますので、そういう面については、私はちょっとここでは言及できないのですが、基本的にはやっぱりできるだけ負担軽減を図りながらサービスを向上するというのは、これは行政の役割だと思うのですよ。そういうものには常に配慮してまいる。個々個別に対してこれは下がる、これはもっと上がってくるとか、そういう面については私は今のところ言及はできないのですが、基本的な考え方としてはできるだけスリム化をしながら、行政経費をスリム化しながら、できるだけ町民負担を軽減しながら、よりプラスアルファのいろいろ還元がなされるということのを基本にやっていかなければならない。それ基本です。基本的な考え方というのは、そういうことに対してしっかりとやっていかなければならぬということのを、今若干の負担をいただいても、それは将来的にプラスになるのだということの中でご理解いただいてやる。すべてがそうですよ。そういうふうにはやらなければならないと私は考えながらやっております。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 最後に逸脱しますが、これは新行政改革大綱、この中の5番目、財政の健全化ということで、本町の財政状況は長引く不況の低迷により、町税の減収や扶養、扶助費、公債費などの義務的経費の増し高など、一段と厳しい状況にあり、財政の硬直化が進んでいますと。ますます多様化する町民のニーズや少子化、高齢化社会など、増え続ける行政需要にこたえる行政運営を行うという財政状況が予測されるというふうに書いてあります。早く言うとその中で、スリム化、私はちょっと危惧しているというのは、補助金の削減はやられましたが、歳入の確保の中で水道、下水道使用料の見直しという項目があって検討段階ということだそうですが、これについて値上げもあるのかどうか。これがプラスに転じられるのかどうか。

それと、ますます住民負担が押し加かってくる中で、あえてまたこれをやるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きして、私の最後の質問とします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、原則論は特別会計ですので、独立採算制でいかなければならぬわけですね。いわゆる水道にいたしましても、下水にいたしましても、いわゆる歳入をもって歳出に充てるわけですから、本来になれば歳入歳出のバランスを考えて、歳入よりも歳出が上回るということになりますれば、本来ならば受益者負担です。本来ならば下水道料金あるいは水道料金をアップしなければならぬということなのですが、その辺はやっぱり生活の基本にかかわる大事な問題ですので、できるだけ私たちはそういう面においては負担増にならないように最善の今努力をしておるといところです。

特にこの問題につきましては、いわゆる環境整備に対する補助金も入っていますので、案外起債関係の償還もスムーズに行っておりますので、今のところはできるだけ現状維持に抑えていたい。しかし、施設の更新なりいろいろな問題が出てまいるわけでございますので、そういうときには場合によっては若干の変化もあり得るかわからない。

しかし、私は予算審査特別委員会の中でもご意見あるいは出ましたように、やはり例えば下水にいたしましても、せっかく過大な、巨大な投資をしているわけでございますので、生活環境の改善あるいはいろいろな意味の美化に努めておるわけでございますので、できるだけこのつなぎ込みをしていただいて、利用料は100%になってまいりますれば、まず水道料金、下水道料金は上げなくとも済むわけでございますので、町民の皆さんのご理解をいただいて、できるだけつなぎ込みをしていただいて、そして本来の姿に戻った中でこの特別会計等々を進めてまいらなければならないというふうには私は思っていますので、特段のまたご協力いただきたいと思います。

○議長（中川正弘） よろしいですね。

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（中川正弘） 次に、7番、宮下孝幸議員。

○7番（宮下孝幸） まず、1月の27日に当選をさせていただきましてわずか1カ月半の中で、本議会において一般質問の機会をちょうだいいたしましたこと、心より感謝を申し上げます。諸先輩の議員の先生方全体に私が最後トリをとるような形になってしまいましたが、私のほうは一括質問方式で2点ほどご質問申し上げます。

まず、高齢者世帯への福祉の充実と、こういったことについてご質問申し上げるわけですが、昨今65歳以上のいわゆる高齢者の方々が半数以上を占める集落をいわゆる限界集落と呼んでいるようであります。若者の流出に歯どめをかける特効薬がないということは、これはいずれの地方あるいは地域においても共通のお悩みであり、大変大きな問題であるわけであります。ご多分に漏れず、当町も町全体にそのような傾向が見られますことはまことに残念なことでありますし、同時にまた私も思案をいたすところでもあります。

さて、町長は常々小さくともきらりと光る町づくりとのお話をされているわけですが、当町も高齢化が進むにつれ、その高齢弱者の方々にとって最も難題となっていることの1つに、日常日々の買い物が挙げられるのではないかとこのように思っております。集落付近の商店が不況のあおりや店主の高齢化により、次々と廃業に至り、日々日常の買い物がどんどん遠方化しているという実態。人が生きていく上で、日々の食料品や日用品の買い出しは必須であり、欠くことのできない大事であります。今どきの車社会にあっても、もともと車の運転のできない方や、図らずも加齢とともに心身が衰え、運転ができなくなった方々にとりましては、大変な重労働であります。特に老人車と呼ばれる押し車が使えない冬期間においては、まさに日々の死活問題であり、深刻な現実ではないかと思えます。

現に昨日も私駅前方面から海岸方面に向けて車に乗っておりました。駅前方面から、あの役場の下の坂を片手につえをつき、片手に買い物袋をぶら下げた白髪のご婦人の方、一步一步踏み締めるようにあの坂を上っておられた。これを見たときに、これがもし真冬のさなかで、吹雪のさなかであったら一体どうなのか。あるいは真夏の炎天下であったときに、ああいった作業はああいった方々に可能なのか。大変心を痛めて通り過ぎたわけであります。高齢比率の高い当町にとりまして、まさにきらりと光る町づくりとは、このような社会的弱者の方々が安心をして日々の生活を送れるようにすることは最も重要であり、これがいわゆる支え合うという福祉の原点であり、眼目とすべきところと私は考えております。

しかし、また一方で先ほど来からお話がございしますが、町財政がいかに健全であるからといって、これらをすべて公費負担をするようなことを前提に私はお話を申し上げているわけではございません。例えば民間食材サービスを利用するとか、あるいは地域農家組合や酪農組合、さらにまた地域地元の商店街の皆様方と連携をいたし、デイサービスのついでに施設のその場で買い物をし、買い物と一緒に帰宅ができるような仕組みをつくるとか、あるいは既存のNPOの活用や、新たにま

た公募によって仮称であります、買い物任せたいというようなボランティアを募るとか、アイデアを駆使すれば方法論は多種多様にわたるものであると考えております。しかし、いずれその方法論は後にいたしましても、まずこの件に関して、日常不自由や難儀を抱えておられる世帯が一体当町に実態としてどれくらいあるのか。これを早急に私は調査するべきと考えておりますので、当局の見解を伺います。

それでは、2点目でありましたが、田辺さん一問一答でありましたが、私一括でございますので、続けて。医院閉院に伴う医師不足の解消ということについてお話を申し上げます。現在医師不足が全国的に社会問題化しているところではありますが、先般海岸地区の内藤医院院長、内藤医師が急病のため入院をされて、同時に医院の閉院が決定をされたことは、当局もまたご存じのところと思われれます。

内藤医師は永年にわたり海岸地区はもとより、広く町全体の町民から深い信頼を寄せられ、まさにかかりつけの主治医として、町医者として、地域医療の原点に立ち、多くの患者さんを支えてこられました。人であればだれでも健康で長生きがしたい、こういった当たり前の願い、特に心身にいささかな不安を持っておられる高齢者の方々にとりましては、日々の健康を支える上で当医院の閉院は大変大きな打撃であり、深刻な問題であることは必定であります。既に私のもとへも地元住民の皆様や広くは多くの町民の皆様から、地域医療の灯を消さないでほしいと切なる要望が多数寄せられているところであります。

そこで、私はまずこれは内藤家のご理解をいただかなければならない話ではあります。これが前提であります、医院の施設を開放いただき、提供いただいて、たとえ最低でも週3回程度の診療所方式でもいいから、あの場所に地域医療の原点を残すべしというふうに考えるわけであります。もちろん代替医師を求めるだとかいう難題も残っているわけでありまして、まず町民のこの切なる声を当局はどのように受けとめられるのか。そしてまた、どのような打開策をお考えなのかという点について、以上2点、一括してご質問申し上げます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） まず、宮下議員さんの第1点目にお答えをしたいと思うわけでございますが、高齢者世帯の福祉の拡充ということでございます。町の高齢化率も2月末現在で35.91%、また65歳以上の方々が半数を占めるいわゆる限界集落と言われる集落でございますが、9集落というような状況になっております。

こういう状況下の中で、私の福祉政策に対する決意につきましては、先ほどまた田辺議員さんのご質問、皆さんにもお答えをしてあるわけでございますが、これらの問題はやっぱり切実な問題としてとらえておるわけでございまして、また現にもう社会福祉協議関係ではボランティアグループ3団体、地産地消を取り入れながら、各グループが特色ある配食サービスなども実施しておるところでございますが、今後ご提案のことも含めまして、いろいろな視点、角度から社会的弱者の皆さ

んに対するサービスの充実を検討してまいりたいと思っております。

また、ご質問の日常の不自由な難儀を抱えておる世帯の調査ということでございますが、このことにつきましては、特に災害時における避難対応などもかかってくるし、非常に大切な調査でもあります。現在では町も65歳以上の高齢者世帯やひとり暮らしの世帯の皆様方の名簿、いわゆる要援護者世帯名簿を個々に同意を得ながら整理、作成中でございます。整理の中で、日常の不自由な点など、世帯の状況把握につきましても、地域のまたそれぞれ事情に通じてもらえる嘱託員あるいは消防団の皆さん、民生委員の皆さん、また警察、消防とか社会福祉協議会等の各関係機関のお力をお借りしながら今整理をしていかなければならないということで進めておることでございます。このことは災害時のみにあらず、日々の日常生活における高齢者の皆様方の見守りとか助け合いを地域全体の中で取り組んで、協力体制の構築につなげていきたいというふうに考えております。このことにつきましては、ご質問の趣旨に沿って、積極的に進めてまいるというところでございます。

また、要援護者名簿につきましては、担当課におきまして来週早々、民生児童委員の皆様方にお配りをするを手始めに、順次警察とか消防など、関係機関にも配布する予定としておりますので、また議員の皆さんからもそれぞれの地域の皆さんのリーダー役として何分のご協力、ご理解を賜りますようお願いをしたいということでございます。

次に、ご質問の第2点でございますが、医院閉院に伴う医師不足解消ということでございますが、まずできるだけ早く内藤先生が病気の治療に専念されまして、元気になって退院されることを心から願っておるものでございます。

実は私もおかねがね内藤先生と町内の医療問題について懇談し、今宮下さんのおっしゃるようなことについて、ぜひ先生と懇談をしたいというふうに考えていた矢先の入院ということで、非常に残念に思っておるところでございます。

議員さんのご質問の趣旨でございますが、内藤先生の閉院は町はもちろんのことでございますが、地域住民の、特に海岸地域の皆様にとっては大きな打撃であり、深刻な問題というふうにとらえております。

議員のご質問の要旨にありますように、内藤医院さんの閉院は町の大きな問題でございますので、地域医療の灯をともし続けてもらいたいという気持ちは全く私も同感なのですが、県では県内自治体の医療関係従事者の内科医院数について調査をしておりますが、近隣町村の状況を若干申し上げますと、旧和島がお二方、与板町は1人、寺泊町は5人おられますね。旧西山町は1人、それも水、土の週2回、午前中の診療と。刈羽村は1人、月、火、木、金1日、水、土午前中のみというような状況になっておりますので、このことからしますと、当町の医療事情は近隣市町村との中で多少なりとも恵まれているかなといえるのですが、しかし現実はお年寄りの方も多いわけでございますので、これはもう大きな切実な問題というふうに考えております。

このことにつきましては、私ども先生にお見舞い申し上げて、特にまたお話をしてまいりました。

また、先生の回復状況、ご退院の状況を見きわめながら、また先生のお考えですとか、あるいはまたご家族のお考え等もよくお聞きをしながら対処してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

また、大変医師不足というのは、これは大きな社会問題となっておりますわけですが、しかし何としてもやっぱりこういう出雲崎町の現状からいたしまして、できるだけ町民の皆さんのお困りにならないように医療機関の充実ということにつきましては、また内藤先生も、あるいはまた磯辺先生、佐藤先生もおられますので、また長岡へ医師会等の医療機関とも相図って、何とかこれらの問題についても問題解決に当たってまいりたいというふうに思っておるわけでございますので、またよろしくお願ひいただきたいと思ひます。

○議長（中川正弘） 7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） 2点の質問についてですが、大変前向きな、本当に建設的な回答をいただきました。

私、例えば買い物のごことでありますけれども、たまたま八手地区のある独居老人のお宅に仕事で寄せていただく機会がありまして、デイサービスを受けている方でもありますけれども、「おじいちゃん、冬は買い物どうされているのですか」と聞いたら、「細々とあるものを食べています」と。「越後線も風が吹くととまるしの」と。「やたらに通らぬし、行かれないときは何日もある」、こういう話もあります。これはやっぱり公共交通機関の少ない当町にとりまして、こういった深刻な問題を抱えている高齢者の方というのはたくさんいらっしゃるのだらうなというふうに考えておりますので、今ほどの回答どおり、ぜひひとつ前向きに、早急に対応をいただければなということでもあります。

もう一つは、今ほどの医院の問題、内藤先生のお話でありますけれども、私のほうはお聞きした感では、先生は回復をされたらやりたいというご希望を持っておられるようでありますけれども、奥様が大反対でありまして、年も年だし、病気のこともあるから、もうこの際思い切ってやめましようということをお伝えになられたというふうに聞いております。なかなか代替医師の問題も含めて難しい問題もあるわけでありまして、どうかひとつ長岡や柏崎の遠くの病院に足を運ぶことのできない高齢者の方がたくさんいらっしゃるわけでありまして、かかりつけの医師としてのあの場所、あの拠点を大切にしていっていただきたい、そんなふうにお願ひを申し上げておきます。

私初めての質問ではありますけれども、余談であります、一般的にこういった議員が一般質問するに当たって、ともすると議員パフォーマンス、いわゆる政治的題材に使われるようなことも他の議会においてはあるようであります。もちろん当町の議会においてはそのようなことはないわけでありまして、私はいわゆる地域代弁者という原点に立って、今後においても地域の密着した趣旨、問題について取り上げてまいりたい、そんなふうと考えておりますので、今後ともどうかひとつよろしくお願ひを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中川正弘） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時33分)

第 3 号

(3 月 19 日)

平成20年第2回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成20年3月19日(水曜日)午前9時30分開議

- 第1 議案第14号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第16号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第17号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第18号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第20号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 請願第1号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願について
- 第8 請願第2号 生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願について
- 第9 議案第27号 北国街道妻入り会館の指定管理者の指定について
- 第10 議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第21号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第22号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第23号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第24号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第25号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例制定について
- 第16 議案第26号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 第17 陳情第4号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について
- 第18 議案第28号 平成20年度出雲崎町一般会計予算について

- 第 19 議案第 29 号 平成 20 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
 - 第 20 議案第 30 号 平成 20 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
 - 第 21 議案第 31 号 平成 20 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
 - 第 22 議案第 32 号 平成 20 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 第 23 議案第 33 号 平成 20 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
 - 第 24 議案第 34 号 平成 20 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
 - 第 25 議案第 35 号 平成 20 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
 - 第 26 議案第 36 号 平成 20 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
 - 第 27 議案第 37 号 平成 20 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
 - 第 28 発議第 1 号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 29 発議第 2 号 出雲崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 30 発議第 3 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について
 - 第 31 所管事務調査報告（社会産業常任委員会）
 - 第 32 議員派遣の件
 - 第 33 閉会中の継続審査の件（社会産業常任委員会）
 - 第 34 常任委員会の閉会中所管事務調査の件
 - 第 35 議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第14号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について

請願第1号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願について

請願第2号 生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第14号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第15号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第16号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第17号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第18号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第20号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、請願第1号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願について、日程第8、請願第2号 生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願について、以上議案6件、請願2件を一括議題とし

ます。

ただいま議題としました議案6件、請願2件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） 去る3月10日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案6件、請願2件を審査するため、3月17日午後1時30分より議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、建設課長、教育課長の出席を得て委員会を開催しました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査経過について報告いたします。

議案第14号から18号及び議案第20号まで議案6件は、慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号については反対の立場から、本町を管轄する国の出先機関の所在地が長岡市と柏崎市に分かれている現状より、むしろ1カ所に統合されたほうが町民の利便性が向上するのではないかとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決定しました。

請願第2号につきましては、反対の立場から、全国一律の最低賃金の法制化等、現在の国の政策からその実現性に疑問があるとの意見、また賛成の立場から、働いたら最低賃金の生活ができるよう最低賃金の見直しは必要であるとの意見などがあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第14号から議案第18号及び議案第20号について一括して討論します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

次に、請願第1号について討論します。

まず、委員長報告に反対の者の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願について、総務文教常任委員会の報告に対する反対討論をいたします。

理由は、今都市と地方の格差拡大が問題になっている中、国の出先機関まで地方移譲で統廃合すれば都市一極集中でますます格差拡大につながります。

以上の点から私はこの請願を採択すべきであり、したがって委員長報告に反対いたします。皆さんの賛同をお願いして討論いたします。

○議長（中川正弘） 次に、委員長報告に賛成の者の発言を許します。

1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 私は、総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成いたしますので、皆さん方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで請願第1号についての討論を終わります。

次に、請願第2号について討論します。

まず、委員長報告に反対の者の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 請願第2号 生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願についてであります。

総務文教常任委員会の報告に対する反対の討論をいたします。理由は、現に働いている人たちが生活保護基準以下の生活を余儀なくされていることは社会的にも大きな問題であります。働けば人に値する生活を保障することが当然ではないでしょうか。

以上の点から私は請願を採択すべきであり、したがって委員長報告について反対いたします。皆さんの賛同をお願いして討論いたします。

○議長（中川正弘） 次に、委員長報告に賛成の者の発言を許します。

3番、南波議員。

○3番（南波榮一） 私は、委員長報告に賛成の立場で一言申し上げます。

最低賃金全国一律というのは、やっぱり地域の経済状況もろもろによって、地域によって賃金その他が決定されるのが望ましいというふうに考えておりますし、そういう状況にかんがみ、全国一律というのは無理があると思いますので、委員長報告のとおり賛成いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで請願第2号についての討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（中川正弘） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（中川正弘） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

◎議案第27号 北国街道妻入り会館の指定管理者の指定について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第27号 北国街道妻入り会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって除斥となりますので、中野勝正議員の退場を求めます。

〔中野勝正議員退場〕

○議長（中川正弘） 本案は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並び結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） 先ほどの報告に引き続き、議案第27号の経過を報告いたします。

議案第27号は、慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

以上、総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

議案第27号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

〔中野勝正議員着席〕

○議長（中川正弘） したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第22号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第25号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例制定について

議案第26号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について

陳情第4号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について

○議長（中川正弘） 日程第10、議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第21号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第22号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第23号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第14、議案第24号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、日程第15、議案第25号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例制定について、日程第16、議案第26号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共

団体の数の減少及び規約変更について、日程第17、陳情第4号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、以上議案7件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案7件、陳情1件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案7件、陳情1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。

審査は、3月17日午前9時30分議員控室にて、説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

議案第19号から議案第22号については、質疑、意見、反対討論などはなしで、採決の結果、賛成全員で可決いたしました。

議案第23号については、葬祭費の支給額10万円が5万円になるということは、もらう方にとっては厳しいと思われるが、後期高齢者医療広域連合も5万円になっているなど、他の制度とのバランス上やむを得ないとの意見がありました。採決の結果、賛成全員で可決いたしました。

議案第24号から議案第26号については、質疑、意見、反対討論などはなし。採決の結果、賛成全員で可決しました。

次に、陳情第4号については、審査の過程において述べられた意見は、保険でやる場合、保険料が高くなると考えられるが、歯や口腔の機能が良好になれば結果として医療費が少なくなるとの意見がありました。採決の結果、賛成全員で採択と決しました。

以上で社会産業常任委員長報告を終わります。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号を採決します。

陳情第4号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

◎議案第28号 平成20年度出雲崎町一般会計予算について

議案第29号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第30号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計予算について

議案第31号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第35号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第36号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第37号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（中川正弘） 日程第18、議案第28号 平成20年度出雲崎町一般会計予算について、日程第19、議案第29号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第20、議案第30号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、日程第21、議案第31号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第22、議案第32号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第23、議案第33号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第24、議案第34号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第25、議案第35号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第26、議案第36号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第27、議案第37号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案10件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案10件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中政孝議員。

○予算審査特別委員長（田中政孝） 去る3月10日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案10件を審査するため、3月12日午前9時30分より本会議場において委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙の報告書のとおりであります。審査の経過につきまして主な質疑、意見を報告いたします。

まず、議案第28号の歳出につきましては、2款1項1目14節使用料及び賃借料の中の救急蘇生装置借り上げ料について、蘇生装置を設置するのが目的ではなく、緊急時に対応できないことのないよう指導、訓練をする必要があるとの意見などがありました。

3款1項5目20節扶助費について、対象者の推移について質疑があり、家族介護支援事業については例年75人くらいであり、町寝たきり老人等介護手当支給事業については例年30人くらいであるが、20年度は制度拡大のため65万円の増額となっている。また、町高齢者福祉タクシー利用料助成については毎年増えており、19年度当初予算の倍くらいで300人くらいを予定しているとの答弁がありました。

6款1項3目の夕映えの丘施設には来園者が大変少なく、整備する必要はないのではないか。むしろ7款1項3目15節工事請負費の良寛と夕日の丘公園改修などに力を入れる必要があるのではないかとの意見がありました。

8款5項2目街並環境整備費について質疑があり、19年度は地震により街並整備助成金は2件の執行であったが、20年度はアドバイザーの指導を受けながら5件の街並整備助成金が執行できるよう努力したいとの答弁がありました。

10款2項2目13節委託料、ホームページ更新管理委託料について、小学校と中学校の金額について更新の少ない方が金額が高いことについて質疑があり、金額の高い方は業者に任せてあるという答弁がありましたが、執行に当たっては十分精査する必要があるとの意見がありました。

次に、歳入につきまして、1款町税では町民税の収納率99.7%、固定資産税98.0%は高い収納率ではあるが、限りなく100%に近づける努力が必要であるとの意見もありました。

また、議員は町民の模範になるべきであり、速やかに排水設備のつなぎ込みをすべきではないかとの意見がありました。

討論では、ごみの有料化、また後期高齢者医療制度の導入について同意できなく、20年度一般会計予算は反対との討論がありましたが、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号から議案第37号の議案9件につきましては、慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算審査特別委員長の報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中川正弘） 起立多数です。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号から議案第37号まで議案9件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号から議案第37号まで議案9件に対する委員長の報告は全議案とも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第29号から議案第37号まで議案9件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第28、発議第1号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、田中政孝議員。

○議会運営委員長（田中政孝） ただいま議題となりました発議第1号につきまして提案理由を説明いたします。

今ほど議案第14号が可決され、本年4月1日から町民課と保健福祉課の事務分掌の見直しが行われることになりました。これに伴いまして各常任委員会が所管する事項の改正を行うために関係条例の一部を改正するものです。委員の審査が円滑に、しかも効率的に行えるよう議会運営委員会において協議したものでございます。議員各位のご賛同をよろしく願います。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第2号 出雲崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第29、発議第2号 出雲崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、日山正雄議員。

○8番（日山正雄） ただいま議題となりました発議第2号につきまして提案理由を説明いたします。

昨年の中越沖地震で本町は大きな被害を受けました。今なお仮設住宅での生活を余儀なくされている方、また住宅再建途上の方も多くいらっしゃいます。被災された方々の心情を推しはかり、被災者の皆様と痛みを分かち合い、一日も早い復興に向けて全町が一丸となって取り組んでいく趣旨から、議員としての姿勢をあらわす必要があるものと考えます。本年4月から6月までの3カ月間、議員の報酬月額3%を減額するために関係条例の一部を改正するものです。

中野勝正議員の賛同を得て提出いたします。全議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第30、発議第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の説明をさせていただきます。

歯や口腔の機能が良好である場合には、全身の健康、介護、医療費上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実施をされ、その経過として医療費を少なくさせる効果があるというふうの実証されております。その中で、国及び政府においては医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するため、次の事項の実現がなされるよう強く要望させていただきたいと思っております。

4点についてお願いしたいわけでございます。1つは、患者負担、窓口負担を軽減すること。1つは、よくかめる入れ歯が保険給付として製作、装着、管理できるように診療報酬を改善すること。1つ、歯周病の治療、管理が保険給付として適切にできるように診療報酬を改善すること。1つ、安全で普及している歯科技術を保険給付の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきたいということでございます。よろしく審議をお願いします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎所管事務調査報告（社会産業常任委員会）

○議長（中川正弘） 日程第31、所管事務調査報告を行います。

社会産業常任委員会から会議規則第77条の規定により報告書が提出されています。

調査結果の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 委員会調査報告書。

本委員会が行った所管事務調査の結果について、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

調査事件といたしまして、石油記念公園内の石油やぐらの整備に関する調査をさせていただきました。調査の結果は、別紙1のとおりでございます。内容等は、皆さんのお手元に配付してあるとおりですが、若干補足させていただきたいと思っております。

調査の結果としましては、1番、尼瀬油田機械掘第1号井跡と石油槽については、ここに書いてあるとおりでございます。

2の石油槽の倒壊についても、ここに書いてあるとおりでございます。

3番目の議員の協議経過について、石油槽の倒壊後、全員協議会、または議員懇談会等において議員全員で断続的に協議してきたが、石油産業発祥の地として、また石油記念公園のシンボルとして槽は復元したほうがよいという意見で集約されたわけでございます。平成19年10月4日に開催した第5回議員懇談会に小林則幸町長、加藤和一産業観光課長の出席を求め、集約された議員の意見を伝えました。同懇談会において、再建することとした場合の槽の形状、事業費等の資料提示を執行部に求めるとともに、細部の検討は社会産業常任委員会において調査することになりました。

4番目の今後の整備についてでございますが、本委員会では執行部から提出された原案を検討した結果、執行部案のとおり、建設当時のようにポンピングユニットハウスを取り囲んだ中で高さ15メートル程度の石油槽を整備することが望ましいという意見を取りまとめました。また、整備する時

期については財政事情等総合的に十分検討し、最も適切な時期に行うとし、さらに石油槽とポンピングユニットハウスを整備する時期が異なっても支障はないものとすることにしました。

別紙のほうの石油槽の件に関する議会での調査経過としましては、ここに書いてあるとおりでございます。

よろしく審議お願いいたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で所管事務調査報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（中川正弘） 日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査の件（社会産業常任委員会）

常任委員会の閉会中所管事務調査の件

議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

○議長（中川正弘） 日程第33、閉会中の継続審査の件、日程第34、常任委員会の閉会中所管事務調査の件、日程第35、議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件、以上3件を一括議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査、または継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、または継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第2回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時10分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 中 野 勝 正

署名議員 宮 下 孝 幸